総論

意 見	再意	見	考	え方	
意見1 NTT グループの反競争的行為に対する検	再意見1		考え方1		
証・改善における PDCA サイクルを確立し実効性					
を確保するとともに、NTT グループの総合的な市					
場支配力を考慮した検証及びルールの導入を行					
うべき。					
■ 1+じめに	■ 我が国の重与済信古せ	型け 1005年の重重の	■ 辞名ゎ_つガーじ#	制度は 総数少も	これで競争

■ はじめに

我が国の電気通信市場は、自由化されてから25年が経過した現在においても、NTTグループが、「ボトルネック設備」と「顧客基盤」を公社時代から継承、保有していることに加え、持株会社体制の下、グループ各社が連携して圧倒的な市場支配力を保持し続けています。

これまでも、NTTグループにおける累次の公正競・争に関する措置、ルール整備が行われ、電気通信事業法及びNTT法の適切な運用を確保することを目的として競争セーフガード制度が実施されてきていますが、接続事業者から公正競争上問題がある事案について重ねて指摘があったとしても、毎年「十分な論拠が得られない」等の考え方が示されて「引き続き注視する」という結論が出されることが大半であり、総務省からNTT東・西に対して能動的な調査・や実効的な監視が行われることはありませんでした。

さらに、総務省がNTT東・西に対して要請して報告を受けた内容については詳細に開示されることはなく、また、その報告内容についてその後の競争セ・ーフガード制度における検証において継続的なチェックを行い、検証結果に反映させる等のPDCAサイクルを着実に実施することもありませんでした。

一昨年に発生したNTT西日本による接続情報の

- 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公 社民営化以降、NTTに対する累次の構造的措置 (88年のデータ通信事業の分離、92年の移動体 通信事業の分離、99年のNTT再編成)に加えて、 接続規制・行為規制措置が累積的に適用されるな ど、世界でも最も徹底した公正競争環境が整備されています。
- ・ この間、NTTは、電気通信市場における激しい 競争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持 株会社方式によるグループ経営を通じて、業務の アウトソーシングや代理店等の活用などに積極果 敢に取り組むことにより、経営の効率化による低 廉なユーザ料金・接続料金の実現やお客様サー ビスの充実など消費者利便の向上に邁進してきま した。
- ・ こうした様々な経営改善施策については、我が 国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけ の力で実現できるものではなく、子会社・関連会社 を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提 携・協業が不可欠となっています。
- NTTとしては、今後とも、グループの主要通信会社がお客様ニーズに対応して積極果敢な事業運営を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の創意工夫により生み出される付加価値を大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく

■ 競争セーフガード制度は、総務省が、公正競争 確保を図る観点から、電気通信事業法(昭和 59 年 法律第 86 号)及び日本電信電話株式会社法等に 関する法律(昭和 59 年法律第 85 号。以下「NTT 法」という。)に基づきこれまで講じられてきた指定 電気通信設備制度及び NTT グループに係る累次 の公正競争要件について、その有効性・適正性を 定期的に検証する仕組みとして、2007 年度より毎 年度運用しているものである。

そうした中、総務省は、2015年頃を目途に全て の世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標と する「光の道」構想に基づき、NTT の在り方を含め た公正競争環境の確保等の取り組むべき政策に ついて、2009年10月より、「グローバル時代におけ る ICT 政策に関するタスクフォース (以下「ICT 政 策タスクフォース」という。)の「過去の競争政策の レビュー部会 |及び「電気通信市場の環境変化へ の対応検討部会」(以下「合同部会」という。)にお いて検討を行い、2010 年 12 月に取りまとめを行っ た。これを受け、総務省は「光の道」構想に関する 基本方針(以下「基本方針」という。)を策定・公表 し、上記取りまとめに盛り込まれた措置について は、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の 実施後3年を目途に、その有効性・適正性につい て包括的な検証を行うこととした。

目的外利用の事案がその最たる例であり、毎年、競争事業者から指摘があっても、「注視」するだけであり未然に防ぐことができなかったことを踏まえると、総務省による競争セーフガード制度における検証は単なる形式的なものと言っても過言ではないと考えます。

そのため、本制度におけるこれまでの不透明な検証プロセスを見直すことが必要です。具体的には、審議会や既存の委員会を活用した公開された審議の場を設け、NTTグループによる反競争的な行為に対する措置の実効性確保状況について検証を行い、問題がある場合は改善させるというPDCAサイクルを回すべきと考えます。

一方、今次国会において成立した改正電気通信・事業法に、機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が盛り込まれたことにより、NTT東・西に対し、接続情報の管理徹底、利用部門と設備部門のファイアーウォールの徹底、競争事業者との同等性の確保、子会社を活用した禁止行為等について、総務省が厳格にチェックし、問題があれば是正措置を講ずるというPDCAサイクルが実施されることが期待されるところです。

しかしながら、実質的に営業活動を行っている販売代理店やNTTドコモの子会社等への禁止行為規制の適用や、NTTファイナンスのような非電気通信事業者を活用したグループ連携といったNTTグルー・プドミナンスへの対応の強化については本改正においては、全く措置されておらず、不十分と言わざるを得ません。

これまで、競争事業者からNTT東・西による子会社を活用した禁止行為規制を潜脱する行為について毎年指摘されている中、NTT西日本による接続情報の流用が発生したことを踏まえると、改正電気通・信事業法でも規定されていないNTT持株会社傘下

考えです。また、このことが、我が国の電気通信市場における競争のダイナミズムを一層活性化させるものと確信しています。

- このような観点から、NTT東西及びNTTドコモに対する禁止行為規制の適用については、法律に定められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂きたいと考えます。仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確となれば、規制の対象となるNTT東西及びNTTドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。
- 近年、情報通信の分野においては、技術革新やビジネスモデルの変化が構造的且つグローバルに生じています。例えば、固定通信だけでなく移動通信のブロードバンド化が進展し、ユーザは多種教様なブロードバンドアクセスの中から自由に選択しています。また、従来の電気通信事業者以外、すなわち端末やコンテンツアプリケーションを提供する国内外のハード・ソフトベンダーが自在に通信サービス(電話、メール等)を提供しています。さらにこうした通信をアプリケーションとして提供するプロバイダは、海外からも日本国内におけるサービス提供を行っています。
- このように、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。
- 公正競争の確保についても、こうした市場実態 を的確に反映したものとすることが必要であり、電

具体的な検証の枠組みとしては、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」(平成23年12月20日情通審第108号。以下「ブロードバンド答申」という。)に基づき、規制の遵守状況、市場の競争状況や「光の道」構想に関する取組状況等を継続的に検証するため、総務省は、現在の競争セーフガード制度に代えて、2012年度より「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」(以下「公正競争レビュー制度」という。)を実施するとともに、2012年度から2014年度までの3年間にわたる毎年度の運用状況や検証結果を踏まえ、2014年度の検証に併せて包括的な検証を実施することとしている。

よって、今後、上記枠組みに基づいて規制の遵守状況等の公正競争環境に係る検証を適切に行っていくことにより、検証の実効性は確保されるものと考える。

- 公正競争環境に係る公開された審議の場については、2012 年以降も、情報通信審議会電気通信事業政策部会ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において、適切なタイミングに公正競争レビュー制度に基づく検証の結果等について調査審議するとともに、将来新たに課題等が生じた場合には、適時適切に検討を行うこととする。
- NTT グループ内の連携については、禁止行為規制の対象である東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「NTT ドコモ」という。)が特定の電気通信事業者に対し不当に優先的な取扱い等を行うことを禁じている電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における

の兄弟会社やNTTグループ内企業同士が出資した 新会社等を活用して禁止行為規制を潜脱する新た な事例が出てくる懸念があると考えます。

加えて、NTT法改正に伴い活用業務が届出制に 変更されることにより、NTT東・西の業務範囲の拡 大が容易に実施可能となります。

今回の法改正では措置されていないグループドミ ナンスやNTT東・西への規制緩和である活用業務 の届出化によって、NTTグループが電気通信市場 を席巻し、独占回帰することが危惧されます。

NTTグループによる独占化が進めば、料金の高 止まりや新サービス展開の阻害といった事態を招く■ 「競争セーフガード制度の運用に関する意見募 ことが明白であり、電気通信市場の健全な発展及び 国民利便の向上を損ねる結果となります。それらを 回避し、真の公正競争の下、国民利便の更なる向 上を図るためには、「持株体制下にあるNTTグルー プ全体としての市場支配力」を検証することが必要 であり、ボトルネック設備に起因するものに加え、シ ェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、 ブランドカ、広告宣伝カ、資本関係といったNTTグ ループの総合的な市場支配力に基づくルールの導 入が必要と考えます。

ルール導入までの措置としては、総務省と公正取 引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野に おける競争の促進に関する指針」に禁止すべきグル ープ連携事例を明記した上で、競争セーフガード制 度における検証において「十分な論拠が得られな」 い」ため「引き続き注視する」といったように安易に結 論付けるのではなく、改正電気通信事業法に基づく 機能分離や子会社一体経営の検証と同様に、NTT 東・西に対して十分な情報開示を要請し、NTT東・西 自身に挙証させ、それに基づいて総務省は厳格な 検証をすべきと考えます。

3年後の包括的な検証に向け、それまでの継続 的な検証を有効なものにするためには、上述のよう

話時代の競争を前提とした制度から、ブロードバ ンド・IPの設備競争を前提とした制度(事後規制) に転換するべきであると考えます。それが直ちに 実現できないとしても、他事業者が既に提供して いるお客様利便について、規制が非対称であるが 故にNTTグループのお客様だけが享受できないと いう現状は早急に改善すべきであり、市場実態や 消費者利便等を踏まえた規制の緩和をお願いし たいと考えています。

(NTT)

集(2011年度)」に対し提出した当社意見書にお いても述べたとおり、これまで競争事業者から指 摘してきた事項の大半について、総務省による検 証結果が「引き続き注視する」となっていること、総 務省がNTT東・西に対して要請し報告させたもの の、その後の継続的なチェックや次年度の検証結 果への反映といった事後の対応を行っていないこ と等に鑑みると、公正競争要件の有効性・適正性 を確保するための検証の仕組みとしては不十分で あると考えられることから、本制度におけるこれま での不透明な検証プロセスを見直すことが必要で す。具体的には、審議会や既存の委員会を活用し た公開された審議の場を設け、NTTグループによ る反競争的な行為に対する措置の実効性確保状 況について検証を行い、問題がある場合は改善さ せるというPDCAサイクルを回すべきと考えます。

また、今回の改正電気通信事業法においては、 実質的に営業活動を行っている販売代理店やNT Tドコモの子会社等への禁止行為規制の適用、N TTファイナンスのような非電気通信事業者を活用 した排他的なグループ連携といったNTTグループ ドミナンスへの対応の強化については措置されて いません。3年後の包括的な検証に向けて、「持 公正有効競争要件」(平成4年4月 28 日。以下「移 動体分離の際の公正有効競争条件」という。)及び 「「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに 権利及び義務の承継に関する基本方針 (平成9 年郵政省告示第 664 号) における承継会社への事 業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公 正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的 な事項」(以下「NTT の承継に関する基本方針」と いう。)に抵触する又は潜脱するおそれがないか引 き続き注視していくこととする。

に競争セーフガード制度における検証プロセスを明確化し、実効性を確保することが必要であると考えます。さらに、機能分離や子会社監督規制の検証のみならず、NTTグループ連携やNTTグループの市場支配力が競争環境に与える影響を考慮した上で包括的な検証をしなければ、競争政策全体の適正性・有効性は判断できないと考えます。 (KDDI)	配力」を継続的に検証していくことは必須であるた	
意見2 指定電気通信設備制度の導入、及び NTT グループに係る累次の公正競争要件の設定がなされた当時とは競争環境が変化している。顧客利便等の観点から、指定電気通信設備制度や NTT	再意見2	考え方2
グループに係る累次の公正競争要件を緩和・撤 廃する方向で抜本的に検証・見直しを行うべき。		
■ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しております。 指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線の敷設や加入者交換機を設置して、当社と同等のネットワークを自ら構築することが実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するために当社の		■ NTT グループに係る累次の公正競争要件については、ICT 政策タスクフォース合同部会において、2015 年頃を目途に「光の道」構想を実現するために最も有効な競争ルールに関する措置について検討を行った結果、指定電気通信設備制度やNTT等に係る累次の公正競争要件等の適切な運用を図りつつ、NTT東西における機能分離等を行うことが適当とされたことを受け、電気通信事業法及びNTT法の改正が行われたところである。またブロードバンド答申においても、当該答申を踏まえ新たに設

固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。

しかしながら、IP・ブロードバンド時代においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置することで独自のIP網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービス提供しており、現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE等を用いた無線系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で、熾烈な競争が展開されています。

特に、西日本の固定系ブロードバンド通信市場では、当社・電力系事業者・CATV事業者・DSL事業者が熾烈な設備競争を繰り広げており、当社のシェアは西日本マクロで48.5%、府県別では最小で37%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約40%に過ぎない状況(平成23年3月末)となっています。

また、ドコモ分社時やNTT再編成(地域・長距離分離)時のNTTグループに係る累次の公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために課せられたものですが、現在では、事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っています。その一方で、NTTグループは本規制等により経営の自由度に大きな制約を受けており、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できず、結果としてNTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、IPブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上が阻害されています。

こうした中で、当社は、これまでも光サービスを世

けられる公正競争レビュー制度に基づき、引き続き NTT 等に係る累次の公正競争要件の遵守状況等 を検証することにより、公正競争環境を担保してい くこととされたところである。よって、上記の方針を 踏まえ、引き続き累次の公正競争要件を適切に運 用することにより、公正競争環境を確保していくこと が適当である。

ただし、2014 年度の包括的な検証の結果、仮に 既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルール に制度的課題が生じていると認められるような場合 には、公正競争レビュー制度により得られた知見 等を活用しつつ、NTT の在り方のほか、指定電気 通信設備制度及び NTT 等に係る累次の公正競争 要件を中心として構成されている競争ルール全体 の枠組みの見直しについても検討することとする。 界に先駆けて本格展開し、利用可能エリアを拡大する等ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、これに加え、CATVを含めた複数の設備構築事業者が超高速ブロードバンド回線を構築し、さらには、シェアドアクセス方式の光ファイバを設備構築事業者から借りて、ブロードバンド市場に参入する事業者も存在するなど、世界を見ても極めてまれな競争市場となっており、また、ユーザ料金も世界で最も低廉な水準で、サービス品質も世界最高水準であることから、我が国の超高速ブロードバンドは、世界最高水準の世帯カバー率と普及率が実現されています。

このように世界で最も進んだブロードバンド環境下で、更なるブロードバンド普及に向けてドライブをかけてゆくためには、広く社会・経済・国民生活の中でブロードバンドを必需品としてご利用いただけるようなICTの利活用策を推進していくことが重要であり、情報通信市場のパラダイム変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制及び累次の公正競争要件を見直し、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした政策に転換する必要があると考えます。

具体的には、事態の推移を先回りした想定や懸念に基づいて事前規制をかけるという従来の発想を転換して、上位レイヤ等も含めた多様な事業者の創意・工夫によるサービス・技術の発展により、更なるブロードバンドの普及促進を図る観点から、基本的には、事業者の自由な事業展開に委ね、各事業者による自由な事業展開の結果、万一問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹する政策に舵を切るべきです。

したがって、今年度の検証にあたっては、過去に導入された指定電気通信設備制度やNTTグループに係る累次の公正競争要件を緩和・撤廃する方向で抜本的に検証・見直しを行っていただき、各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境を整備

していただきたいと考えます。

(NTT 西日本)

意見3 競争セーフガード制度は、今後見込まれる 市場環境の変化が及ぼす競争環境の変化を検 証するとともに、将来に向けた先取的な競争促進 措置の検討に資するものであるべき。

再意見3

考え方3

■ 基本的な考え方

現在、電気通信市場においては、昨年11月にNT T東西殿からコア網の概括的展望(以下、概括的展 望)が公表されてPSTNからNGNへの移行が今後 計画的に進められる点や、「光の道」構想に基づき 超高速ブロードバンドの普及が促進される点、そして、モバイル市場においてはモバイルブロードバンド の普及・高速化が加速する状況にある点等を鑑み れば、まさに市場環境が大きく変化する時期にある と言えます。

このような状況の中、競争セーフガード制度(以下、本制度)に期待される役割としては、累次の公正競争要件のレビューに留まることなく、今後見込まれる市場環境の変化が及ぼす競争環境への影響を検証すると共に、将来に向けた先取的な競争促進措置の検討に繋げることにあると考えます。

- 検証における重要な観点
- ① PSTNからNGNへの移行に着目した公正競争確 保の在り方
 - ・昨年11月にNTT東西殿より概括的展望が公表されたものの、以下の公正競争上の問題が懸念されることから、移行期におけるメタル/PSTNから光/NGNへの競争環境のパスを構築することは喫緊の課題であると考えます。
 - ✓ <u>メタル / PSTNにて構築されたサービス競争環境</u> の喪失
 - ✓ 競争的な環境下での利用者移行の停滞

- 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公 社民営化以降、NTTに対する累次の構造的措置 (88年のデータ通信事業の分離、92年の移動体 通信事業の分離、99年のNTT再編成)に加えて、 接続規制・行為規制措置が累積的に適用されるな ど、世界でも最も徹底した公正競争環境が整備さ れています。
- ・ この間、NTTは、電気通信市場における激しい 競争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持 株会社方式によるグループ経営を通じて、業務の アウトソーシングや代理店等の活用などに積極果 敢に取り組むことにより、経営の効率化による低 廉なユーザ料金・接続料金の実現やお客様サー ビスの充実など消費者利便の向上に邁進してきま した。
- こうした様々な経営改善施策については、我が 国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけ の力で実現できるものではなく、子会社・関連会社 を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提 携・協業が不可欠となっています。
- NTTとしては、今後とも、グループの主要通信会社がお客様ニーズに対応して積極果敢な事業運営を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の創意工夫により生み出される付加価値を大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく考えです。また、このことが、我が国の電気通信市場における競争のダイナミズムを一層活性化させるものと確信しています。
- 総務省は、これまでも、競争セーフガード制度の 運用に当たり、市場環境の変化を踏まえた検討を 行ってきたところであるが、現在の競争セーフガー ド制度に代えて、2012 年度より公正競争レビュー 制度を実施することとしており、当該制度において は、現在の競争セーフガード制度における検証項 目を引き続き検証の対象とするほか、料金の低廉 化や市場シェア等の動向、「光の道」構想に関する 取組状況等についても検証を行うことにより、ブロ ードバンド普及促進の観点から総合的な検証を行 うこととする。また、当該制度を2012年度から2014 年度までの3年間にわたって毎年度実施すること により、その運用状況や検証結果を踏まえ、2014 年度の検証に併せて包括的な検証を実施し、仮に 既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルール に制度的課題が生じていると認められる場合に は、必要に応じ競争ルール全体の枠組みを含めて 見直すこととする。さらに、情報通信審議会電気通 信事業政策部会ブロードバンド普及促進のための 競争政策委員会において、当該レビュー制度に基 づく検証の結果等について調査審議するとともに、 将来新たに課題が生じた場合には、適時適切に検 討を行うこととする。
 - また、NTT東西のPSTNからIP網への移行については、ブロードバンド答申を踏まえ適切な措置が講じられることが想定されるとともに、同審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会に

- ② 第二種指定電気通信設備制度におけるドミナント 規制の実効性確保の在り方
 - ・第二種指定電気通信設備制度(以下、二種指定設備制度)は、新規参入及び新興事業者と既存事業者のイコールフッティングを確保することでMNO間の競争も促進させる観点から実効的に機能するように、市場支配力に基づくドミナンス性に応じた規制に再構築することが必要と考えます。
- ③ NTTグループに係る公正競争要件の見直し
 ✓ 機能分離の実効性を確保する競争セーフガード・
 制度の在り方
 - ・今年5月の電気通信事業法の改正により、ボトルネック設備利用の同等性確保を目的としたNTT東西殿の機能分離が義務付けられ3年後を目途に公正競争環境確保の観点から制度の包括的検証を行うことを鑑みれば、本制度は機能分離の実効性をチェックする点で重要な役割を担うと考えます。
 - ✓ グループドミナンスに係る公正競争要件の見直し ・NTT西日本情報漏洩問題にも見られる現行の公 正競争要件と業務実態の乖離や、共同営業や連携 サービスに係る市場支配力の行使といった問題を 解決するためには、NTTグループの業務実態や市・ 場環境の変化を見据えた上で累次の公正競争要件 を見直すことが必要と考えます。

(イー・アクセス)

- このような観点から、NTT東西及びNTTドコモに対する禁止行為規制の適用については、法律に定められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂きたいと考えます。仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確となれば、規制の対象となるNTT東西及びNTTドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。
- 近年、情報通信の分野においては、技術革新や ビジネスモデルの変化が構造的且つグローバル に生じています。例えば、固定通信だけでなく移動 通信のブロードバンド化が進展し、ユーザは多種 多様なブロードバンドアクセスの中から自由に選 択しています。また、従来の電気通信事業者以 外、すなわち端末やコンテンツアプリケーションを 提供する国内外のハード・ソフトベンダーが自在に 通信サービス(電話、メール等)を提供していま す。さらにこうした通信をアプリケーションとして提 供するプロバイダは、海外からも日本国内におけ るサービス提供を行っています。
- ・ このように、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。
- ・ 公正競争の確保についても、こうした市場実態を的確に反映したものとすることが必要であり、電話時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした制度(事後規制)に転換するべきであると考えます。それが直ちに

おいて、今後、適切なタイミングで環境変化等を注視していくとともに、将来新たに課題等が生じた場合には、適時適切に検討を行うこととする。

実現できないとしても、他事業者が既に提供しているお客様利便について、規制が非対称であるが故にNTTグループのお客様だけが享受できないと	
いう現状は早急に改善すべきであり、市場実態や 消費者利便等を踏まえた規制の緩和をお願いし たいと考えています。 (NTT・再掲)	

1 指定電気通信設備制度に関する検証

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証		
意見	再 意 見	考え方
意見4 第一種指定電気通信設備の指定について	再意見4	考え方4
は、状況の変化は認められないことから、①「指		
定しない設備を具体的に列挙する方法(ネガティ		
ブリスト方式)」とする、②端末系伝送路設備の		
種別(メタル・光)を区別しないという現行の考え		
方を継続すべき。		
■ 第一種指定電気通信設備の指定要件について	■ 先般の当社意見で述べたとおり、指定電気通信	■ 第一種指定電気通信設備(以下「一種指定設
は、過去の競争セーフガード制度(以下、「本制度」	設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系	備」という。)の指定については、伝送路設備及び
という。)の検証時と同様、考え方を変更すべき特	伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、	交換等設備に対する指定方法をネガティブリスト
段の事情は認められないことから、引き続き、ネガ	はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネ	方式(指定しない設備を具体的に列挙する方式)
ティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種	ック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競	からポジティブリスト方式(指定する設備を具体的
別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信	争状況等が以下のとおり異なっていることから、メ	に列挙する方式)に変更した場合、ボトルネック性
設備の指定を行うことを継続すべきです。	タル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線との	を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク	規制を区分し、加入者光ファイバについては指定	されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健
モバイル)	電気通信設備の対象から除外していただきたいと	全な発達が損なわれる可能性がある旨、平成 19
	考えます。	年3月 30 日付け答申「コロケーションルールの見
■ 指定要件は現行維持が必要	〇線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が	直し等に係る接続ルールの整備について」(以下
昨年度の検証で総務省殿から示された内容の	光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備	「3月答申」という。)において示されているところで
通り、ポジティブリスト方式の場合には、ボトルネッ	されていること。また、電柱については、より使い	ある。
ク性を有する設備が一定期間指定されない場合が	易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも	昨年度の検証結果では、ネガティブリスト方式
生ずることにより、接続事業者がボトルネック設備	簡便なものに見直してきており、他事業者が光フ	の採用が NTT 東西による迅速なサービス提供等
を利用した新たなサービスを迅速に提供出来ない	ァイバを自前設置できる環境は更に整備されて	に対し重大な支障となっているという事実は認め

可能性があり、公正競争を阻害し電気通信市場の 健全な発達を損なう虞があるため(※1)、現行の 指定要件についてはネガティブリスト方式の維持 が必要であると考えます。

また、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)についても、昨年度の検証における総務省殿の示された内容に変化はないと考えられるため(※1)、引き続き種別を区別せずに指定することが必要と考えます。

(※1)2011年3月 競争セーフガード制度の運用 に関する意見及びその考え方 考え方5

第一種指定電気通信設備の指定については、伝送路設備及び交換等設備に対する指定方法をネガティブリスト方式(指定しない設備を具体的に列挙する方式)からポジティブリスト方式(指定する設備を具体的に列挙する方式)に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある旨、平成19年3月付答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(以下「3月答申」という。)において示されているところである。

(略)

端末系伝送路設備については、昨年度の検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態として NTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。

きていること。

- 〇現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光 ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供してお り、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を 保有していること。
- ○「光の道」構想に関する意見募集(平成 22 年 8 月 17 日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考える」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。
- OKDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客 基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを 提供することは十分可能であること。
- ○光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること。
- ・ なお、昨年度の検証では、メタル回線と光ファイバ 回線は、
- ①共に利用者から見て代替性の高いブロードバン ドサービスの提供に用いられていること、
- ②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の 上に敷設されていること、
- ③実態として当社はメタル回線を光ファイバ回線に 更新する際のコスト・手続の両面において優位 性を有していること、

から、メタルと光を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することとされております。

られないとしたところであるが、現時点においても、依然 NTT 東西が指摘するような「NTT 東西を競争上不利な状況に置く」又は「お客様利便を損ねている」等の状況も認められない。

また、新たに導入する設備は、アクセス回線と 一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられる ことに加え、当セーフガード制度において毎年度 指定対象設備を検証していることを踏まえると、現 行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気 通信設備として指定することは回避されなければ ならない」とする3月答申の趣旨に反しているもの ではなく、一種指定設備制度の趣旨に照らして妥 当である。

■ 端末系伝送路設備については、昨年度の検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。

また、ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていない CATV 回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしも言えない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない。

NTT 東西の今回の意見や、PSTN から IP 網への移行に伴うアクセス回線の移行の進展状況を考慮しても、この考え方を変更すべき特段の事情は依然認められないことから、端末系伝送路設備

(イー・アクセス)

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、 合理性はないと考えます。

- 〇メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、 設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。
- ○電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。
- ○当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的 に敷設しており、メタル回線を保有していることで 他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけ ではないため、当社にコスト面での優位性もない こと。

また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設 することにより、個々のお客様からの申込みに対 して当社と同等の期間でサービス提供すること は可能となっており、当社に手続面での優位性 はないこと。

- ・また、昨年度の検証結果では、「ボトルネック性の 判断に当たり、ブロードバンドに利用されていない CATV回線や高速無線アクセス回線については、 利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと 代替性があるとは必ずしも言えない点で異なること から、これらを含めて判断することは適当でない」と されております。
- ・しかしながら、光ファイバがメタル回線にて提供されるサービス(ブロードバンドサービス、電話(音声)サービス)と代替性がある、ということであれば、現時点、ブロードバンドに利用されていないCATV回線についても、大半の事業者のCATV回線については、利用者が希望すればブロードバンド回線として利用可能であり、また、電話(音声)としても利用可能であること、また、高速無線アクセス回線についても、ブロードバンド回線として利用可能

については、引き続きメタル・光の種別を区別せず に一種指定設備として指定することが適当であ る。

■ 加入光ファイバの指定を除外すべきとの再意見 については、考え方11に同じ。 であり、今後は電話(音声)としても利用可能となる 可能性があること、といった点においてメタル回線 との代替性があるものと考えます。

- ・現に、NTT東西の加入電話契約者数は、平成 10年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成22年12月末時点では約3,500万へと減少し、一方、フレッツ光のひかり電話契約者数(ch数)は、平成22年12月末時点で約1,200万たらずであり、加入電話のピーク時に比べると約1,600万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外のCATV電話等の他社直収電話、FTTHサービス又は携帯電話、WiMAX等、様々なアクセスサービスへ移行したものと想定されます。
- ・こうした状況は、お客様ご自身が自由にサービス を選択した結果であり、多種多様なお客様ニーズ があることを踏まえれば、メタル回線で提供される 代替サービスについて、固定のブロードバンド回線 の光ファイバに限定するという考え方は市場実態 を反映したものではなく、光ファイバだけを抜き出し て指定電気通信設備とする理由にはならないと考 えます。

(NTT 東日本)

- 先般の当社意見で述べたとおり、現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。
- ・ なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が

生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされておりますが、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性はなく、これらの装置を指定電気通信設備とすることは、過剰な規制であると考えます。

- ・このように、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(平成19年3月30日)の趣旨にも反していると考えます。
- ・加えて、昨年度の検証において「現時点において も、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による 迅速なサービス提供等に対し重大な支障となって いるという事実は認められない」とされております が、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバン ド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サ ービス開始前に接続約款の認可又は告示改正 の行政手続きが必要となること、また事実上、認可 申請前にも事前説明に一定の時間が必要となるこ とは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけ でなく、お客様に対して新サービスの提供や料金 値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損 ねていると考えます。
- ・また、昨年度の検証において「新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられる」とされておりますが、当社は、光ファイバ等のアクセス回線を当社(利用部門)と同等の条件で他事業者に貸し出しており、現に、他事業者は、オープン化された当社の光ファイ

バ等を利用してエンドエンドでIP通信網を構築しサービスを展開していることから、アクセスのボトルネック性はネットワークとは遮断されおり、こうしたご指摘は当たらないと考えます。

・したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。

(NTT 東日本)

- 加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。
- ① 指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の 根幹となる端末系伝送路設備については、電柱 等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン 化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続き の簡素化等により、他事業者が自前の加入者回 線を敷設するための環境が整備された結果、他 事業者の参入機会の均等性は確保されており、I Pブロードバンド市場においては、アクセス区間 においても現に設備競争が進展していること。
- ② 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去10年間で契約数を1.8倍の3,396万世帯(平成23年3月末。再送信のみを含む)

に増加させていること。

- ③ 主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること。
- ・ なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっていますが、仮に加入光ファイバが第一種指定電気通信設備の対象から除外されないとしても、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されてきた光ファイバの規制は明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。
- ・ また、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合やモバイル系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。
- ・ さらに、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。

(NTT 西日本)

■ ほとんど全ての県内設備に事前規制をかける現 行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続 した場合、健全な競争が繰り広げられているブロー ドバンド通信市場においても、サービス開始前に接

	続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。 ・ したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにしていただきたいとする具体的な基準を明らかにしていただきたいとするます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。 (NTT 西日本)	
意見5 第一種指定電気通信設備の指定については、サービス開始前に認可申請が必要になるなど、競争上不利となることから、ネガティブリスト方式からポジティブリスト方式に見直すとともに、必要最小限のものに限定すべき。		考え方5
■【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】 現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されています。 しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、	■ ネガティブリスト方式については、今後も維持する 必要があると考えます。 前回当社意見書でも述べたとおり、ネガティブリスト方式は、接続事業者がボトルネック設備を利用 したサービスの迅速な提供を可能とする役割を果たしており、ボトルネック設備利用の同等性確保において基幹的な機能を担っていると考えます。 この点については、現在「競争政策委員会」及び「電話網移行円滑化委員会」にてNGNのオープン	■ 考え方4で示したとおり、ネガティブリスト方式を 採用することは、一種指定設備制度の趣旨に照ら して妥当である。

行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最 小限のものに限定すべきであると考えます。

なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト 方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備 であるにもかかわらず一定期間指定されない場合「(イー・アクセス) が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損 なわれる可能性がある」とされておりますが、新た | 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ル に導入する設備が不可欠性を有することになるか どうかは、導入当初では判断できないはずであり、 むしろ現に指定されているルータ等の局内装置 は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利 用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれ ば、不可欠性はなく、これらの装置を指定電気通信 設備とすることは、過剰な規制であると考えます。

このように、新たに導入する設備をすべて指定 電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、 「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定 することは回避されなければならない」とする「コロ ケーションルールの見直し等に係る接続ルールの 整備について」答申(2007 年 3 月 30 日)の趣旨 にも反していると考えます。

加えて、昨年度の検証において「現時点におい ても、ネガティブリスト方式の採用が NTT 東西によ る迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっ ているという事実は認められない」とされております が、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバン ド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サ 一ビス開始前に接続約款の認可又は告示改正等 の行政手続きが必要となること、また事実上、認可 申請前にも事前説明に一定の時間が必要となるこ とは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけ でなく、お客様に対して新サービスの提供や料金 値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損 ねていると考えます。

また、昨年度の検証において「新たに導入する

化が議論される中で、光・NGNを中心とした環境に おいても、公正競争を確保する上で重要な役割を 果たすものと考えられるため、引き続きネガティブリ スト方式を採用する必要があると考えます。

ールの整備について(平成19年3月30日)」で示さ れているとおり、「ポジティブリスト方式に変更した 場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかか わらず一定期間指定されない場合が生じ得るた め、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可 能性がある」ため、現行どおりネガティブリスト方式 が適当と考えます。

【参考:昨年度の総務省の考え方】

◆ 第一種指定電気通信設備の指定方法に関し、 新たに導入する設備はアクセス回線と一体的に 機能する蓋然性は高いと考えられることを踏まえ ると、指定方法をネガティブリスト方式からポジテ ィブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を 有する設備であるにもかかわらず一定期間指定 されない状況が生じ得るため、電気通信市場の 健全な発達が損なわれる可能性がある。また、当 セーフガード制度において毎年度指定対象設備 を検証しているところ、ネガティブリスト方式の採 用によりNTT東西が競争上不利な立場に置かれ るといった状況は今回の検証においても特段見 受けられない。

したがって、NTT 東西の今回の意見を考慮し てもなおこれまでの考え方を変更すべき特段の事 情は認められないことから、検証結果に示したと おり、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運 用を引き続き維持することが適当である。

◆ 端末系伝送路設備に関し、メタル・光の種別を 区別せずに第一種指定電気通信設備として指定 設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性 は高いものと考えられる」とされておりますが、当社 は、光ファイバ等のアクセス回線を当社(利用部 門)と同等の条件で他事業者に貸し出しており、現 に、他事業者は、オープン化された当社の光ファイ バ等を利用してエンドエンドでIP通信網を構築しサ 一ビスを展開していることから、アクセスのボトルネ ック性はネットワークとは遮断されており、こうした ご指摘は当たらないと考えます。

したがって、行政当局においては、現行の指定 告示の規定方法である「指定しない設備を具体的 に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙 する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の 対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象 設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証 (KDDI) できた必要最小限のものに限定すべきであると考 えます。

(NTT 東日本)

■【現行の指定方法の見直しについて】

- ほとんど全ての県内設備に事前規制をかける現 行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続 した場合、健全な競争が繰り広げられているブロー ドバンド通信市場においても、サービス開始前に接 続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必 要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定 ビスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、モバイル) 当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に 置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普 及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽 を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げる ことになると考えます。
- │・ したがって、第一種指定電気通信設備の指定方 法については、「指定しない設備を具体的に列挙

することについては、昨年度の検証結果において 示した考え方のとおりであり、CATV 回線や高速 無線アクセス回線をボトルネック性の判断を行うこ とについては、こうした回線で提供されるサービス が利用者からみてメタル回線で提供されるサービ スと代替性があるとは必ずしも言えないことから 適当ではない。

したがって、NTT 東西の今回の意見を考慮し てもなおこれまでの考え方を変更すべき特段の事 情は認められないことから、検証結果に示したと おり、端末系伝送路設備に関し、メタル・光の種別 を区別せずに第一種指定電気通信設備として指 定する方法を引き続き維持することが適当であ る。

■ 2010 年度の本制度の検証において、ネガティブ リスト方式の採用が NTT 東西殿による迅速なサー ビス提供等に対し、重大な支障となっているという 事実は認められないという、総務省殿の考えが示 されています。

現時点においても、NTT 東西殿が指摘するよう な、競争上不利な状況やお客様利便性を損ねてい る等の状況は認められないことから、引き続き、ネ ガティブリスト方式の採用を維持すべきと考えま

の時間が必要となるため、お客様に対する新サー「(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク

する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する 設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象と する具体的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。

イ 指定の対象に関する検証

(NTT 西日本)

イ 指定の対象に関する検証		
意見	再 意 見	考え方
意見6 設備ベース競争の進展を鑑み、不可欠性	再意見6	考え方6
の無い設備については、早急に第一種指定電気		
通信設備の対象から除外すべき。		
■【基本的な考え方】	■ NTT東・西の意見書に「他事業者は、ルータ等の	■ 一種指定設備の対象については、本制度による
・指定電気通信設備制度が導入された当時は、電	局内装置を自ら設置し独自のIP通信網を構築」と	運用を通じて毎年度検証することとしており、今年
話の時代であり、他事業者が加入者回線の敷設や	ありますが、競争事業者は、NTT東・西のように歴	度においても「競争セーフガード制度の運用に関す
加入者交換機を設置して、当社と同等のネットワー	史的に継承した顧客基盤を収容して NGN に相当	るガイドライン」に規定する考え方に基づき検証し、
クを自ら構築することが実質的に困難であったこと	するネットワークを構築することは不可能です。	その妥当性・適正性の確保に努めることとしてい
から、他事業者がサービスを提供するために当社	NTT東・西が主張するような、指定の対象外とす	る。
の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課さ	ることは適当ではないため、引き続き指定設備の対	
れてきました。	象とすべきと考えます。	
しかしながら、IP・ブロードバンド時代において	(KDDI)	
は、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置		
し独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら敷		
設、あるいは当社がオープン化により提供している		
ダークファイバ等を利用してサービス提供しており、		
当社のNGNをはじめとするIP通信網に固定電話網		
のような不可欠性はありません。		
現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者と		
いった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE		
等を用いた無線系の事業者を含め、自ら設備を構		
築してサービスを提供する事業者間で、熾烈な競		

争が展開されています。

また、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10 年3月末時点のピーク時に約6.300万でしたが、平 成22 年12 月末時点では約3.500 万へと減少して います。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数(c h数)は、平成 22 年 12 月末時点で約 1,200 万た らずであり、加入電話のピーク時に比べると約 1.600 万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外 の他社直収電話やFTTHサービス又は携帯電話等 へ移行したものと想定されます。

こうした状況は、お客様ご自身が他社サービスの ご利用を自由に選択した結果であり、また、近年の 傾向として、スマートフォン等の携帯電話しか持た ないお客様も相当数いらっしゃることも踏まえれば、 当社のIP通信網は携帯電話も含め、各事業者が提 供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎな いと考えます。

したがって、今年度の検証にあたっては、このよう な市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠 性」のない設備については、早急に指定電気通信 設備の対象から除外していただきたいと考えます。 (NTT 東日本)

意見7 NGN、地域 IP 網及びひかり電話網等の IP 通信網は、現に他事業者は独自のIP網を構築す るなど、ボトルネック性はないことから、第一種指 定電気通信設備の対象から除外すべき。

■【NGN、地域IP網及びひかり雷話】

当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のI P通信網については、以下の観点から、指定電気 通信設備の対象から除外していただきたいと考え ます。

(1)世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結 果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通 信網を構築できる環境が十分整っており、現に他

再意見7

以下の点から利用者及び接続事業者にとっての不 可欠性が高いため、引き続き第一種指定電気通信 設備(以下、一種指定設備)の対象として頂く必要が あると考えます。

2010年11月に、NTT東西殿よりPSTNの概括的 展望が提示され、ネットワークのIP化が進展するこ とにより、今後NGN、地域IP網及びひかり電話網を 考え方7

■ NGN、地域IP網及びひかり電話網については、 ■ NGN については、情報通信審議会答申「次世代 ネットワークに係る接続ルールの在り方について」 (平成 20 年3月 27 日情審通第 53 号。以下「NGN 答申」という。)において示されたとおり、シェア 74% 超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり 電話等に利用されるネットワークであり、他事業者 の構築したネットワークを利用してサービス提供を 行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固 事業者は独自のIP通信網を既に構築していること、また、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、若しくは当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されており、当社のNGNをはじめとするIP通信網自体にボトルネック性はないこと。

・ 他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は光ファイバや局舎コロケーションといった「素材」や、電柱・管路といった線路敷設基盤を最大限提供しております。

中継ダークファイバの提供実績:

164 事業者、3,408 区間、約 5.0 万芯(2008 年 3 月末)⇒151 事業者、3,875 区間、約 6.0 万芯(2011 年 3 月末)

局舎コロケーションの提供実績:

100 事業者、1,900 ビル、約 3.5 万架(2008 年 3 月末)⇒94 事業者、2,055 ビル、約 4.2 万架(2011 年 3 月末)

- ・ また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、 手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、 市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。
- (2)競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。
- ・ 固定ブロードバンド市場における、当社のシェア (2011 年 3 月末)は 56.2%、特に首都圏では 49.7%と熾烈な競争が展開されており、その結 果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて 普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバ ンドサービス環境が実現しています。
- (3)諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制

利用したIPサービスへの需要は更に高まるものと考えられること。

NGN、地域IP網及びひかり電話網については、NTT東西殿の光アクセス網と一体的に構築されている状況において、NTT東西殿のFTTHの市場シェアが74.4%、OABJ-IP電話66.7%(※1)と依然として独占化傾向にあること。

(※1) 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(2011年3月末)より

なお、NTT東殿からはNGNのアンバンドルについて、接続事業者より具体的な要望が出ていないため具体的な検討が進められないとのご意見が示されております。しかしながら、現在、まさにGC類似接続、ラインシェアリング、分岐単位接続といった接続事業者から要望のあった多様なアンバンドル形態が、総務省殿の「競争政策委員会」及び「電話網移行円滑化委員会」にて多角的に議論されていることを鑑みれば、NTT東殿のご意見は適当ではないと考えられ、むしろ、今後の光・NGNへのマイグレーションを見据えて、各委員会にてこれらアンバンドルの実現に向けた積極的な検討を行う必要があると考えます。

(イー・アクセス)

■ 情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る 接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日)で整理されたとおり、NGN、地域IP網、ひかり 電話網等のIP通信網の指定は適当であると考えま ■ す。

NGNは、アクセス回線と一体で構築されており、 そもそも競争事業者との接続を前提としていないため、競争が後退し、NTTが市場支配力を拡大する 結果となっています。現に、NGNと一体で構築されるNTT東・西のFTTHの契約数シェアは74.4%、 OABJ-IP電話のシェアは66.7%(平成23年7 定電話網・IP 網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網と NGN を接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ、利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること等から、NGN を一種指定設備に指定することとされたものである。

ブロードバンド答申においても、同様の点について確認がなされた上で、「今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定される NGN において、多様な事業者が、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっている」とされたところである。

また、NTT 東西の FTTH ユーザは、NGN の収容 ルータに収容されると、現時点ではコア網として他 事業者網を選択できないことから、NGN はメタル回 線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者に とっての事業展開上の不可欠性等が一層高まると いう特性を有している。

現在でも FTTH サービスにおける NTT 東西のシェアは 74%超、0ABJ-IP 電話におけるシェアも 66% 超の状況にあることを踏まえると、これらの状況は現段階においても変わりはないことから、引き続き、NGN は、一種指定設備に指定することが必要と考えられる。

■ 地域 IP 網については、NGN への移行が進められているところであるが、現時点においても NTT 東西合計で160社の ISP 事業者が地域 IP 網との接続している状況等を踏まえれば、地域 IP 網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点からも不可欠である状況に変わりはないと考えられる。

このため、地域 IP 網は、引き続き一種指定設備

している例はないこと。

・「光の道」構想に関する意見募集(2010 年 8 月 17 日)において、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」といった意見が提出されております。

なお、昨年度の検証において、当社のNGN、地域IP網、ひかり電話網を指定電気通信設備とする理由については、以下のとおり、合理性はないと考えます。

《NGNの昨年度の検証結果》

昨年度の検証では、当社のNGNについて、

- ①NGNはシェア 74%超を占めるFTTH サービスやシェア 70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること、
- ②NTT東西のFTTHユーザは、NGNの収容ルータに収容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有しており、これらの状況は現段階

月時点「電気通信サービスの契約数及びシェアに 関する四半期データの公表平成22 年度第4 四半期(3 月末)」)と非常に高い状況です。

そのため、競争を機能させる観点から、指定化は 当然であると考えます。

線路敷設基盤については、NTT東・西は、メタル回線敷設の際に、道路占有許可、管路使用や電柱添架承諾等における各種手続き、管路内や電柱上の敷設スペースの確保を基本的に完了しているため、光ファイバを容易に敷設できる一方、競争事業者にとってはゼロからの敷設であり、線路敷設基盤の公平な利用の問題は未だ解決されていません。このため、上記手続きの簡素化・簡略化、ビル・住居まわりの引込み線(地中化エリアや屋内配線)の開放・転用義務化等の利用条件の見直しが必要と考えます。

現在、FTTH全体の加入者数が増加傾向にあるものの、上述の通り、NTT東・西は74.4%と非常に高いシェアを有している状況です。

これは、NTT東・西が高いシェアを有する加入電話からOABJーIP電話へのマイグレーションが進展する中で、加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優位な立場にあるNTT東・西の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジによって行使された結果であって、事業者間競争は減退しており、公正な競争が行われている状況とは言えません。

NTT西日本は、指定の対象から除外する根拠として、NTT東・西の独占市場である加入電話の数値を抜いた上で自らが全く提供していない050 IP電話の数値を加算したシェアが低いことを挙げていますが、これは正しい評価とは言えません。

総務省の「電気通信市場における競争状況の評価」においては、サービス間の代替性を基にして市場画定を行っており、固定電話領域における固定

に指定することが当面必要と考えられる。

■ ひかり電話網については、NGNへの移行が進められているところであるが、現時点においても、固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であり、また、OAB-JIP 電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは平成23年6月時点で66.5%(番号ベース)であることから、NGN 答申において一種指定設備に指定することが必要とされた状況に変わりはないと考えられる。

このため、ひかり電話網は、引き続き一種指定設備に指定することが必要と考えられる。

においても変わりはないこと、

から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定す ることが必要とされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、 合理性はないと考えます。

- · IP・ブロードバンド市場においては、他事業者が 当社の固定電話網と接続して中継電話サービス を提供していた時代とは異なり、他事業者は当社 のNGNに依存することなく、お客様を獲得する競(KDDI) 争構造となっていること。
- ・ 現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用 NGNのオープン化に関して、以前から同様な議 いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲 得しており、ブロードバンド市場における当社の シェア(2011 年 3 月末)は 56.2%、特に首都圏で は 49.7%と熾烈な競争が展開されていること。ま た、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営 業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎ ず、公正競争とは関係のないこと。
- それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間 の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不 可欠であり、当社のNGNのみを指定電気通信設 備とする理由とはならないこと。
- ・ FVNOやFNOについても、現に一般中継局ルー タ等での接続は実施しておらず、仮に、今後、PS TNマイグレーションに向けてIP網同士の直接接 続を実施したとしても、独立した対等のネットワー ク間の接続であり、当社のNGNのみを指定電気 通信設備とする理由とはならないこと。
- 他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、もしく は、オープン化された当社の光ファイバ等を利用 してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開 していることから、光ファイバ等のアクセス回線の ボトルネック性はネットワークとは遮断されている こと。

なお、昨年度の検証では、「NGNのアンバンド

電話市場は、加入電話、直収電話、OAB~J IP電 話、CATV電話としている一方で050-IP電話は 含まれていません。

「電気通信サービスの契約数及びシェアに関す る四半期データの公表」についても「電気通信市場 における競争状況の評価」と同様の市場画定を基 に発表されており、指摘された区分でのシェアによ る理由付けは適切ではないと考えます。

- 論が続いており、改善する傾向が見られていませ ん。NGNを提供する通信事業者とそのサービスを 利用する事業者の間の対立は、
- a) 新たなインタフェースを提供するためには、まず どういうサービスを実現したいのか具体的な要望 を示して欲しい。
- b) まずオープンなインタフェースを提供して欲し い。それによって様々なプレイヤーが様々な利用 方法を考える。

という考え方の違いに尽きます。上記 a)の考え方も わからないわけではありませんが、この議論を進め るためには、極めて大規模な利用者が存在するこ とのコミットが必要になります。単に「こういうサービ スを実現すると、多くのユーザが使ってくれると思 う」と主張しても、NGN を提供する通信事業者は相 手にしてくれないでしょう。これではハードルが高す ぎて、NGN 上で新たなサービスを提供しようと考え る事業者が現れません。

インターネットが今のように発展したのは、「誰 で「簡単に」「小規模なサービスからでも」開始でき る環境があったからだと考えます。NGN 上に様々 なサービスが提供されるようになるためには、特に サービス提供者向けに「小規模なサービスからで も」始められるような、使いやすく、かつ低廉な料金

ルやインターフェースのオープン化が進んでいな いという他事業者からの意見が提出されている点 を踏まえると、接続要望がないとまでは言えない」(テレコムサービス協会) とされておりますが、アンバンドルについては、具 体的な要望を踏まえ検討を進めていくことが重要 ■ NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、 であると考えており、パブリックコメント等で漠然と したご意見を出されても、具体的な検討を進める ことはできません。

当社としては、事業者から具体的な要望をいた だければ、いつでも協議に応じる考えであり、どの ようなサービスを実現したいのか等、まずは、具体 的な要望を当社に対して直接ご提示していただき たいと考えます。

具体的な要望もない中で、様々な事業者の要 望を当社が想定し開発を行ったとしても、実際に は利用されることのない機能まで開発を行うことに なりかねず、いたずらに開発コストが嵩むこととな り、低廉なユーザサービスの提供に支障を来たす ことになりかねないと考えております。

《地域IP網の昨年度の検証結果》

昨年度の検証では、地域IP網について、

・ 現にNTT東西合計で160社のISP事業者が地 域IP網に接続している状況等を踏まえれば、地 域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事 業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観 点から不可欠である状況に変わりはないと考え られること、

から、引き続き第一種指定電気通信設備として指バイル) 定することが当面必要とされています。

- しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合 理性はないと考えます。
- ・ 当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採 用し、数多くのISP事業者と公平に接続してお り、今後もオープンなネットワークとして相互接続

で利用できるインタフェースが準備されることが必 須と考えます。

「NTT-NGN」という。)、地域 IP 網やひかり電話網に ついては、アンバンドルの不十分さ等があり、その 結果、競争事業者の事業展開に支障が生じていま す。現に、NTT 東西殿の契約数シェアは、FTTH で 74.4%、0ABJ-IP 電話では 66.7%(2011 年 3 月末時 点)であり、いずれも高いシェアを占めていることか ら、公正な競争環境となっていないことは明らかで す。

また、NTT-NGN、地域 IP 網やひかり電話網につ いては、競争事業者にとって実質的に代替性の無 いボトルネック設備である状況に依然として変化が 認められません。さらに、NTT 東西殿の FTTH ユー ザは、NTT-NGN の収容ルータに収容されると、現 時点では他事業者のコア網を選択できないことか ら、メタル回線をアクセス回線としている電話網等よ りも NTT-NGN 等の方が競争事業者にとって事業 展開上の不可欠性等が高まるという特性がありま

これらを踏まえると、NTT-NGN、地域 IP 網及び ひかり電話網については、競争促進の観点から、 引き続き、第一種指定電気通信設備としての指定 を継続することが適切であると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ

性の確保を図っていく考えであること。また、ISP 事業者は、当社が提供するアクセス網だけでな く、他事業者の提供するアクセス網を利用してサ ービスを提供されており、自由にアクセス網を選 択できる状況にあること。

・ 先述のとおり、現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2011 年 3 月末)は 56.2%、特に首都圏では 49.7%と熾烈な競争が展開されていること。

また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開 や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に 過ぎず、公正競争とは関係のないこと。

《ひかり電話網の昨年度の検証結果》

昨年度の検証では、ひかり電話網について、

- ①固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり 電話網のひかり電話ユーザに対する着信サー ビスを提供することは、その事業展開上不可 欠であること、
- ②0AB~JIP 電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは、平成22年3月時点で68.8%(番号ベース)であること、

から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。

- それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。
- ・ NTT東西の加入電話やISDN以外の直収電話、 OAB~J IP電話、CATV電話、050IP電話の合

計に占めるNTT東西のOAB~J IP電話シェアは 38.9%(東西計:2011 年 3 月末)に過ぎないこと。 また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開 や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に 過ぎず、公正競争とは関係のないこと。

・ 更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり 電話のシェアは 7.8%であり、ソフトバンクモバイ ル殿が 2,500 万契約を超えている中で、ひかり 電話は 1,190 万番号(東西計:2011 年 3 月末) に過ぎないこと。

(NTT 東日本)

- ■【NGN、地域IP網及びひかり電話網について】
- ・ 当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網(以下、 NGN等)については、以下の観点においてボトル ネック性がないことは明らかです。
- ① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング/オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせて当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。
- ② 現に、他事業者は当社のNGN等に依存することなく、独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、当社のNGN等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つにしか過ぎないこと。具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで48.5%、府県別では最小で37%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約40%に過ぎない状況になっていること。さらに、モバイル系ブ

ロードバンドサービスも含めたブロードバンド市		
場全体で見た場合、NTT東西のシェアはわずか		
10%程度に留まること。		
③ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替		
的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB		
~J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計		
に占めるNTT東西のシェアは39%程度(平成2		
3年3月末)、さらに、携帯電話も含めたシェアで		
見れば8%程度(同上)に過ぎない状況にあるこ		
٤.		
④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響		
は、オープン化により遮断されており、他事業者		
はアクセス回線からの影響を受けることなくネット		
ワークを構築可能であるため、当社のアクセス回		
線のシェアが高いか否かは当社のNGN等自体		
のボトルネック性の有無の判断にあたって直接		
関係がないこと。		
⑤ 主要国において、ブロードバンドサービスのネッ		
トワーク部分をアンバンドルし、提供義務が課せ		
られているのは日本だけであること。		
340 00 00000000000000000000000000000000		
上述の通り、NGN等についてはボトルネック性が		
ないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時		
代においては、各事業者がそれぞれネットワークを		
構築した結果、お互いのお客様同士が相互に通信		
を可能とする、同じ立場での接続形態となってお		
り、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網		
として貸し出す形態が中心であった電話時代の接		
続とは大きく異なっていることから、NGN等につい		
ては、第一種指定電気通信設備の対象から除外し		
ていただきたいと考えます。		
(NTT 西日本)		
意見8 NGN、地域 IP 網及びひかり電話網等の第	再意見8	考え方8
ー種指定電気通信設備の対象については、今後		

不可欠性は更に増していくことから、指定を維持 すべき。

■ 指定の対象は現行維持が必要

NTT東西殿より概括的展望が公表され、メタル /PSTNから光/NGNへの移行期にあることを鑑 みれば、光/NGNについては普及期から発展期 の段階に入っており、光アクセス網及びその光アク セス網と一体的に構築されるNGN(※2)は、利用 者及び接続事業者にとって一層必要不可欠なもの となっていると考えます。

一方、メタル/PSTNについても低廉かつ基盤 的なユニバーサルサービスとして、現在も相当数の 需要があることから(NTT東西加入電話:約3450 万契約、直収電話:約418万契約 DSL:約820万 契約 2011年3月末時点(※3))、依然としてレガ シー系設備における不可欠性は存在しているもの と考えます。

これらの事情から、第一種指定電気通信設備 (以下、一種指定設備)の対象については現行維持 が必要と考えます。

- (※2)2010年12月「光の道」構想実現に向けて 第3章 第1節
 - (3)中継網のオープン化の在り方 (略)
 - イ NTT東西が構築したNGNは、ボトルネック 性のある加入光ファイバと一体として構築さ れ連携して機能しており、PSTNと比較し て、サービス競争が困難となる特性を有して いる。今後、NGNが、我が国の基幹的な中 継IP網になると考えられる中で、多様な電 気通信事業者やコンテンツ配信事業者等が 多様なサービスを柔軟に提供できるように 適時適切にオープン化されることが重要とな る。

- 先般の当社意見で述べたとおり、当社のNGN、■ 考え方7に同じ。 地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網について は、ボトルネック性がなく、以下の観点から、早急に 指定電気通信設備の対象から除外していただきた いと考えます。
 - (1)世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結 果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通 信網を構築できる環境が十分整っており、現に他 事業者は独自のIP通信網を既に構築しているこ と、また、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、 若しくは当社の光ファイバ等を利用してエンドエ ンドで設備を構築し、サービスを展開していること から、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック 性はネットワークとは遮断されており、当社のNG NをはじめとするIP通信網自体にボトルネック性 はないこと。
 - 〇他事業者が自前の設備を使って独自のIP通 信網を構築できるよう、当社は光ファイバや局 舎コロケーションといった「素材」や、電柱・管 路といった線路敷設基盤を最大限提供してお ります。
 - <中継ダークファイバの提供実績> 164 事業者、3,408 区間、約5.0 万芯(平成 20 年 3 月末)
 - ⇒151 事業者、3.875 区間、約6.0 万芯(平成 23 年 3 月末)
 - <局舎コロケーションの提供実績> 100 事業者、1,900 ビル、約 3.5 万架(平成 20 年 3 月末)
 - ⇒94 事業者、2,055 ビル、約 4.2 万架(平成 23 年 3 月末)
 - 〇また、年々多様化する他事業者からの新しい

- (※3)電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(2011年3月末)より (イー・アクセス)
- 東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT 東西」という。)の地域 IP 網や光アクセス回線については、依然として競争事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であること、NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)や光 IP 電話用ルータについては、フレッツネクストサービスやひかり電話の加入契約数増加により NTT 東西殿のシェアが拡大し続けていることり、第一種指定電気通信設備の対象から除外する理由は全く存在しないと考えます。また、その他現在指定を受けている第一種指定電気通信設備においても、各設備のボトルネック性に変化がないことから、引き続き指定を継続すべきです。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- 要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。
- (2)競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。
 - ○固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(平成23年3月末)は56.2%、特に首都圏では49.7%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。
- (3)諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。
 - 〇「光の道」構想に関する意見募集(平成22年8 月17日)において、米国電気通信協会殿から。

「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」

「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」

といった意見が提出されております。

・なお、個別の設備については、以下の観点から、 指定電気通信設備とする合理的な理由がないもの と考えます。

[NGN]

・ IP・ブロードバンド市場においては、他事業者が当 社の固定電話網と接続して中継電話サービスを提 供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNG Nに依存することなく、お客様を獲得する競争構造 となっていること。

・ 現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア (平成 23 年 3 月末)は 56.2%、特に首都圏では49.7%と熾烈な競争が展開されていること。

また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争とは関係のないこと。

- それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の 接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠 であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とす る理由とはならないこと。
- ・FVNOやFNOについても、現に一般中継局ルータ 等での接続は実施しておらず、仮に、今後、PSTN マイグレーションに向けてIP網同士の直接接続を 実施したとしても、独立した対等のネットワーク間の 接続であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備 とする理由とはならないこと。
- ・他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、もしくは、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されていること。

【地域IP網】

・ 当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。

・ 先述のとおり、現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(平成23年3月末)は56.2%、特に首都圏では49.7%と熾烈な競争が展開されていること。また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争とは関係のないこと。

【ひかり電話】

- ・ それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の 接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠で あり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とす る理由とはならないこと。
- 当社の加入電話やISDN以外の直収電話、OAB ~J IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占 める当社のOAB~J IP電話シェアは 38.9%(東西 計:平成23年3月末)に過ぎないこと。

また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や 営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎ ず、公正競争とは関係のないこと。

・ 更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは 7.8%であり、ソフトバンクモバイル殿が 2,500 万契約を超えている中で、ひかり電話は 1,190 万番号(東西計:平成23 年3 月末)に過ぎないこと。

(NTT 東日本)

- 当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網(以下、 NGN等)については、以下の観点においてボトル ネック性がないことは明らかです。
 - ① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング/オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設

置することが可能であるため、他事業者がこれら の設備を組み合わせて当社と同様のネットワー クを自前構築することは十分可能となっているこ と。

② 現に、他事業者は当社のNGN等に依存することなく、独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、当社のNGN等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つにしか過ぎないこと。

具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで48.5%、府県別では最小で37%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約40%に過ぎない状況になっていること。

さらに、モバイル系ブロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体で見た場合、NTT東西のシェアはわずか10%程度に留まること。

- ③ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB~J IP電話、CATV電話、O50 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは39%程度(平成23年3月末)、さらに、携帯電話も含めたシェアで見れば8%程度(同上)に過ぎない状況にあること。
- ④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社のNGN等自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。
- ⑤ 主要国において、ブロードバンドサービスのネットワーク部分をアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること。
- ・ 上述の通り、NGN等についてはボトルネック性が

	ないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時代においては、各事業者がそれぞれネットワークを構築した結果、お互いのお客様同士が相互に通信を可能とする、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていることから、NGN等については、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 (NTT 西日本)	
意見9 イーサネット系サービス等のデータ通信網については、ボトルネック性はないことから、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。 ■【イーサ系サービス等のデータ通信網】 イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 (1)イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、20%(2011 年 3 月末)であり、競争は十分に進展していること。 (2)また、イーサ装置の価格は1台当たり数十万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれら	再意見9 ■ さらに、イーサネット系サービス等のデータ通信網についても、他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性は他の専用線に用いられている設備と異なるものではありません。また、ネットワークの一部に過ぎないイーサネットスイッチの市場での調達の可能性や、一部の事業者におけるネットワークの自前構築の実績をもって、直ちにボトルネック性がないと判断することは適切ではありません。従って、イーサネット系サービス等のデータ通信網については、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。	考え方9 ■ 昨年度の検証結果に示したとおり、イーサネットサービス等のデータ通信網については、現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではない。このため、イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできない。以上を踏まえれば、イーサネットサービス等のデータ通信網について、現時点において指定の対象
を利用してサービスを提供していること。 なお、昨年度の検証では、イーサネットサービス 等のデータ通信網について、 ①現状では、その他の専用線等と伝送路を共用し ており、設備のボトルネック性という意味におい ては他の専用線に用いられている設備と異なる ものではないこと、 ②イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎ	(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル)	外とすることは適当ではない。 ■ メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、光 局内スプリッタ、WDM 装置等の局内装置類に係る 意見については、考え方10に同じ。

ず、これが市場において容易に調達可能である ことや、一部の事業者がネットワークを自前構築 できることをもって直ちにボトルネック性がないと 判断することはできないこと、

から指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないとされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、 合理性はないと考えます。

- 専用線等と伝送路を共用していることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。
- ・ 現に他事業者は、当社の中継ダークファイバと 自ら調達したイーサネットスイッチを組み合わ せ、独自のデータ通信網を構築しており、それ自 体が当社のイーサネットサービス等のデータ通 信網にボトルネック性がないことの証左であるこ と。

(NTT 東日本)

■ 【局内装置類及び局内光ファイバについて】

イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号 伝送装置(OLT)、光局内スプリッタ、WDM装置等 の局内装置類については、以下の観点においてボ トルネック性がないことは明らかであることから、第 一種指定電気通信設備の対象から除外していただ きたいと考えます。

- ① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング/オープン化が進展しており、IP網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせて当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。
- ② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置

類を組み合わせて、もしくは、当社の光アクセス と当社の局舎コロケーションを利用して当該装置 類を設置し、サービス提供していること。

③ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響 は、オープン化により遮断されており、他事業者 はアクセス回線からの影響を受けることなくネット ワークを構築可能であるため、当社のアクセス回 線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類 自体のボトルネック性の有無の判断にあたって 直接関係がないこと。

(NTT 西日本)

意見10 メディアコンバータ等の局内装置や局内 光ファイバについて、他事業者による利用実績は ないことから、第一種指定電気通信設備の対象 から除外すべき。

■【局内装置類及び局内光ファイバ】

メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装 置類や局内光ファイバについては、以下の観点か ら、指定電気通信設備の対象から除外していただ きたいと考えます。

- (1)メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装 置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に 他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置 していること。その結果、接続料を設定したものの 他事業者の利用は皆無であること。
- (2) 局内光ファイバについては、ダークファイバの提 供を開始した2001 年当初から他事業者による自 前敷設を可能としており、2003 年からは効率的な 利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実 施してきた結果、80.9%が他事業者による自前敷設 となっていること。また、他事業者も計画的に自前 工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能と (イー・アクセス) なっていること。

自前局内光ファイバの割合:80.9%(局内光ファ

再意見10

度の競争セーフガード制度(以下、本制度)の検証 結果の考え方(※2)から特段の変化もないことか ら、引き続き一種指定設備の対象とする必要があ ると考えます。

特に、メディアコンバータやOLT等については、 現在、総務省殿の「競争政策委員会」及び「電話網 移行円滑化委員会」にて検討されている GC 類似接 続やラインシェアリング、分岐単位接続といった光・ NGNのアンバンドルの接続形態を利用する上で必 要不可欠な設備となるため、光・NGNにおける公 正競争環境の確保の観点からも引き続き対象とす る必要があると考えます。

(※2)2011年3月 競争セーフガード制度の運用 に関する意見及びその考え方 考え方10・13

考え方10

■ 局内装置類及び局内光ファイバについては、昨年|■ メディアコンバータや OLT 等の装置類及び局内 光ファイバについては、加入光ファイバと一体として 設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトル ネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、 その市場調達性や一部事業者における自前設置 の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断する ことは適当ではない。

> また、NTT 東西からは、接続事業者が自前敷設 した芯線数の割合が高いとの意見が示されている が、これについては、接続事業者が局内光ファイバ を自前敷設するのは主として一回の工事により大 きな需要に対応できる場合であることを踏まえる必 要があり、「他事業者も計画的に所定の手続、自前 工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能」と の意見については、実態を十分に考慮した上で、引 き続き検証することが必要である。

> 以上の点を踏まえれば、現時点においても、局 内装置類及び局内光ファイバについて指定の対象 外とすることは引き続き適当ではない。

光ファイバ263 千芯(2011 年3 月末)の割合) なお、昨年度の検証では、局内装置類及び局内 光ファイバについて、「加入光ファイバと一体として 設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトル ネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、 その市場調達性や一部事業者における自前設置 の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断する ことは適当ではない」ことから、指定電気通信設備 の対象外とすることは適当でないとされています。

しかしながら、当社の加入者光ファイバは、はじ めから競争下で構築されてきており、ボトルネック 性はないことに加え、現に、他事業者はオープン化(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ された当社の加入者光ファイバや自ら敷設したアク セス回線と、自ら設置したルータ等の局内装置を組 み合わせて独自のIP通信網を構築しております。

また、当社のIP通信網も、オープン化された加入 者光ファイバと局内装置を組み合わせて構築して いるに過ぎず、当社の局内装置類及び局内光ファ イバは、加入者光ファイバと既に切り離されている ことから、上記の理由については、合理性はないと 考えます。

(NTT東日本)

■【局内装置類及び局内光ファイバについて】

- イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号 (KDDI) 伝送装置(OLT)、光局内スプリッタ、WDM装置等 の局内装置類については、以下の観点においてボ トルネック性がないことは明らかであることから、第 一種指定電気通信設備の対象から除外していただ きたいと考えます。
- ① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材と なる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最 もアンバンドリング/オープン化が進展しており、 IP網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも

- イバ総数325 千芯のうち他事業者の自前局内 競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。) の 2010 年度の検証において、総務省殿が考え方 ■ を示されたように、メディアコンバータや OLT 等の 装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファ イバと一体として設置・機能するものです。そのた め、ボトルネック性を有している加入光ファイバと切 り離し、市場での調達の可能性や一部事業者にお ける自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有 無を判断することは適切ではないと考えます。従っ て、局内装置類及び局内光ファイバについては、引 き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継 続することが必要と考えます。
 - バイル)
 - メディアコンバータやOLT等の局内装置類や局内 光ファイバについては、指定設備である加入光ファ イバと一体で設置・構築されるものであることから、 ボトルネック性を有している加入光ファイバから切り 出して判断することは適当ではないと考えます。

ボトルネック設備のオープン化において真の同等 性が担保されない限り、ドライカッパ、ダークファイ バ及びこれらと一体として構築される局内装置類、 局内光ファイバ等は利用の有無にかかわらず、引 き続き指定設備の対象とすべきと考えます。

なお、イーサネットスイッチに係る意見について は、考え方9に同じ。

容易に市中で調達し、自ら設置することが可能で		
あるため、他事業者がこれらの設備を組み合わ		
せて当社と同様のネットワークを自前構築するこ		
とは十分可能となっていること。		
② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置		
類を組み合わせて、もしくは、当社の光アクセス		
と当社の局舎コロケーションを利用して当該装置		
類を設置し、サービス提供していること。		
③ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響		
は、オープン化により遮断されており、他事業者		
はアクセス回線からの影響を受けることなくネット		
ワークを構築可能であるため、当社のアクセス回		
線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類		
自体のボトルネック性の有無の判断にあたって		
直接関係がないこと。		
・なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設		
備の対象から除外するのに時間を要する場合に		
は、少なくとも、他事業者がコロケーションできない		
局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの		
空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定		
対象を限定していただきたいと考えます。		
・ 局内光ファイバについては、他事業者による自前		
敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所		
定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光		
ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業		
者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、		
第一種指定電気通信設備の対象から除外していた		
だきたいと考えます。		
(NTT西日本)【一部再掲】		4.5.1
意見11 加入者光ファイバについて、第一種指定	再意見11	考え方11
電気通信設備の対象から除外すべき。		
	■ 加入光ファイバについては、以下の点から利用者	
現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタ	及び接続事業者にとっての不可欠性が高いため、	路等の線路敷設基盤や、全加入者回線の9割以上
ル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送	引き続き一種指定設備の対象とすべきと考えます。	の回線を有しており、競争事業者にとって、NTT 東

路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する 場合には、これと一体として設置される電気通信設 備を指定電気通信設備として規制する仕組みとな っています。

しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネ ック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、 加入者光ファイバについては、はじめから競争下で 構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存の メタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のと おり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷 設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光 ファイバについては指定電気通信設備の対象から 除外していただきたいと考えます。

- 線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が れていること。また、電柱については、より使い易い 高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便な ものに見直してきており、他事業者が光ファイバを 自前設置できる環境は更に整備されてきているこ ہے
- 現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光 ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供してお り、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保 有していること。
- ・「光の道」構想に関する意見募集(2010 年 8 月 17 日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブ ルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状 態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通 信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテ レビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いな がらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を 整えられたことは、電気通信業界において、設備競 争をより活発に行うことが可能であることの証明で あると考える」といった意見が提出されているよう に、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業

- メタル回線から光ファイバへのマイグレーション が進展する中で、FTTHにおけるNTT東西殿の 市場シェアは74.4%、設備シェア72.2%(※3) と依然として独占化傾向にあること。
- ・「光の道」構想においては、FTTHの利用率向上 を加入光ファイバの「接続料の低廉化」等による サービス競争の促進によって進められる方針が 示されていることから、今後、加入光ファイバを一 種指定設備の対象とする意義は更に強まるもの と考えられること。
- (※3)平成22年度末における固定端末系伝送路設 備の設置状況 より

(イー・アクセス)

光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備さ メタル回線であろうと光ファイバ回線であろうと、 公社時代から引き継いだ局舎、電柱、管路、とう道 などの線路敷設基盤の上に構築される加入者回線 ■ なお、端末系伝送路設備について、光ファイバと にはボトルネック性があることに加え、NTT東・西は 加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優 位な立場にあります。これらに起因するNTT東・西 の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド 市場へのレバレッジによって行使された結果、加入 者光ファイバのシェアが高止まりしていることから、 加入者光ファイバについては指定を維持することが 必要です。

> 線路敷設基盤については、NTT東・西は、メタル 回線敷設の際に各種手続き、敷設スペースの確保 を基本的に完了しているため、光ファイバを容易に 敷設できる一方、競争事業者にとってはゼロからの 敷設であり、線路敷設基盤の問題は未だ解決され ていません。具体的には、道路占有許可手続き、 電柱共架・添架承諾手続きの簡素化・簡略化、ビ ル・住居まわりの引込み線(地中化エリアや屋内配 線)の開放・転用義務化等の利用条件の見直しが 必要と考えます。

西の光ファイバを利用することが欠かせないことか ら、加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定 することが適当としたところである。

また、「「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ (ICT 政策タスクフォース: 平成 22 年 12 月 14 日) L においても、線路敷設基盤の更なる開放に向けて、 事業者の要望等を踏まえ、引き続き更なる取組を 検討することが適当とされている。

ブロードバンド答申においても、これらを前提とし た上で、線路敷設基盤の開放による設備競争の促 進について検討が行われ、課題が示されたところで ある。

以上の点を踏まえると、昨年の状況は現時点に おいても変わりはないことから、引き続き一種指定 設備に指定することが適当である。

メタル回線を区別して指定を行うべきとの意見及び ブロードバンドに用いていない CATV 回線等をボト ルネック性の判断に含めるべきとの意見について は、考え方4に同じ。

者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利 用して自前ネットワークを構築することが十分可能 であること。

- KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客 基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提 供することは十分可能であること。
- ・ 光ファイバについては、諸外国においても非規制 になっていること。

なお、昨年度の検証では、メタル回線と光ファイ バ回線は、

- ①共に利用者から見て代替性の高いブロードバン ドサービスの提供に用いられていること、
- ②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の 上に敷設されていること、
- ③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回 (KDDI) 線に更新する際のコスト・手続の両面において優 位性を有していること、

から、メタルと光を区別せずに第一種指定電気通 信設備として指定することとされております。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、 合理性はないと考えます。

- メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サー ビス)との間でサービスの代替性があることと、設備 のボトルネック性とは直接関係がないこと。
- ・ 雷柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオー プン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、 光ファイバを自前敷設することが可能であること。
- ・ 当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的 に敷設しており、メタル回線を保有していることで他 事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけでは ないため、当社にコスト面での優位性もないこと。

また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設する ことにより、個々のお客様からの申込みに対して当 社と同等の期間でサービス提供することは可能とな っており、当社に手続面での優位性はないこと。

諸外国では光ファイバは日本ほど普及しておら ず、NGNも本格的な商用化段階になく、日本のよう にNGNが光アクセス回線と一体で構築されている 例もないため、ルール整備が必要な状況にないも のと考えます。

電気通信設備のボトルネック性を判断するにあ たり、公社時代から継承された線路敷設基盤の上 に構築され、さらに、加入電話の顧客情報を利用で きるという営業上優位な立場にあるNTT東・西の市 場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場 へのレバレッジによって行使された結果、シェアが 高止まりしているNTT東・西の加入者光ファイバと、 ゼロから敷設をしているCATV回線や高速無線ア クセスとを同列に扱うのは適切ではありません。

■ NTT 東西殿は、公社時代から引き継いだ電柱や 管路等の線路敷設基盤や、その上に構築される光 ファイバ回線等の大半を有している市場支配的事 業者であり、競争事業者にとって、NTT 東西殿の 光ファイバを利用することが欠かせない状況に変化 はありません。

2010 年 12 月公表の「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース(以下、「タスクフォ ース」という。)「光の道」構想実現に向けて取りま とめ」においても、「競争事業者は、NTT東西のボト ルネック設備(加入光ファイバ等)を利用してサービ ス提供することが不可欠であるため、NTT東西の 接続料の低廉化等は、事業者間競争を活性化し、 利用者料金の低廉化を促進する上で重要となる」と されているところであり、加入光ファイバについて は、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定 することはもちろんのこと、その接続料の低廉化や 分岐端末回線単位接続等の導入を推進することが 適切と考えます。

の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていなバイル) いCATV回線や高速無線アクセス回線について は、利用者からみてメタル回線で提供されるサービ スと代替性があるとは必ずしも言えない点で異なる ことから、これらを含めて判断することは適当でな いとされております。

しかしながら、光ファイバがメタル回線にて提供さ れるサービス(ブロードバンドサービス、電話(音声) サービス)と代替性がある、ということであれば、現 時点、ブロードバンドに利用されていないCATV回 線についても、大半の事業者のCATV回線につい ては、利用者が希望すればブロードバンド回線とし て利用可能であり、また、電話(音声)としても利用 可能であること、また、高速無線アクセス回線につ いても、ブロードバンド回線として利用可能であり、 今後は電話(音声)としても利用可能となる可能性 があること、といった点においてメタル回線との代替 性があるものと考えます。

現に、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10 年 3 月末時点のピーク時に約 6.300 万でしたが、 平成 22 年 12 月末時点では約 3.500 万へと減少 し、一方、フレッツ光のひかり電話契約者数(ch数) は、平成22年12月末時点で約1,200万たらずで あり、加入電話のピーク時に比べると約 1.600 万も のお客様が、NTT東西の固定電話以外のCATV電 話等の他社直収電話、FTTHサービス又は携帯電 話、WiMAX等、様々なアクセスサービスへ移行し たものと想定されます。

こうした状況は、お客様ご自信が自由にサービス を選択した結果であり、多種多様なお客様ニーズ があることを踏まえれば、メタル回線で提供される 代替サービスについて、固定のブロードバンド回線 の光ファイバに限定するという考え方は市場実態を 反映したものではなく、光ファイバだけを抜き出して

また、昨年度の検証結果では、「ボトルネック性(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ

指定電気通信設備とする理由にはならないと考えます。

(NTT 東日本)

■【加入光ファイバについて】

- 加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。
- ① 指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の 根幹となる端末系伝送路設備については、電柱 等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン 化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの 簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線 を敷設するための環境が整備された結果、他事 業者の参入機会の均等性は確保されており、IP ブロードバンド市場においては、アクセス区間に おいても現に設備競争が進展していること。
- ② 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去10年間で契約数を1.8倍の3,396万世帯(平成23年3月末。再送信のみを含む)に増加させていること。
- ③ 主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること。
- ・なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっていま

すが、仮に加入光ファイバが第一種指定電気通信 設備の対象から除外されないとしても、既に敷設済 のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されて きた光ファイバの規制は明確に区分し、個々にその ボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での 規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判 断する必要があると考えます。

- また、加入光ファイバのボトルネック性の判断に あたっては、設備競争における競争中立性を確保 する観点から、通信・放送の融合やモバイル系ブロ ードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線 や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すこと について検討していただきたいと考えます。
- さらに、現行のシェア基準値(50%超)による規制 は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合 でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな 差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を 確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に 対する規制の同等性を確保するよう見直すことに ついて検討していただきたいと考えます。

(NTT 西日本)

意見12 FTTHサービスの屋内配線にはボトルネッ ク性はなく、第一種指定電気通信設備に該当し ないと考える。

■【FTTHサービスの屋内配線】

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルー ルの在り方について | 答申(2009 年 10 月 16 日)に おいて、戸建て向け屋内配線については第一種指 定電気通信設備とすることが適当とされ、2010年3 月より接続約款に網使用料等を規定したところです(イー・アクセス) が、当社の屋内配線には、以下の観点から、ボトル ネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当し■「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルール ないと考えます。

(1)屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備

再意見12

■ 戸建て光屋内配線については、FTTH市場におけ るNTT東西殿の市場シェアが74.4%と独占化傾 向にあり、接続事業者がサービス競争を展開する 上で必要な設備と考えられるため、引き続き一種指 定設備の対象とすることが必要と考えます。

の在り方について」(平成21年10月16日答申)に おいて整理されたとおり、NTT東・西の設置する戸 味を有する。

考え方12

情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変 化に対応した接続ルールの在り方について」(平成 21年10月16日付け情通審第69号。以下「接続ル ール答申」という。)において示されたとおり、屋内 配線はサービスを事業者が提供しそれを利用者が 享受する上で、その利用が事業者・利用者双方に とって不可欠となる設備であり、屋内配線に係る公 正競争環境を整備することは、接続事業者の事業 展開及び利用者利便の向上の観点から重要な意

であり、誰もが自由に設置できる設備であるこ ٥ع

- (2)現に、FTTHサービス等で利用されている屋内 配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケ ーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、 多様な形態があるほか、その設置主体も、お客 様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業 者、放送事業者(CATV事業者)等、様々である ے۔
- (3)また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の 資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多 数の工事会社があること。実際、当社がお客様 から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託 して実施しており、他事業者においても同様に実 施することが可能であり、現に実施していること。

(NTT 東日本)

■【FTTHサービスの戸建て向け屋内配線について】

本来、戸建て向け屋内配線については、他事業者 やお客様自身が自由に設置可能であり、現に、他 事業者が自ら行う必要があるONUの設置・設定と 同時に設置されていることに鑑みれば、ボトルネッ (KDDI) ク性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け 屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外して いただきたいと考えます。

(NTT 西日本)

意見13 マンション向け屋内配線を新たに第一種 指定電気通信設備の対象とし、転用ルールにつ いて整備すべき。

■光屋内配線の転用に関する課題の解消について 屋内配線を光ファイバで提供する集合住宅やビ ル向けのFTTHサービスについては、NTT東・西が マンションデベロッパーやビルオーナー等と提携し て棟内の光屋内配線を敷設し、排他的にサービス(イー・アクセス)

建向け屋内配線は、第一種指定設備に該当すると いう判断が適当と考えます。

加えて、集合住宅向け屋内配線についても同様 に一種指定設備として整理して頂きたいと考えま す。特に、いわゆるフレッツマンション(フレッツのみ の利用を条件に、NTT 東·西が費用負担して光屋 内配線を敷設するケース)については、ボトルネック 設備であり第一種指定電気通信設備として指定化 されている加入ダークファイバと一体的に光屋内配 線が敷設されており、戸建て向け屋内配線と同じ構 造にあります。

また、屋内配線の転用ルールの整備に当たって は、同答申において「マンション向けFTTHの場合 は、(中略)屋内配線の転用ができない場合には、 既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高 いことから、屋内配線を転用する必要性・有用性 は、戸建向けFTTHの場合よりも高いと考えられ る。」との考え方が示されているところであり、ユー ザーの選択肢の幅を広げ、利用者利便の向上を図 るためにも、早期に転用ルールが整備されるよう具 体的な措置を検討していただきたいと考えます。

NTT 東西の FTTH サービスについて、その戸建 て向け屋内配線は、NTT 東西が自ら設置するた め、NTT 東西の FTTH シェア(約 74%)と戸建て向 け屋内配線のシェアは基本的に同水準になると考 えられる。現在、コスト削減の観点から、「引き通し」 形態による屋内配線の設置が進められているが、 一種指定設備である引込線と一体となった屋内配 線の設置は、引込線を設置している NTT 東西のみ が可能であり、接続事業者には可能とは言えない。 この点からも、外壁の内外で位置付けを違える現 行の取扱いは、イコールフッティングを確保できな い状況を招来するため、適当ではない。

以上の点から、接続ルール答申において、NTT 東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定 設備に該当すると整理されたところであり、平成 22 年9月に戸建て向け既設屋内配線の転用について NTT 東西の接続約款の変更を認可している。

以上の点を踏まえると、昨年の状況は現時点に おいても変わりはないことから、引き続き一種指定 設備に指定することが適当である。

■ なお、マンション向け屋内配線の扱いについては 考え方13に同じ。

再意見13

殿から意見されている通り、集合集宅における光屋 内配線についても指定対象への追加及び転用ルー ルの整備等を検討する必要があると考えます。

考え方13

■ なお、同様の観点から、KDDI殿及びソフトバンク ■ マンション向け屋内配線については、接続ルー ル答申において、事業者設置や事業者外設置の屋 内配線が混在する中で、NTT 東西の FTTH のシェ アとマンション向け屋内配線のシェアが連動しない こと等から、一種指定設備には該当しないものと整 提供する事例が増加しており、マンションやビル内 のユーザーが、競争事業者のFTTHサービスに切●【マンション向け屋内配線の指定設備化及び転用 り替えることが事実上不可能になるという問題が生 じています。

今後、新規に建設するマンションやビルについて は、MDF室内に複数事業者の回線終端装置の設 置可能なスペースを確保とすると共に、NTT東・西 が設置した棟内の「パッチパネル~光屋内配線~ 光コンセント」をユーザー単位で競争事業者に転用 できるよう指定設備化して開放を義務化するなど、 集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内 配線を他の事業者もユーザー単位で再利用可能と なるようルールを整備し、ユーザーが事業者を選択 できるようにすべきです。

また、屋内配線の転用率を向上し、さらに、転用 時に工事担当者を派遣せずユーザーに機器設定を 行ってもらう無派遣工事スキームも実施すること で、ユーザー負担の低減を図ることが必要と考えま す。

(KDDI)

なお、未整備となっているマンション向け光屋内 配線の転用ルールについても早期に整備を行うべ きと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ バイル)

- ルールの整備】
- マンション向け屋内配線については、「電気通信市 場の環境変化に対応した接続ルールの在り方につ いて | 答申(平成 21 年 10 月)において「NTT東西自 らでなく、マンションの管理組合やデベロッパーが 設置する場合など多様な形態が存在すること、更 に、NTT東西の局舎からマンション共用部までの回 線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々 に行うことが一般的であることから、戸建て向けの 場合と異なり、NTT東西と接続事業者の間の工事 回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えら れることから、マンション向け屋内配線は一種指定 設備に該当すると整理する必要はない」旨示されて おり、現段階においてもその状況に変わりは無いこ とから、マンション向け屋内配線を第一種指定電気 通信設備にする必要は無いと考えます。
- また、マンション向け屋内配線の転用については、 同答申において、「他事業者設置の屋内配線の転 用を促進する観点から、NTT東西の屋内配線の転 用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者 に限って認めるといった考え方を採用することが適 当である」とされ、事業者間で相互転用することを 前提としています。
- 当社としては、これらを踏まえ、既に事業者間で協 議を行っているところであり、マンションの屋内配線 の取り扱いについては、まずは事業者間協議に委 ねるべきであると考えます。
- なお、KDDI殿とは、以前より集合住宅における光 屋内配線の相互転用に向けた協議を行っており、 その協議において、当社から、相互転用の実施に 向けた基本的な考え方として以下の①から④をお 示ししたところ、KDDI殿においても、これらの条件 をベースに具体的なケースにおいて詳細を検討し

理されている。

また、ブロードバンド答申においても、この点につ いて改めて検討が行われ、「マンション向け屋内配 線には光配線方式、LAN 配線方式、VDSL 配線方 式の3種類があり、そのうち光配線方式が NTT 東 西のマンション向け FTTH サービスに占める割合 は、接続ルール答申時(2009 年 10 月)には約3% であったが、2011 年3月末時点では約 17%(NTT 東日本)、約 16%(NTT 西日本)まで上昇している。 これに対し、VDSL 方式は接続ルール投資時には 約97%であったが、2011年3月末時点では約80% (NTT 東日本)、約84%(NTT 西日本)に低下してい る。以上の状況は光屋内配線の法的位置づけを変 えるまでには至っていないと考えられ、一種指定設 備として指定する必要性については、引き続き状況 を注視していくことが適当」とされたところである。

■ マンション向け屋内配線の転用ルールについて は、接続ルール答申において、関係事業者間の協 議により定めることが適当な事項について、関係事 業者間等で速やかに協議し内容を整理することが 適当とされている。

また、ブロードバンド答申においても、この点につ いて改めて検討が行われ、「マンション向け FTTH の場合、マンション一棟ごとに一の事業者が契約を 獲得する場合が多く、屋内配線の転用が出来ない 場合には、既存事業者による顧客ロックイン効果が 一層高くなることから、屋内配線を転用する必要 性・有用性は戸建て向け FTTH の場合より高いと考 えられる。この点、マンションの設備設置形態は千 差万別であり、転用ルールの整理に当たっては、具 体的な要望内容を整理する必要がある。現在 NTT 東日本と KDDI の間で具体的なマンションにおける 相互転用協議を続けている状況にあることから、こ れを引き続き注視することとし、転用手続や条件等 ていくことでよいとの回答を頂いたことから、これら の条件については既に合意をいただいております。

- ①費用負担は転用する設備の残存価額(平成 22 年9月28日に認可を受けた既設光屋内配線を 転用する場合の工事費に係る「既設設備負担 額」と同じ考え方で算出する額)をご負担いただく こと。
- ②転用設備は転用される側から転用する側へ資産 譲渡すること。
- ③転用工事は、転用する側が工事を実施すること が最も効率的と考えていること また、工事の実施にあたっては安全性確保等が 必要と考えていること。
- ④その他円滑な相互転用の実施にあたっては申込方法、設備管理方法等について双方で意識を合わせた上で整備しておく必要があること等
- ・これを踏まえて、まずは個別物件でトライアルすることとし、昨年 10 月にKDDI殿にて物件を選定の上、ご提示いただくことで双方合意しましたが、未だKDDI殿から物件の提示がないことから、まずはKDDI殿から物件をご提示いただき、それを基に具体的な協議を進めていきたいと考えております。

【MDF室内における複数事業者の回線終端装置の 設置可能なスペースの確保】

- ・ マンションやビルにおいて、デベロッパやオーナー 様等がMDF室内に複数事業者の回線終端装置の 設置可能なスペースを確保していただくことは、当 社としても円滑なサービス提供につながり、競争を 促進する観点からも望ましいと考えます。
- なお、デベロッパやオーナー等が、こうしたスペースの確保を行うことは現実的には難しい面もあることから、当社としては、狭隘スペース等への設備導入を行うべく、小型スプリッタや低摩擦ケーブルの物品開発・改良や、様々な施工技術の導入といったことに取り組み、マンションの光化に努めていると

の転用ルールに係る具体的内容が出来る限り速や かに整理されるよう、事業者間協議の一層の促進 を図ることが適当」とされたところである。 ころであり、他事業者においても同様の取組みを行 えばよいものと考えます。

(NTT 東日本)

- 【マンション向け屋内配線の指定設備化及び転用ルールの整備】
- ・マンション向け屋内配線については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月)において「NTT東西自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパが設置する場合など多様な形態が存在すること、さらに、NTT東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向り場合と異なり、NTT東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられることから、マンション向け屋内配線は一種指定設備に該当すると整理する必要はない」旨示されており、現段階においてもその状況に変わりは無いことから、マンション向け屋内配線を第一種指定電気通信設備にする必要はないと考えます。
- ・また、マンション向け屋内配線の転用については、 同答申において、「他事業者設置の屋内配線の転 用を促進する観点から、NTT東西の屋内配線の転 用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者 に限って認めるといった考え方を採用することが適 当である」とされ、事業者間で相互転用することを 前提としています。
- ・ 当社としては、これらを踏まえ、既に事業者間で協議を行っているところであり、マンションの屋内配線の取り扱いについては、まずは事業者間協議に委ねるべきであると考えます。
- ・なお、KDDI殿とは、以前より集合住宅における光 屋内配線の相互転用に向けた協議を行っておりま すが、集合住宅における設備形態は様々であるた

	め、具体的な転用対象設備や物件の条件についての意識合わせを図りつつ、まずは個別物件でトライアルすることとし、KDDI殿にて物件を選定の上、ご提示いただくことで本年3月に双方合意しましたが、未だKDDI殿から物件についても提示がないことから、当社としては物件をご提示いただき、協議を進めていきたいと考えております。 【MDF室内における複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースの確保】 ・マンションやビルについて、MDF室内に複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースをデベロッパやオーナー等に確保していただくことは、当社としましても円滑なサービス提供につながり、競争を促進する観点からも望ましいと考えます。 ・なお、デベロッパやオーナー等が、こうしたスペー	
	スの確保を行うことは現実的には難しい面もあることから、当社としては、狭隘スペース等への設備導入を行うべく、小型スプリッタや低摩擦ケーブルの物品開発・改良や、様々な施工技術の導入といったことに取り組み、マンションの光化に努めているところであり、他事業者においても同様の取組みを行えばよいものと考えます。 (NTT 西日本)	
意見14 WDM 装置については、他事業者も自ら設置することが可能であり、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。	再意見14	考え方14
■【WDM装置】 WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせて、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。 (NTT 東日本)	■ WDM空き波長のアンバンドルは、接続事業者に とって中継DFの空きが無い際の有効な代替手段と なっており、現に、当社においてはネットワーク構築 における重要な選択肢になっています。このことか らは、当該アンバンドルは、接続事業者がネットワ ークを円滑に構築することに寄与しているものと考 えられるため、引き続き指定設備の対象とする必要 があると考えます。	■ WDM 装置については、装置類の市場調達性のみから判断するべきではなく、中継ダークファイバと一体として設置され、ネットワークの一部として機能するものであることから、ボトルネック性がないと判断することは適当ではないため、引き続き一種指定設備に指定することが適当である。

■ なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信 設備の対象から除外するのに時間を要する場合に ■ また、WDM装置については、一昨年度の総務省 は、少なくとも、他事業者がコロケーションできない 局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの 空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定 対象を限定していただきたいと考えます。

(NTT 西日本)【再掲】

(イー・アクセス)

- の考え方※のとおり、指定設備の対象外とすること は適当でないと考えます。
- ※競争セーフガード制度の運用に関する総務省の 考え方(平成22年2月19日)

「WDM装置については、中継ダークファイバとー 体として設置・機能するものであることから、装置類 の市場調達性のみから判断するのではなく、中継 ダークファイバのボトルネック性と含めて検討するこ とが必要である。

また、接続ルール答申においても、接続料や接 続条件など貸出しルールの整備を行うことが適当と の考え方が示されたことを踏まえると、WDM装置 を指定の対象外とすることは適当ではない。」 (KDDI)

■ また、WDM 装置については、中継ダークファイバ と一体として設置されるものであり、ネットワークの 一部として機能するものであることから、市場での 調達の可能性のみをもって、ボトルネック性がない と判断すべきではないと考えます。そのため、WDM 装置については、引き続き、第一種指定電気通信 設備として指定を継続することが必要と考えます。 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ バイル)

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

意 見	再 意 見	考 え 方
意見15 NGN 等に係るアンバンドル機能のうち、ル	再意見15	考え方15
ーティング伝送機能(収容局接続機能・中継局接		
続機能)やイーサネットフレーム伝送機能等の利		
用実績がないものについては、早急にアンバンド		

ル機能の対象外とすべき。

■【NGN等に係るアンバンドル機能】

NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や 他事業者による利用実績がないものについては、 早急にアンバンドル機能の対象から除外していただ きたいと考えます。

具体的には、以下の機能については、機能の提 供開始以降、他事業者との接続の実績がない状況 が続いていることから、早急にアンバンドル対象か ら除外していただきたいと考えます。

- 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能
- ・ 特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能
- 一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能
- ・ 特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能
- ・ イーサネットフレーム伝送機能

なお、「次世代ネットワークの接続ルールの在り 方について | 答申(2008 年 3 月 28 日)において も、「アンバンドルが技術的に可能であっても、オペ レーションシステム等の改修に多大なコストを要す る場合もあることから、他事業者の具体的な要望を 踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負担を与 えることとならないように留意することも必要である」 とされており、アンバンドルは他事業者の具体的な 接続要望を踏まえて検討するものであると考えま す。

(NTT 東日本)

■ 当社のNGN、地域IP網、ひかり電話網、イーサネ (イー・アクセス) ットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入 光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指 ■ NGNについては、接続を前提として構築されて 定電気通信設備の対象から除外していただく必要 があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気 通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事 業者による利用実績や実需要がない機能について

■ NGNに係る各アンバンドル機能については昨 ■ 年度の競争セーフガード制度の検証結果の考え 方(※4)から特段の変化が無いことから、引き続き アンバンドル機能の対象とする必要があると考え ます。

特にNTT東西殿は、NGNにおける中継局接続 機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能) についても、他事業者との接続の実績がない状 況が続いていることを理由に対象から除外する必 要がある旨を主張しておりますが、現在、総務省 殿の「電話網移行円滑化委員会」及びNTT東西 殿主催の「PSTNマイグレーション意識合わせの 場」において、PSTNの廃止を見据えたIP網同士 の接続の在り方ついて議論されていることから、 今後中継局接続がNTT東西殿と接続事業者各社 の相互接続における中心的な役割を果たすと考 えられます。

そのため、NGNにおける中継局接続機能につ いては今後の接続事業者の利用を考え、公正競 争環境の確保に十分に留意する必要があり、PS TNにて接続事業者の円滑なネットワーク構築に 貢献している「ハブ機能」等の機能については継 続する必要があると考えます。

(※4)2011年3月 競争セーフガード制度の運 用に関する意見及びその考え方 考え方19

いないため、イーサネットフレーム伝送機能に見ら れるように高額の網改造料が必要とされ、接続実┃■ 現の妨げとなっています。公正競争を担保するた めには、タイムリーかつ適切なコストでアンバンド

収容局接続機能については、NGN答申において 示されたとおり、①競争事業者からはアンバンドル して提供することが求められていること、②今後、 ADSL から FTTH へのマイグレーションが進展する 中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の 激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自 ら調達したアクセス回線等を収容ルータに接続する 形態が増えていくことも想定されること、③また、 NGN は、今後我が国の基幹的な通信網となること が想定され、新たな機能や今後段階的に追加され る機能等を活用した事業展開の機会が拡大するも のと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存 在していた収容局接続による接続形態を用意して おくことが、事業者による創意工夫を活かした多様 な利用形態での NGN への参入を促進すると考えら れることから、フレッツサービスに係る機能のアンバ ンドルは当面必要とされたところである。

この状況に現時点で特段の変化もないことから、 収容局接続機能については、引き続きアンバンドル の対象とすることが適当である。

以上に加え、同機能については、ブロードバンド 答申において、「地域 IP 網と異なり100Mといった小 口の接続料単位のメニューが存在せず、その分獲 得する必要のあるユーザ数が多くなること等から、 接続事業者が収容局接続機能を利用して電話サ ービスやインターネット接続サービス等を提供する ことについては一定の課題がある」とされ、「接続料 設定単位の多様化等の必要なオープン化について 検討を行うことが適当」とされたところである。

中継局接続機能については、NGN答申において 示されたとおり、①地域 IP 網では、既に中継局接続 に該当していた IPv6 サービスはアンバンドルされた は、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。
(NTT 西日本)

- ■【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】
- ・フレッツサービスに係る機能(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能)については、地域IP網において、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成13年から現在に至るまで9年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。
- ・中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。
- イーサネットスイッチに係る接続料(イーサネットフレーム伝送機能)についても、他事業者からの強い接続要望を受け、平成22年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者以外の事業者からの利用要望も全くないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。

(NTT 西日本)

ルされることが必要です。

(KDDI)

■「接続の基本的ルールの在り方について(1996年 12月 19日、電気通信審議会答申)」において、「技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならない」と示されているとおり、NTT 東西殿の設備利用部門と接続事業者との同等性確保という観点から、接続事業者が要望を挙げた時点で常に接続可能な状態であることがアンバンドルの原則と考えます。従って、接続事業者との接続実績がない状況が続いている等といった現時点の状況のみを捉えて、アンバンドルの対象可否を議論すべきではないと考えます。

中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルー (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティン モバイル)

機能を用いて接続料を互いに支払ってサービス提供をしており、②また、NTT 東西の NGN 間の IP 電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで行われている。③更に今後 PSTN から IP 網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネットワークとの接続も、IGS 接続が減少し中継局接続が増えていくことが想定される。

このため、中継局接続に係る機能については、 引き続きアンバンドルの対象とすることが適当であ る。

以上に加え、同機能については、ブロードバンド 答申において、「現在の NGN の中継局接続機能 は、IGS 接続機能や PSTN における GC・IC 接続機 能と異なっており、この点が IP 網同士の直接接続 の実現に向けた課題となっている可能性がある」、 「ブロードバンド普及促進のためには、PSTN 又はメ タル回線において確保されていた公正競争環境の 後退を極力招かないことや、事業者の積極的な IP 網への移行が妨げられないことが重要であると考 えられる。また、NGN ならではの多種多様なサービ スの提供を通じたユーザ利便の向上が図られるこ とも重要である。以上から、NGN 又は光ファイバ回 線においても実質的な公正競争環境を確保する必 要がある」とされており、これらを踏まえ、「NTT 東 西の NGN と接続事業者の IP 網の直接的な相互接 続性を確保し、接続事業者のネットワークの IP 網へ の積極的な移行を促す観点から、現在の中継局接 続機能の更なるオープン化(設定単位の細分化・柔 軟化、インターフェースの多様化)を図るために必 要な措置をとることが適当」とされたところである。

■ イーサネットフレーム伝送機能については、NGN 答申において示されたとおり、イーサネットサービス はユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があり、ま

意見16 IP 電話サービスに係る機能(IGS 接続機能)の接続料においては、いわゆる「逆ざや問題」が現に生じているため、アンバンドルの対象から除外するか、総務省において接続料の適正性を検証すべき。	再意見16	た今後イーサネットサービスに係る需要が拡大することが想定されることに鑑みると、NTT 東西が従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であり、競争事業者からの接続要望があることを踏まえると、イーサネットサービスに係る機能(イーサネット接続機能)については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。 なお、他事業者からの接続の申込みが手続上取り下げられたことをもって、直ちに接続の要望がなくなったとまで判断することは必ずしも適当でない。 考え方16
■ また、ひかり電話網が指定電気通信設備とされたことによって、昨年度より複数の事業者との間で、他事業者が当社の接続料よりも高い接続料を設定することで事業者間取引の均衡が崩れる「逆ざや」問題が現に発生し、さらにその影響額は年々拡大している状況にあります。 当社は、接続料の事業者協議において、当社の接続料より高い接続料を提示してきた事業者に対し算定根拠の開示を求めていますが、当該事業者からは一切情報が開示されず、事業者間の自主的な取組みだけでは、非指定事業者の接続料の適正性の向上が期待される状況にはありません。 そもそも、ひかり電話網と他事業者網との接続は、独立したネットワーク同士の接続であり、互いに接続料を支払う関係にあることから、当社のひかり電話網のみを指定電気通信設備とすることはバランスを失しており、関門交換機接続ルーティング伝送機能については、アンバンドルの対象から除外し	の接続料をNTT東・西が相対で設定できるようになると、ボトルネック設備に起因する市場支配力を背景に特定の事業者を優遇することが可能になり、公平性を担保できなくなるため、決して認められるべきではありません。	■ IP 電話サービスに係る機能のアンバンドルについては、NGN 答申において示された考え方のとおり、①他事業者からは、NGN やひかり電話網を一種指定設備に指定した上で、接続料設定を求める意見が示されていること、②ひかり電話網をでは、IGS 接続の接続料が設定されており、当該接続料を問題となるとの意見が示されていること等を踏まえれば、引き続き、IP 電話サービスに係る機能をアンバンドルの対象とすることが必要と考えられる。 ■ NTT 東西の意見にある指定事業者と非指定事業者の接続料水準差については、接続ルール答申を受けて、平成22年3月に第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)を設置する電気

ていただきたいと考えます。

仮に当該機能がアンバンドルの対象から除外されない場合には、以下の点も踏まえ、総務省殿において速やかに固定電話事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けていただきたいと考えます。

- ・ 2009 年 10 月の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申において、逆ざや問題については「(二種指定制度の運用ガイドライン制定に伴う動向を注視した上で)固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当」とされていること。
- ・また、「競争セーフガード制度の運用に関する意 見募集(2010 年度)」に対する総務省殿の考え 方では、「非指定事業者の積極的な対応により現 行の接続料の適正性の向上が期待されるところ である」、「総務省においては、関係事業者による 今後の取組状況を注視すること」とされているこ と。

(NTT 東日本)

- ■【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】
- ・従来、ひかり電話網は第一種指定電気通信設備規制の対象外となっていたため、事業者間協議により、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定する接続料と同額とすることで、事業者間取引のバランスを確保することが可能でしたが、ひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされ、その接続料設定が義務化されたことから、当社のみ事業者均一の接続料を定めることとなった結果、一部の固定事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」が現に生じております。また、さらにその影響額は年々拡大し

通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)を対象とした接続料算定ルール(第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン。以下「二種指定ガイドライン」という。)が策定されたところであり、当該ガイドラインの策定を踏まえた非指定事業者の積極的な対応により、現行の接続料の適正性の向上が期待されるところである。

また、接続料は設備の使用料として相手方接続 事業者に負担を求めるものであって、事業者間で 合意の上接続協定を締結するものであることから、 その過程においては、移動通信事業者・固定通信 事業者を問わず、可能な限り、事業者間で相互に 理解が得られるよう説明を行うことが適当である。

なお、事業者間協議における透明性向上については、ブロードバンド答申において、「今後、PSTN からIP網へのマイグレーションが進む中、IP網同士の直接接続が増加すると想定され、上述の例に示されるような事業者間協議の不調は、結果としてIP網同士の直接接続を阻害する要因となり得ることから、ネットワーク事業者間の接続を円滑化し、ブロードバンド普及促進を図る観点から、とりわけ接続料算定に係る事業者間協議の透明性を向上させることが必要」であり、「具体的には、協議のプロセス、接続料の課金方法、事業計画等に係る聴取範囲の明確化~(略)~などについて整理を図り、できる限り透明性の高い方法により事業者間で考え方を共有できるよう必要な取組を行うことが適当」とされたところである。

ており、当社としては、当該接続料の妥当性を判断		
すべく、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三		
求めておりますが、当該事業者からは全く応じてい		
ただけない状況にあります。		
・したがって、当社としては、お客様の利便性を確保		
しつつ、事業者間取引のバランスを確保する観点か		
ら、早急に当該機能をアンバンドルの対象から除外		
していただく必要があると考えます。		
また、仮に、アンバンドルの対象から除外するのに		
時間を要する場合には、上述の通り、事業者間の		
自主的な取り組みだけでは、非指定事業者の接続		
料の適正性の向上が期待される状況にないことか		
ら、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルー		
ルの在り方について」答申(H21.10.16)にて、		
「(二種指定制度の運用ガイドライン制定に伴う動向		
を注視した上で)固定通信市場を含め、段階的に対		
応することが適当」とされ、「競争セーフガード制度		
の運用に関する意見募集(2010年度)」に対する		
総務省殿の考え方にて、「(移動通信事業者・固定		
通信事業者を問わず)非指定事業者の積極的な対		
応により現行の接続料の適正性の向上が期待され		
るところである」、「総務省においては、関係事業者		
による今後の取組状況を注視すること」とされてい		
ることを踏まえれば、総務省殿において、まずは、		
適正な接続料設定に向けたガイドラインの策定等		
の措置を講じていただき、速やかに固定電話事業		
者の接続料について透明性を確保し、適正性を検		
証する仕組みを設けていただきたいと考えます。		
(NTT 西日本)		
意見17 光信号伝送装置(OLT)、メディアコンバー	再意見17	考え方17
タ、局内スプリッタについては、他事業者による利		
用実績はないことから、アンバンドルの対象から		
除外すべき。		
■【局内装置類に係る機能のアンバンドルについて】	■ メディアコンバータやOLT等の局内装置類や局	■ 現在、加入光ファイバと接続する場合において

・ 光信号伝送装置(OLT)は平成13年より、メディアコンバータ・局内スプリッタについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、平成13・14年から現在に至るまで8年ないし9年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。

(NTT 西日本)

内光ファイバについては、指定設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されるものであることから、ボトルネック性を有している加入光ファイバから切り出して判断することは適当ではないと考えます。

ボトルネック設備のオープン化において真の同等性が担保されない限り、ドライカッパ、ダークファイバ及びこれらと一体として構築される局内装置類、局内光ファイバ等は利用の有無にかかわらず、引き続き指定設備の対象とすべきと考えます。

(KDDI)

は、意見にある OLT 等局内装置は接続事業者が 自前で設置しており、利用実績がないものも存在す るが、今後、多様な事業者が加入光ファイバへの 接続を希望することも考えられるところである。

したがって、OLT等局内装置のアンバンドルについては、今後も拡大が予想されるFTTHサービスの提供に必要な装置であるため、競争事業者による利用実績のない装置について、その理由が具体的な接続要望等の不存在によるものかどうか将来的に判断する必要があることに留意しつつ、現時点では引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。

意見18 NGN における公正競争環境を確保すべく、GC 類似接続、ラインシェアリング、分岐単位接続、帯域制御等プラットフォーム機能等のアンバンドルの実現に向けた検討を行うべき。

■光/NGNのアンバンドル促進が必要

NGNは一種指定設備という位置付けであるものの、アクセス網とコア網とが一体的に構築され接続事業者が要望するアンバンドルが進まず、実態としてメタル/PSTNにて実現出来ていたドライカッパ、ラインシェアリング、GC接続といった接続形態が、光/NGNにて実現出来ていないことからは、一種指定設備制度が実質的に形骸化しているものと考えます。

現在、NGNのオープン化について、総務省殿の「競争政策委員会」及び「電話網移行円滑化委員会」にて議論されているところでありますが、このまま、NGNへの移行が、光/NGNにおける接続事業者との接続を考慮されずに進展した場合、新規参入や公正競争における障壁となり、以下のような公正競争上の問題が懸念されます。

・ メタル/PSTNにて構築されたサービス競争環境

再意見18

- PSTNからIP網への移行にあたっては、イー・アクセス殿が提示されている「接続事業者との接続を考慮せずに進展」するようなことがないよう、事業者とよく話し合いながら進めていく考えです。
- ・また、イー・アクセス殿から「光/NGNのアンバンドルが十分でない等競争環境が確保されている状況にはありません」との意見が提示されておりますが、当社は、既に光ファイバや局舎、電柱・管路等といった素材を十分にオープン化しており、IPブロードバンド市場では、現に各事業者は、こうした素材を用いて独自のIPネットワークを構築・サービスを展開しており、お客様ご自身が他社のネットワークを自由に選択できている環境にあることから、このようなご指摘はあたらないと考えます。
- ・ なお、イー・アクセス殿から公正競争上の問題と

考え方18

- 接続事業者から寄せられた提案については、いずれも加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定との関連で示されたものであるところ、現在分岐単位接続料の設定の是非に係る検討が進められている情報通信行政・郵政行政審議会接続委員会において、技術的・政策的な観点から多角的な検討が行われているところである。
- なお、プラットフォーム機能については、ブロードバンド答申において「NNIにおけるプラットフォーム機能については、ブロードバンド普及促進に向けて様々な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーションサービス等の柔軟な提供を可能とすることが必要となることに鑑み、IP網同士の直接接続が現に検討される中、PSTNにおいて具備・アンバンドルされている機能を参考に、一定のオー

の喪失

NTT東西殿における主体的なマイグレーションの結果、メタル/PSTNにおけるADSLやドライカッパ電話、マイライン等がサービス基盤を失い、NTT東西殿に巻き取られ、現状FTTHにおける74.4%(※4)の市場シェアの拡大、さらにはNTT東西殿の独占化に繋がることを強く危惧します。

競争的な環境下での利用者移行の停滞

移行については、利用者保護の観点からも競争的な環境下で自主的な移行を促進し強制移行による負担を軽減することが望ましいと考えますが、光/NGNのアンバンドルが十分でない等競争環境が確保されている状況にはありません。これでは、サービス競争は進展せず、PSTN利用者にとって低廉で魅力あるサービスは創出されることなく、選択肢も狭まる虞があります。

(※4)電気通信サービスの契約数及びシェアに 関する四半期データ(2011年3月末)より

NGNのオープン化の課題については、かねてより、総務省殿のICTタスクフォースや各種委員会等を通して、複数の事業者から多数の要望及び提案が出されていますが、NTT東西殿との「情報の非対称性」が、建設的な議論の進展を妨げている状況と認識しています。

NTT東西殿においては、検討に資するよう設備構成・技術仕様等の開示を行って頂き、GC類似接続、ラインシェアリング、分岐単位接続等といった接続形態の実現に向けた検討が行うべきと考えます。

(イー・アクセス)

■「接続の基本的ルールの在り方について(1996年12月19日、電気通信審議会答申)」にて、「技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならない」と定められているように、そもそ

して「現状FTTHにおける 74.4%の市場シェアの拡大、さらにはNTT東西殿の独占化に繋がることを強く危惧します」との意見が提示されておりますが、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争上の問題とは関係のないものと考えます。

(NTT 東日本)

- 指定電気通信設備制度が導入された当時は、 他事業者が加入者回線の敷設や交換機を設置 し、当社と同等のネットワークを自ら構築して市 場参入することは実質的に困難であったため、 当社の固定電話網を加入者へのアクセス網とし て中継事業者に貸し出すことにより、多数の事 業者が中継電話市場へ参入し、料金面を中心 とした競争が進展したものと考えております。
- ・ 一方、ブロードバンド市場においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し、当社がオープン化により提供しているドライカッパやダークファイバといった素材や、当社の電柱・管路等を利用し、自らが敷設したアクセス回線を組み合わせることで独自のIP網を構築しており、各事業者は当社のNGNに依存することなく、自らが構築したIP網でお客様を獲得する形態で実際に市場参入しており、設備競争が進展しております。
- ・このように、ブロードバンド市場においては、他事業者は当社のNGNに依存することなく、各事業者自らが構築したIP網でお客様を獲得する形態で参入し、各事業者がそれぞれネットワークを構築してお互いのお客様同士が相互に通信を可能とする、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心の接続とは大き

プン化を検討することが適当である」とされたところである。

また、SNI におけるプラットフォーム機能については、「多様な事業者による創意工夫を活かしたサービスの提供を通じてブロードバンドの普及促進を図るという観点から、NGN における機能に係るアンバンドルの考え方も踏まえつつ、一定のオープン化(内容・手法)の検討を進めることが適当である」とされたところである。

も、NTT-NGN 等、第一種指定電気通信設備については、他事業者との接続を前提として設計・構築がなされるべきものです。こうした基本的考え方に基づいて接続ルールが整備されるべきであるにも係らず、過去、接続事業者からの要求に対して、具体的なサービスや需要が想定されない等の理由により、NTT 東西殿にて多様なアンバンドルメニューが用意されていないのが実状です。さらに、NTT-NGN の提供を開始した現時点においては、NTT 東西殿は「今からでは機能追加が困難」等と主張し、アンバンドルメニューの多様化が進展しない状況にあり、極めて問題と考えます。

なお、NTT-NGN におけるアンバンドルメニューとして、分岐端末回線接続、GC 接続、ラインシェアリング、波長重畳接続、帯域制御等プラットフォーム機能の開放等が具体案として弊社共を含む接続事業者から提案されているところであり、真の公正競争実現に向け、早急に具体的なルール化を図るべきと考えます。

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク モバイル) く異なっています。

- ・したがって、このような市場環境の変化を踏まえ、NGNにGC接続やラインシェアリングといった電話時代の接続ルールを持ち込む必要はないと考えます。
- ・ なお、ソフトバンク殿やイー・アクセス殿からの 意見にて提示された各要望に対する当社の意 見は以下の通りです。

【GC接続】

・ GC接続を実現するためには、全収容ルータ上 部に送信元アドレスを見て事業者を振り分ける 事業者振り分け装置を開発・導入するほか、オ ペレーションシステムの開発等が必要となるた め、多額のコストが嵩み、低廉なユーザサービ スの提供に支障を来たすことから、現実的では ありません。

なお、諸外国においても、IP網にGC接続を導入している例はありません。

【ラインシェアリング】

- ・同一の光アクセス回線上でラインシェアリングを行うということは、VLAN番号をサービス毎・ 事業者毎に括りつけて複数の事業者へ振り分けることと想定されますが、その場合、OSU上部やお客様宅内に、VLAN番号でサービス毎・ 事業者毎に振り分けを行うための新たな装置が必要となり、OPS装置の開発も必要となります。
- ・ また、OSU共用と同様に、事業者振り分け装置に優先制御を優先する機能が必要となるうえ、各社のIP網のパケットを一元的に管理(帯域管理、受付管理)する仕組みも必要となります。
- このように、OSU共用を導入する場合と同等、 或いはそれ以上の費用が必要となり、低廉なユ ーザサービス提供に支障をきたすことになるこ とから、当社としてラインシェアリングを行う考え

はありません。

【波長重畳】

- ・ PONの国際標準においては、通信や映像でそれぞれ使用可能な波長帯が規定されており、当社のNGNでは、現在、使用しているPONにおいて国際標準で決められた波長帯は全て使用していることから、他事業者が使用できる国際標準上の波長帯はありません。
- ・ 今後、国際標準化されていない波長帯について、他事業者から波長重畳接続に関する具体的な接続要望をいただければ、PONにおける波長重畳に関する標準化動向も踏まえつつ、協議していく考えです。

【分岐端末回線単位の接続】

<OSU共用について>

- ・ OSUの共用は、サービス提供事業者に均一の サービスの提供を義務付けることになり、サー ビス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害す ることになるとともに、
 - ①膨大な開発費用を要し、サービスの料金が高くなること
 - ②共用する事業者間でサービスポリシーの刷り 合わせが困難であること
 - ③新サービスの提供等において機動的なサービス提供等に障害がでること
 - ④故障発生時の事業者間切分けで復旧時間を 要する等サービスレベルが低下すること といった問題があると考えており、当社として共 用する考えはありません。
- <1ユーザ単位(1分岐単位)の接続料の設定について>
- 1ユーザ単位の接続料の設定は 1 芯を専用しているにもかかわらず、
 - ①当社の設備構築部門が、借りる側の営業の 結果に伴って発生するリスクを負担すること

になること、

- ②自ら設備を構築して投資リスクを負いながら 自ら営業している当社以外の設備構築事業 者と 1 ユーザ単位の接続料で借りるだけの サービス提供事業者とのリスクのとり方のバ ランスも欠くこと、
- ③サービス提供事業者が1芯をより有効に使う モチベーションを削ぎ、モラルハザード的な利 用を助長し、無駄な投資が増えること、

といった問題があると考えており、当社として実 施する考えはありません。

・ なお、OSUの共用を希望する事業者は、当社 がOSU共用を実施せずとも、当該事業者同士 でコンソーシアムを結成してOSUを共用し、1芯 分のコストを負担していただくことも可能だと考 えます。

【プラットフォーム機能】

- ・ 帯域制御機能や認証・課金機能等のプラットフォーム機能については、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情です。
- ・ 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まずは、要望される事業者が、どのようなサービスを提供されるのか、そのためには何が必要なのか等、要望内容を具体化していただくことが必要であると考えます。
- ・その上で、その実現にあたっては、国際標準化動向も踏まえ、NNIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった視点で検討していくことが適切であると考えます。
- ・ また、プラットフォーム機能については、ISPや

アプリケーション・コンテンツプロバイダ等との間で新たなビジネスを創出していくにあたり、将来現れるサービスの芽を摘むことがないよう、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。

- ■「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」の答申(平成 20 年 3 月)において、NGNにおけるアンバンドルが必要な機能は、『フレッツサービス(収容局接続)に係る機能』『IP電話サービス(IGS接続)に係る機能』『イーサネットサービスに係る機能』『中継局接続』の 4 つと整理されており、当社はそれに従ってアンバンドル機能の設定を行っております。
- ・ ソフトバンク殿から「具体的なサービスや需要が想定されない等の理由により、NTT東西殿にて多様なアンバンドルメニューが用意されていない」との意見が提示されておりますが、当社としては、具体的な要望もない中で、様々な事業者の要望を当社が想定し開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に開発コストが嵩むこととなるため、新たな機能の開発・提供については、接続事業者からの具体的な要望を踏まえて検討する必要があると考えます。

(NTT 東日本)

- PSTNからIP網への移行にあたっては、イー・アクセス殿が提示されている「接続事業者との接続を考慮せずに進展」するようなことがないよう、事業者とよく話し合いながら進めていく考えです。
- ・ また、イー・アクセス殿から「光/NGNのアンバンドルが十分でない等競争環境が確保されている状況にはありません」との意見が提示されて

おりますが、当社は、既に光ファイバや局舎、電柱・管路等といった素材を十分にオープン化しており、IPブロードバンド市場では、現に各事業者は、こうした素材を用いて独自のIPネットワークを構築・サービスを展開しており、お客様ご自身が他社のネットワークを自由に選択できている環境にあることから、このようなご指摘はあたらないと考えます。

- ・なお、イー・アクセス殿から公正競争上の問題として「現状FTTHにおける74.4%の市場シェアの拡大、さらにはNTT東西殿の独占化に繋がることを強く危惧します」との意見が提示されておりますが、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争上の問題とは関係のないものと考えます。
- ・なお、ソフトバンク殿やイー・アクセス殿からの意見にて提示された各要望に対する当社の意見は以下の通りです。

【GC接続】

・ GC接続を実現するためには、全収容ルータ上 部に送信元アドレスを見て事業者を振り分ける 事業者振り分け装置を開発・導入するほか、オ ペレーションシステムの開発等が必要となるた め、多額のコストが嵩み、低廉なユーザサービ スの提供に支障を来たすことから、現実的では ありませんなお、諸外国においても、IP網にGC 接続を導入している例はありません。

【ラインシェアリング】

・ 同一の光アクセス回線上でラインシェアリングを行うということは、VLAN番号をサービス毎・ 事業者毎に括りつけて複数の事業者へ振り分けることと想定されますが、その場合、OSU上部やお客様宅内に、VLAN番号でサービス毎・ 事業者毎に振り分けを行うための新たな装置が 必要となり、OPS装置の開発も必要となります。

- ・また、OSU共用と同様に、事業者振り分け装置に優先制御を優先する機能が必要となるうえ、各社のIP網のパケットを一元的に管理(帯域管理、受付管理)する仕組みも必要となります。
- ・このように、OSU共用を導入する場合と同等、 あるいはそれ以上の費用が必要となり、低廉な ユーザサービス提供に支障をきたすことになる ことから、当社としてラインシェアリングを行う考 えはありません。

【波長重畳】

- ・ PONの国際標準においては、通信や映像でそれぞれ使用可能な波長帯が規定されており、当社のNGNでは、現在、使用しているPONにおいて国際標準で決められた波長帯は全て使用していることから、他事業者が使用できる国際標準上の波長帯はありません。
- ・ 今後、国際標準化されていない波長帯について、他事業者から波長重畳接続に関する具体的な接続要望をいただければ、PONにおける波長重畳に関する標準化動向も踏まえつつ、協議していく考えです。

【分岐端末回線単位の接続】

<OSU共用について>

- ・ OSUの共用は、サービス提供事業者に均一の サービスの提供を義務付けることになり、サー ビス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害す ることになるとともに、
- ① 膨大な開発費用を要し、サービスの料金が高くなること
- ② 共用する事業者間でサービスポリシーの刷り合わせが困難であること
- ③ 新サービスの提供等において機動的なサービス提供等に障害がでること

- ④ 故障発生時の事業者間切分けで復旧時間を要する等サービスレベルが低下することといった問題があると考えており、当社として共用する考えはありません。
- <1ユーザ単位(1分岐単位)の接続料の設定について>
- 1ユーザ単位の接続料の設定は 1 芯を専用しているにもかかわらず、
 - ① NTT東西の設備構築部門が、借りる側の営業の結果に伴って発生するリスクを負担することになること、
 - ② 自ら設備を構築して投資リスクを負いながら 自ら営業しているNTT東西以外の設備構築 事業者と1ユーザ単位の接続料で借りるだけ のサービス提供事業者とのリスクのとり方の バランスも欠くこと、
 - ③ サービス提供事業者が1芯をより有効に使 うモチベーションを削ぎ、モラルハザード的な 利用を助長し、無駄な投資が増えること、 といった問題があると考えており、当社として実

といった問題があると考えており、当社として実 施する考えはありません。

・ なお、OSUの共用を希望する事業者は、当社 がOSU共用を実施せずとも、当該事業者同士 でコンソーシアムを結成してOSUを共用し、1芯 分のコストを負担していただくことも可能だと考 えます。

【プラットフォーム機能】

- ・帯域制御機能や認証・課金機能等のプラットフォーム機能については、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情です。
- 通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まずは、要望される事業者が、どのようなサービスを提供され

るのか、そのためには何が必要なのか等、要望 内容を具体化していただくことが必要であると考 えます。

- ・ その上で、その実現にあたっては、国際標準化動向も踏まえ、NNIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった視点で検討していくことが適切であると考えます。
- ・ また、プラットフォーム機能については、ISPや アプリケーション・コンテンツプロバイダ等との間 で新たなビジネスを創出していくにあたり、将来 現れるサービスの芽を摘むことがないよう、あら かじめ規制するのではなく、事業者間の創意工 夫に委ねることが重要であると考えます。
- ■「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」の答申(平成20年3月)において、NGNにおけるアンバンドルが必要な機能は、『フレッツサービス(収容局接続)に係る機能』『IP電話サービス(IGS接続)に係る機能』『イーサネットサービスに係る機能』『中継局接続』の4つと整理されており、当社はそれに従ってアンバンドル機能の設定を行っております。
- ・ソフトバンク殿から「具体的なサービスや需要が想定されない等の理由により、NTT東西殿にて多様なアンバンドルメニューが用意されていない」との意見が提示されておりますが、当社としては、具体的な要望もない中で、様々な事業者の要望を当社が想定し開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に開発コストが嵩むこととなるため、新たな機能の開発・提供については、接続事業者からの具体的な要望を踏まえて検討する必要があると考えます。

(NTT 西日本)

■ 固定通信市場には、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能であり、現に、PSTN・メタル中心の時代と異なり、弊社のような自らアクセス回線を構築し競争しているFTTH事業者やCATV事業者が多く存在しております。

このような状況においては、NTT東西殿の光ファイバ接続料やNGN機能のアンバンドルに係る接続料の水準は、自らアクセス回線を構築し競争しているFTTH事業者やCATV事業者の競争環境に、大きく影響します。

そのため、NTT東西殿における接続料設定にあたっては、NTT東西殿・接続事業者だけではなく、自らアクセス回線を構築し競争しているFTTH事業者やCATV事業者を含めた競争事業者間の公平性担保が、何より重要と考えます。

その点、「分岐回線単位でのNTT加入光ファイバ接続料設定」は、設備コストをNTT東西殿につけ回すことで、自らアクセス回線を構築し競争しているFTTH事業者やCATV事業者と接続事業者との間で、不公平な競争環境を生む等の問題がありますので、今後とも導入すべきではありません。

また、「分岐回線単位でのNTT加入光ファイバ接続料設定」と同様に、不公平な競争環境を生むことが強く懸念される「GC類似接続」「ラインシェアリング」等のNGN機能のアンバンドルについても、導入すべきではないと考えます。

そもそも、現行の仕組みのなかで、既にKDD I殿が全国展開できていること、希望する接続事業者同士でシェアすることが可能なこと等を踏まえると、更なる措置を講じる必要性自体が存在

しないと考えます。 (ケイ・オプティコム)

■ ソフトバンク殿のご意見に賛同いたします。

アクセス網及びコア網のマイグレーションが進展する状況で、光・NGNにおいては、メタル・PS TNにて培った競争環境の後退を抑止する観点、及びサービス競争の促進により利用者の自主的なマイグレーションを促進させる観点から競争環境の整備が必要不可欠であり、接続事業者から提案されている接続形態については、早急に実現に向けた検討を進めることが必要と考えます。

また、現在提案されている接続形態を含めて、接続事業者が光・NGNにおけるボトルネック設備を利用した接続形態を提案する上では、NTT東西殿が設備構成・技術仕様等を開示して頂くことが必要不可欠であるため、これらを担保するルールの整備も併せて必要と考えます。

(イー・アクセス)

意見19 地中化エリアにおける光ファイバの部分的 な開放についてのルールを早急に整備すべき。

■ 地中化エリアにおける光ファイバの開放につい て

地中化による無電柱化等が進行している地域でFTTHサービスを展開する場合には、管路内に 光ファイバを敷設する必要がありますが、各戸・ビルへの引込部の管路径が狭隘であり、なおかつ掘削制限の存在により直ちに管路自体を敷設することもできないために競争事業者が追加的に光ファイバを敷設できない事例が多く発生しています。

本年4月に閣議決定された、内閣府の『規制・ 制度改革に係る方針』においても、今年度内に光 再意見19

- 当社光ファイバの電柱上からお客様宅までの 区間だけを貸し出すことについては、要望事業 者からの具体的な要望を踏まえて接続条件や 追加費用等について検討していく考えですが、 現時点で想定される課題としては、以下のよう な点があると考えます。
- 〇柱上にPOI-BOXを設置するほか、POI-BO Xと当社クロージャー内の引込線接続端子の間をつなぐ必要があり、電柱の強度やスペースの不足等により、提供できないケースがあること。
- ○引込線下部について、保守や設備管理が困難 であること。

考え方19

■ 光ファイバの部分的な開放は、競争事業者が 地中化された地域において追加的に光ファイバを 敷設できない場合に、NTT 東西が既に敷設した 光ファイバのうち必要な部分のみ設備を借りるこ とで効率的な事業展開を可能とするものであり、 NTT 東西においては光ファイバの利用率を上げ るとともに、一定程度の光ファイバ設備を有する 他事業者においては事業展開の柔軟性を高め、 (競争事業者が上部区間の光ファイバを敷設・活 用するという点で)設備競争を促進する効果が期 待されるものである。

この点について検討が行われ、ブロードバンド

ファイバの部分開放に関するルールについて検討し、結論を得ると記述されているところであり、ユーザーの選択肢を確保する観点から、これらの地域でNTT東・西が敷設した光ファイバについて、「電柱(クロージャー)~管路~各戸」の部分的な開放についてのルールを早急に整備すべきです。 (KDDI)	・ なお、当社は地中化エリアについても、当社が所有する管路については、引き込出出している。 公子 できがあれば他事業者による地中化するエリア は自治でのケーブル敷設が可能であると考えております。 (NTT 東日本) ■ 当社光ファイバの電柱上からお客様宅は事業者があります。 (NTT 東日本) ■ 当社光ファイバの電柱上からお客様宅望事者がらの具体的な要望を踏まえて接続条件が、現時点で想定される課題としては、以下のような点があると考えます。 (文書社クロージャー内の引込線接続端ースの不足等により、提供できないケースがあることをであること。 なお、当社は地中化エリアについても、当社もおりであること。 なおすすをいては、保守や設備管理があれば他事業者は今後地中化するエリアについても、当社もおりて、なりますし、他事業者は今後地中化計画に参ると考えております。 (NTT 西日本)	答申において、「メタル回線において部分的な開放を行った際と異なり、①相互接続点における光ファイバの部分的な開放に係る技術的可能性、②下部区間が上部区間と切り離されることによる一種指定設備としての位置づけの整理、③部分的な開放を行うために必要となるコストの特定などが必要となるため、まずは事業者間協議において光ファイバの部分的な開放に係る具体的な課題を整理する必要があるが、東日本大震災の影響もあり、3月以来協議が十分に進んでいない状況にある。したがって、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当」とされたところである。
意見20 設備構築情報の扱い、開通までの期間、アンバンドル機能の利用条件等の同等性に関するデータを検証基準としてあらかじめ規定すべき。 ■ NTT東・西利用部門と競争事業者との同等性	再意見20 ■ KDDI殿のご意見に賛同いたします。	考え方20 ■ 「「光の道 構想実現に向けて 取りまとめ(ICT

確保について

機能分離や子会社監督義務に関する検証のみならず、設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性、等に関するデータを検証基準として予め規定すべきと考えます。

(KDDI)

今回、KDDI殿が示された設備利用における リードタイムや情報の公平性の課題について は、前回意見書にて当社が主張した「インプット の同等性」が確保出来ていない事例を示してい るものと考えます。そのため、ボトルネック設備 利用の同等性を確保する上では、事業法改正 により措置が講じられたファイアーウォール構 築の徹底に加えて、設備の利用条件の同等性 を担保する運用ルールやその実施状況を検証 する体制の整備が必要と考えます。

(イー・アクセス)

■ 当社は事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきており、また、電気通信事業法にも定められているとおり、設備構築情報の提供や光ファイバ、ドライカッパ、コロケーション等の利用条件・利用手続きについては、接続約款に規定し、利用部門と他事業者を同等に取り扱っております。

今後においても電気通信事業法の改正及び 関連する省令等を踏まえ、公正競争の遵守を 徹底していく考えです。

(NTT 東日本)

■ KDDI 殿の意見に賛同します。NTT 東西殿の設備利用部門と接続事業者の同等性確保については、2010 年 12 月公表の「タスクフォース「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ」において、機能分離の実施によって行うことが決定されました。上記取りまとめにおいても謳われている、「ボトルネック設備を自ら利用する場合と他事業者が利用する場合との同等性」の確保を真に実現するためには、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の弊社共意見で述べたとおり※1、以

政策タスクフォース: 平成 22 年 12 月 14 日)」において「アンバンドルされたボトルネック設備を自ら利用する場合と他事業者が利用する場合との同等性が確保されていることが必要である。」と提言されたこと等を受け、これを実現することを目的の一つとして、電気通信事業法及び同法施行規則の改正が行われたところである。

当該改正においては、事業法第33条第4項第3号の規定により自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものではなく、かつ、同項第4号及び同条第9項の規定により他の電気通信事業者に対し等しく同等に適用されることとなる接続約款の規定等について、当該改正により一種指定設備を設置する電気通信事業者に新たに設置されることとなる設備部門との他の部門との間における手続等もこれに準ずるものであるか否かを監視、検証することとし、上述の同等性を確保しようとするものである。

接続約款に規定されていない手続等については、電気通信事業法上、上述した規定の対象ではないことから、当該改正においては、記録、保存や検証の対象とはされていないものの、これらの手続等についても、可能な限り同等性が確保されることが望ましい。

これら接続約款に規定されていない個々の手続等について、今後、接続約款に規定すべきかどうかについては、これまでと同様に、公正競争確保の観点から適宜適切に判断されるべきものである。

下のプロセスに従って、NTT 東西殿の設備利用部門と接続事業者における接続に関する手続き・条件等を同等にすることが必須であると考えます。

機能分離実行のプロセス



※1 電気通信事業法施行規則の一部を改正する 省令案に対する弊社共意見

http://www.soumu.go.jp/main_content/0001277 48.pdf

- (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバン クモバイル)
- 当社は事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきており、また、電気通信事業法にも定められているとおり、設備構築情報の提供や光ファイバ、ドライカッパ、コロケーション等の利用条件・利用手続きについては、接続約款に規定し、利用部門と他事業者を同等に取り扱っております。

今後においても電気通信事業法の改正及び 関連する省令等を踏まえ、公正競争の遵守を 徹底していく考えです。

(NTT 西日本)

意見21 コロケーション・中継ダークファイバの利用ルールを改善すべき。

■ コロケーション・中継ダークファイバの利用ルールの改善について

競争事業者が全国にエリアを拡大する際、コロケーション・中継ダークの空きがないとの理由により、エリア展開が不可能となるビル/区間が存在した場合、競争事業者のサービス展開に必要な設備の設置ができず、サービス提供が不可能になるため、数ヶ月連続して接続事業者が設備設置不可能な状況が発生しないよう、適正な需要予測に基づいて、自社利用分(リザーブ分)と接続事業者への提供分との配分を適切に調整すべきと考えます。

また、「D」ランクとなっているビル/区間で一定期間内に利用可能とする仕組みの導入や、接続事業者の予見性確保のため、NTT東・西の向こう数ヶ月の設備手配情報を公開する仕組みを導入すべきと考えます。

(KDDI)

再意見21

- コロケーションリソースや中継光ファイバの貸し出しについては、利用条件・利用手続き等を接続約款に規定して、利用部門と他事業者が同等に利用できる環境を整えています。
- ・ KDDI殿のコロケーションリソースや中継光ファイバについて、「自社利用分(リザーブ分)と接続事業者への提供分との配分を適切に調整すべき」とのご指摘については、当社利用部門は、電気通信事業の維持・運営に必要な最小限のリソースを利用しているところです。
- ・ また、当社管理部門としては、リソースの有効 活用に向け、適宜見直しを行う等、適切な取り 組みを実施しているところであります。

[取り組んできた事項]

くコロケーション>

- (1)コロケーションリソースの保留期限の短縮
- (2)リソースが逼迫しているビル(B~Cランクビル)における申込量の上限設定
- (3)過剰なリソースの保留を抑止するためのキャンセルペナルティの導入等の仕組み作り

<中継光ファイバ>

- (1)空きがない区間において代替手段のコンサル ティングを行う手続き設定
- (2) 空きがない区間における既設WDM装置を用いた波長単位の提供
- (3)接続事業者への不必要な芯線の開放の申し入れ
- (4)過剰なリソースの保留を抑止するためのキャンセルペナルティの導入等の仕組み作り
- ・「「D」ランクとなっているビル/区間で一定期間内に利用可能とする仕組みを導入すべき」とのご指摘については、仮にDランクビル/区間の

考え方21

- ブロードバンド答申において、「コロケーショ ンスペースに空きがないとの理由により接続事 業者が自らの設備を設置出来ない場合には、 接続事業者の自由なサービス提供や十分な展 開ができず、結果として光サービスなどへの円 滑な移行に影響が生じる可能性があることは 否定できない。」「まずは、総務省において、N TT局舎のうちどの程度が長期間 D ランクのま まとなっているか、どういった地域で D ランクの 局舎が多いのかといった点について具体的に 把握することが適当 「その上で、D ランクとさ れた局舎における NTT 東西の取組みも踏ま えて、今後本格化する移行を円滑化する観点 から現在の対応について見直すべき点がある か検討することが適当」「なお、その際、NTT 局 舎におけるコロケーションスペースの増設を単 純に義務化することはコスト増大につながり、 結果としてコロケーション料金の上昇として跳 ね返る可能性があるため、とるべき措置として は必ずしも適当ではなく、むしろ、接続事業者 の予見性を高める観点から、数ヵ月先の設備 計画を NTT 東西が情報開示することも含めた 適切な対応を検討することが必要である点に 留意すべき」とされたところである。
- 中継光ファイバについては、接続ルール答申において「他の選択肢を採用することが経済的に見て現実的でなく、他の有効な手段がない場合は、WDM 装置の設置が最終的な手段として期待されるところである」とされているところ。

接続事業者の予見性は引き続き高めるよう努

増設の義務化を要望されているとのことであれば、現行の接続ルールでは、既設の設備に余裕がある場合に貸し出しを行うルールとなっており、空きがない場合に他事業者からの要請に基づき増設までして貸し出す義務は負っていないものと認識しております。

・「予見性確保のため、NTT東・西の向こう数ヶ月の設備手配情報を公開する仕組みを導入すべき」とのご指摘については、現在、当社管理部門において、コロケーションスペースや中継光ファイバの増設計画を決定したときには、決定後速やかに、当社のHPで増設予定時期を開示しており、他事業者は利用部門と同タイミングで当該情報を入手することが可能となっていることから、新たな仕組みの導入は不要と考えます。

(NTT 東日本)

- コロケーションリソースや中継光ファイバの貸し出しについては、利用条件・利用手続き等を接続約款に規定して、利用部門と他事業者が同等に利用できる環境を整えています。
- ・ KDDI殿のコロケーションリソースや中継光ファイバについて、「自社利用分(リザーブ分)と接続事業者への提供分との配分を適切に調整すべき」とのご指摘については、当社利用部門は、電気通信事業の維持・運営に必要な最小限のリソースを利用しているところです。
- ・また、当社管理部門としては、リソースの有効 活用に向け、適宜見直しを行う等、適切な取り 組みを実施しているところであります。

「取り組んできた事項]

くコロケーション>

- (1)コロケーションリソースの保留期限の短縮
- (2)リソースが逼迫しているビル(B~Cランクビ

めることが望ましいものの、D ランク区間であった としても WDM 装置が新たに設置された際には、 NTT 東西の HP において無償で情報公開を行っ ていることから、現時点において、「向こう数ヶ月 の設備手配情報を公開する仕組みを導入」すべ きとまではいえない。 ル)における申込量の上限設定

(3)過剰なリソースの保留を抑止するためのキャ ンセルペナルティの導入等の仕組み作り

<中継光ファイバ>

- (1)空きがない区間において代替手段のコンサル ティングを行う手続き設定
- (2)空きがない区間における既設WDM装置を用 いた波長単位の提供
- (3)接続事業者への不必要な芯線の開放の申し 入れ
- (4)過剰なリソースの保留を抑止するためのキャ ンセルペナルティの導入等の仕組み作り
- 「「D」ランクとなっているビル/区間で一定期間 内に利用可能とする仕組みを導入すべき」との ご指摘については、仮にDランクビル/区間の増 設の義務化を要望されているとのことであれ ば、現行の接続ルールでは、既設の設備に余 裕がある場合に貸し出しを行うルールとなって おり、空きがない場合に他事業者からの要請に 基づき増設までして貸し出す義務は負っていな いものと認識しております。
- ・「予見性確保のため、NTT東・西の向こう数ケ 月の設備手配情報を公開する仕組みを導入す べき」とのご指摘については、現在、当社管理 部門において、コロケーションスペースや中継 光ファイバの増設計画を決定したときには、決 定後速やかに、当社のHPで増設予定時期を開 示しており、他事業者は利用部門と同タイミン グで当該情報を入手することが可能となってい ることから、新たな仕組みの導入は不要と考え ます。

(NTT 西日本)

意見22 加入ダークファイバやシェアドアクセスに | 再意見22

考え方22

関し、開通にかかるリードタイムや開通に必要な要員配置について、NTT東西の利用部門と接続事業者の間で同等となるよう運用を徹底すべき。

■ 加入ダークファイバ開通要員の公平な配置ルールについて競争事業者がNTT東・西の加入ダークファイバやシェアドアクセスを利用してFTTHサービスを提供する際、NTT東・西の利用部門との間で開通までの期間に大きな差が生じるという事案が以前存在しました。

開通にかかるリードタイムや開通に必要な要員配置がNTT東・西利用部門と接続事業者の間で同等となるよう運用を徹底する必要があると考えます。そのためには、NTT東・西に自主的にルールを作らせた上で、リードタイムの実績を検証することが必要と考えます。

(KDDI)

- ダークファイバの利用手続きについては、納期回答及び工事日予約のいずれについても、 当社利用部門と他事業者で同じ設備管理システム及び同じ予約枠の中で実施しております。
- ・ 当社は当社利用部門や他事業者からの申込みに対して、納期回答(納期回答の内容は工事形態によって異なりますが、例えば、引込線以下の簡易な工事であれば、「6 暦日以降に工事予約が可能」と回答しております。)を実施し、その後、当社利用部門や他事業者はその納期とお客様希望を勘案して工事日を予約していることから、当社利用部門と他事業者の手続きやリードタイムについては同等となっております。
- 更なるリードタイムの短縮等については、引き 続き、具体的な協議を事業者間で行っていく考 えです。
- ・なお、ご指摘の件は、特定エリアで、お客様のお引越し等で申込みが多い時期(平成 22 年 2 ~5 月)に、KDDI殿から大量の申込みをいただいたため、申込みが通常月の約 2 倍となり、一時的に受付処理や工事に時間がかかったものですが、順次処理を行い、平成 22 年 6 月以降はそうした状況は解消しております。

また、過去受付処理や工事に時間がかかった 原因のなかには、以下のようなKDDI殿側に起 因する問題がありました。

① KDDI殿の申込内容に不備(住所不明・マンションへの申込み・KDDIサービス提供エリア外等)が多く(約3割)、通常手続きの前に当社が再度、申込内容のチェック・修正をせざ

■ 現時点においては、開通までのリードタイムについて NTT 東西の利用部門と接続事業者の間で同等性が確保されていない状況は解消されているものと考えられ、当該状況について NTT 東西及び接続事業者の間で見解の相違が生じていないものと考えられる。

しかし、今後においても接続事業者に起因しない事情によりNTT東西の利用部門と接続事業者との間における同等性が確保されない状況が発生しないよう、NTT東西においては事業者間で協議等の取組を引き続き行っていくことが適当である。

るを得ず、これに時間を要していたこと。 ② KDDI殿のお申込みの中には、同一のお客 様に新設工事と廃止工事が伴うもの(約4 割)があり、当社は1回の派遣工事で行う体 制を用意しておりましたが、KDDI殿からの申 込方法は2回派遣しなくてはならない申込み 方法が多かったこと。 これらの事象については、事業者間協議の中 で、当社から申し入れを行い、KDDI殿にて取り 組みを行った結果、改善が図られているものと 認識しております。 (NTT 東日本) ■ ダークファイバの利用手続きについては、納 期回答及び工事日予約のいずれについても、 当社利用部門と他事業者で同じ設備管理シス テム及び同じ予約枠の中で実施しております。 当社は当社利用部門や他事業者からの申込 みに対して、納期回答を実施し、その後、当社 利用部門や他事業者はその納期とお客様希望 を勘案して工事日を予約していることから、当 社利用部門と他事業者の手続きやリードタイム については同等となっております。 むしろ、結果としてのリードタイムについて は、他事業者のお客様対応期間等に起因して 差異が生じていると考えますが、仮に更なる! ードタイムの短縮等具体的なご提案があれば、 協議させていただきたいと考えます。 なお、KDDI殿が指摘されているような、当社 利用部門と他事業者との間で、開通までの期 間に大きな差が生じている事象は発生していな いと認識しております。 (NTT 西日本)

意見23 サービス利用開始までの期間の短縮等を | 再意見23

考え方23

実現するため、NTT 西日本においても無派遣工		
事メニューを早期に導入すべき。		
■ NTT西日本における無派遣工事メニューの設定について 光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に宅内工事を必要としないため、NTT東日本における宅内工事を行わないメニューを、NTT西日本も早期に導入すべきと考えます。 これにより、サービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現し、ユーザー利便向上を図るべきと考えます。 (KDDI)	■ KDDI 殿の意見に賛同します。屋内配線と光コンセントが設置されている戸建て住宅については、基本的に宅内工事を必要としないため、NTT 西日本殿においても、NTT 東日本殿における宅内工事を行わないメニューを早期に導入し、ユーザの利便性を図るべきと考えます。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■【無派遣工事メニューの設定】 ・ 光屋内配線工事の宅内工事を行わないメニューについては、当社として引き続き検討を進めているところであり、要望事業者であるKDDI殿と無派遣メニューの円滑な実現に向けて、具体的な課題と解決方法について協議を実施しています。 (NTT 西日本)	■ NTT 東日本において導入されている宅内工事を行わない光屋内配線工事については、利用者利便の向上にも資するものであることから、NTT西日本においても、速やかに当該運用が可能となるよう、引き続き関係事業者間で具体的な課題等について協議を行うことが適当である。
意見24 IP 電話への番号ポータビリティについて、	再意見24	考え方24
同一番号区画内を同一番号で移転できるように	17/0/50= .	3,4,3 = .
すべき。		
■ 番号ポータビリティの運用の見直しについて	■ KDDI 殿の意見に賛同します。OABJ-IP 電話	■ 番号ポータビリティの運用の見直しについて
現行のNTT東・西の加入電話については、番	は、NTT 東西殿の収容局による制約が必然で	は、ブロードバンド答申において、「固定電話の
号ポータビリティ制度によって、同一番号のまま	ないにも関わらず、番号ポータビリティに関する	電話番号が有する地理的識別性に配慮しつつ、
で、NTT東・西や競争事業者が提供するIP電話	運用ルールにおいて、同一番号移転範囲が収	PSTN から IP 電話への移行を促進し、利用者利
等に移行することが可能となっています。	容局単位に限定され、そのことで、ユーザ利便	便の向上を図るため、可能な限り早期に、NTT
しかしながら、同一番号で移転が可能な範囲に	性を少なからず損なっているものと考えます。	東西の利用者が番号を持ち運べる地域を、現在
ついては、NTT東・西が定める運用ルール(「一般	収容局の制約を受けないようにすることは技	の収容局単位の運用から、例えば番号区画単位
加入電話・ISDN番号ポータビリティ業務仕様書」)	術的には極めて容易であると考えられることか	まで拡げるなど、ロケーションポータビリティの拡
において「一般番号ポータビリティ対象番号は、N	ら、NTT東西殿は早期に運用ルールの見直し	大が求められる」とされているところ。
TT地域会社の加入電話等において同一番号によ	を行うべきと考えます。	PSTN から IP 網への移行に対応したロケーショ

ンポータビリティの実現に向けて、事業者間協議

の場等も活用し、検討が行われることが適当で

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバン

る設置場所変更が可能な範囲内に限り使用可能

とする。」との規定があり、電気通信番号規則上は クモバイル)

同一番号区画内であれば移転可能であるにも関わらず、NTT東・西収容局の範囲内に限定されている状況です。

一方で、ユーザー視点から見るとNTT東・西収容局の範囲を跨って引っ越す場合でも同じOAB~J番号を使い続けたいというニーズは高いと思われ、当社へもそうした要望が寄せられるケースがあります。また、IP電話ではNTT東・西の収容局による制約を受けないようにすることは、技術的には極めて容易と考えられます。

従って、現在の制約を解消して同一番号区画内を同一番号で自由に移転できるようにすれば、NTT東・西のひかり電話を含むIP電話全体の魅力が高まり、IP網への移行を促進する効果があると考えます。(例:東京23区内で引っ越す機会に加入電話からひかり電話等のIP電話へ切り替える動機が生まれる。)

この点を踏まえ、NTT東・西は番号ポータビリティの運用ルールを直ちに見直すべきです。

(KDDI)

- 現在、番号ポータビリティは、当社の加入電話 から他事業者への片方向のポータビリティしか 実現していないため、当社の加入電話に戻る際 に同一番号を利用できるよう、当該電話番号を 管理するGC交換機配下の収容区域内の移転 に限定することで、事業者間で合意し、運用し ています。
- ひかり電話のネイティブ番号についても、技術的には同一SIPサーバに収容されている範囲内の移転であれば同一番号での移転は可能でありますが、上述の合意に基づき、加入電話の場合と同様、同一の収容区域内での移転に制限しているところです。
- ・ 当社加入電話やひかり電話、あるいは他社OA B~J電話といった同じOAB~J番号を利用す るサービスでありながら、サービスによって同一 番号で移転できるエリアが異なることは、お客 様にとってわかりづらいものであることに加え、 同じ番号を加入電話で利用する場合には収容 区域内の移転に限定され、他社OAB~J電話 で利用する場合には収容区域を超えて移転で きるということは、お客様の理解が得られ難いこ と、また、収容区域外に移転されたお客様が他 事業者から当社加入電話に戻る際には同一番 号での利用ができないことはお客様にご迷惑を おかけすること、こうしたことを解決するために はGC交換機等の改修が必要となること等、現 状の仕組みにおいて、ご指摘の件を実現する ためには多くの課題があります。
- ・ こうした課題については、全体でまとめて解決 されるべきものであることから、ご指摘の件も含 め、今後、IP網同士の直接接続の実現にあわ せて、双方向の番号ポータビリティを導入する 際に、まとめて検討を行う考えです。

ある。

(NTT 東日本)

- 現在、番号ポータビリティは、当社の加入電話 から他事業者への片方向のポータビリティしか 実現していないため、当社の加入電話に戻る際 に同一番号を利用できるよう、当該電話番号を 管理するGC交換機配下の収容区域内の移転 に限定することで、事業者間で合意し、運用しています。
- ・ ひかり電話のネイティブ番号についても、技術的には同一SIPサーバに収容されている範囲内の移転であれば同一番号での移転は可能でありますが、上述の合意に基づき、加入電話の場合と同様、同一の収容区域内での移転で運用しているところです。
- ・ 当社加入電話やひかり電話、あるいは他社OA B~J電話といった同じOAB~J番号を利用す るサービスでありながら、サービスによって同一 番号で移転できるエリアが異なることは、お客 様にとってわかりづらいものであることに加え、 同じ番号を加入電話で利用する場合には収容 区域内の移転に限定され、他社OAB~J電話 で利用する場合には収容区域を超えて移転で きるということは、お客様の理解が得られ難いこ と、また、収容区域外に移転されたお客様が他 事業者から当社加入電話に戻る際には同一番 号での利用ができないことはお客様にご迷惑を おかけすること、こうしたことを解決するために はGC交換機等の改修が必要となること等、現 状の仕組みにおいて、ご指摘の件を実現する ためには多くの課題があります。
- こうした課題については、全体でまとめて解決 されるべきものであり、今後、IP網同士の直接 接続の実現にあわせて、新たな番号ポータビリ ティの方式・運用等の検討が必要になると考え

られることから、ご指摘の件を含め、今後の事 業者間の意識あわせの場などで、まとめて検討 すべきと考えます。

(NTT 西日本)

意見25 光配線区域情報の開示や光配線区域の 設定について適切な運用ルールを定めるべき。

再意見25

考え方25

■ 光配線区域情報の透明性担保と運用ルールにつ ■【光配線区域情報の開示】 いて

光配線区域情報については、事業者の要望を受 けてから一定期間経過後に有料で公開される運用 になっていますが、タイムリーに最新の情報が入手 できない状況です(現状は3~4ヶ月かかる状況)。

また、配線区域内の世帯数が過少なケースがあし るため、競争事業者が効率的にユーザーを集めら れず、事実上の参入障壁となっていることに加え、 光配線区域情報の同一区域内での局外スプリッタ 増設による無駄な「光主端末回線」設置が発生し、 競争事業者の採算性に多大な影響を与えているケ【光配線区域内の世帯数】 一スが存在します。そのため、以下のような運用ルー・ ールを設定すべきと考えます。

- 全国の光配線区域情報の事前開示 全国分の光配線区域情報について、WEB等でリ アルタイムに最新の情報を開示すべき。
- 適切な配線区域内世帯数の確保

最低限、NTT東・西が目安としている区域内世帯 ・ 数(NTT東:約50世帯、NTT西:約40世帯)を担保 した上で、競争が成立する光配線区域内世帯数を 検証して統合等により適正世帯数に拡大すべき。

局外スプリッタ増設基準の明確化

同一配線区域内での増設は原則的に8分岐が全 て埋まった後とすべき。

(KDDI)

- 光配線区域情報については、本年 3 月 29 日の 加入光ファイバの接続料の答申を受け、要望事業 者と協議を行い、具体的な要望を踏まえながら、 光配線区域情報の提供に係る円滑化および透明 性向上に向けて取り組んでいるところです。
- 具体的には、実施方法の見直し等を行い納期の 短縮化を進めるとともに、全国の光配線区域情報 の WEB 等での事前開示については、開示方法や 費用負担等について要望事業者と協議を行いな がら検討を進めていきたいと考えております。

- 光配線区域は、地理的条件や線路敷設基盤の構 築状況等を考慮し、加入光ファイバ設備の構築お よび保守運用が最も効率的となるように当社管理 部門が設定するもので、全ての光配線区域につい■ 光配線区域内の世帯数については、ブロード て、必ずしも 50 世帯(西:40 世帯)を下回らない ことが担保されるものではありません。
- また、当社加入者光ファイバを用い、事業者が独 自に設定した光配線区域に合わせ、屋外スプリッ タ下部(屋外スプリッタ及び引込線)の設備設計・ 敷設・管理を自社で実施いただくことで、当社の光 配線区域に縛られず、設備を構築されることも実 現可能であると考えます。

【局外スプリッタ増設基準】

当社では、1 つの光配線区域に 1 つのスプリッタ を設置し、8 加入を超えて収容する場合に 2 つ目 のスプリッタを設置するよう運用しています。

■ 光配線区域情報の開示については、平成23年 度以降の加入光ファイバ接続料に係る総務大臣に よる認可の際に、NTT東西に対し、「光ファイバのエ リア展開情報の迅速な提供、配線区画情報の提供 に係る円滑化及び透明性向上に関し、必要な取組 を行うこと」が条件として付されている。

これを踏まえ、ブロードバンド答申においては、 「エリア展開情報や配線ブロック情報の開示の在り 方を見直した上で、情報開示告示の改正などの所 要の措置をとることにより、接続事業者による加入 光ファイバ利用の円滑化を図ることが必要」とされ たところである。

具体的な開示方法等については、事業者間での 協議を踏まえ、検討を行うことが適当である。

バンド答申において、「公正競争環境を一層整備 する観点から、例えば、戸数が過少な配線ブロッ クについて設備構築状況を精査し必要な見直し を検討することを含め、アクセス回線における競 争促進の在り方について検討することが必要」と されたところである。

この点については、情報通信行政・郵政行政審 議会(接続委員会)において、加入光ファイバ接続 料における分岐単位接続料の設定の是非と合わ せ検討が行われていることから、当該検討結果を 踏まえ、必要な見直しを行うことが適当である。

(NTT 東日本)

■【光配線区域情報の開示】

・ 光配線区域情報については、本年3月29日の加入光ファイバの接続料の答申を受け、要望事業者と協議を行い、具体的な要望を踏まえながら、配線区域情報の提供に係る円滑化および透明性向上に向けて取り組んでいるところです。

具体的には、KDDI殿よりご要望いただいた全国の光配線区域情報のWEB等での事前開示について、開示方法や費用負担等について協議を行いながら検討を進めていきたいと考えております。納期については、現在、概ね1ヶ月から2ヶ月程度で回答しております。

【光配線区域内の世帯数】

- ・ 光配線区域は、地理的条件や線路敷設基盤の構築状況等を考慮し、加入光ファイバ設備の構築および保守運用が最も効率的となるように当社管理部門が設定するもので、全ての光配線区域について、必ずしも40世帯を下回らないことが担保されるものではありません。
- ・ また、当社加入者光ファイバを用い、事業者が独自に設定した光配線ブロックに合わせ、屋外スプリッタ下部(屋外スプリッタ及び引込線)の設備設計・敷設・管理を自社で実施いただくことで、当社の光配線ブロックに縛られず、設備を構築されることも実現可能であると考えます。

【局外スプリッタ増設基準】

・ 当社では、1つの光配線区域に1つのスプリッタを 設置し、8加入を超えて収容する場合に2つ目の スプリッタを設置するよう運用しています。

(NTT 西日本)

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証 ア 指定要件に関する検証

意見	再 意 見	考 え 方
意見26 全ての携帯電話事業者を第二種指定電 気通信設備の規制の対象とすべき。	再意見26	考え方26
■ 【第二種指定電気通信設備規制の対象につい	■ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロー	■ 二種指定設備制度の対象については、ブロード
て】	ドバンド普及促進のための競争政策委員会におい	バンド答申において、「二種指定設備制度に係る規
国から割当を受けた公共財である電波を利用し	て、第二種指定電気通信設備制度の在り方を含	制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバ
て事業を展開している以上、全ての携帯電話事業	め、モバイル市場の環境変化を踏まえた競争政策	イル市場における電気通信事業者間の交渉力の
者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接	の見直しの検討が行われているところですが、当社	不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保する
続を確保する責務があること、また、携帯電話市場	は、グローバル競争時代に対応するため、規制の	ことが適当」との結論を得たことから、これを踏まえ
の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種	非対称性の見直しとともに、諸外国と同等レベルの	た検討を行うことが適当である。
指定電気通信設備規制の対象外とされている事業	規制への見直しが必要と考えているところです。	
者であっても約2,600万の契約者を抱えるように	モバイル市場においては、非指定事業者の不透	■ 二種指定設備制度の規制の見直しに係る再意見
なる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿	明な相互接続料算定により、携帯事業者間の相互	については、我が国の制度の体系、モバイル市場
の交渉力は強くなっていることを踏まえ、現に規制	接続料格差が拡大しており、それにより、公正競争	をめぐる環境等を踏まえ、諸外国における制度も
が課されておらず接続料が高止まりしている携帯	が阻害され、当社ユーザへの料金低廉化などユー	参考としつつ、適時適切に見直しが行われることが
電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の	ザ利便性への支障が顕在化していることを踏まえ、	適当である。
観点から、第二種指定電気通信設備規制について	相互接続料算定ルールの遵守など相互接続にお	
は、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全	いて全ての事業者が遵守すべき基本的な規制につ	
ての携帯電話事業者を対象とする必要があると考	いては、欧州と同様に、全携帯事業者に同等の規	
えます。	制を適用すべきと考えます。	
	一方で、日本のモバイル市場における規制体系	
【「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガ	は、相互接続義務の厳格性や非対称的な禁止行	
イドライン」の運用について】	為規制の存在など、ビジネスベースが基本となって	
「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルー	いる諸外国と比較して突出している状況であり、競	
ルの在り方について」答申(H21.10.16)を踏まえ	争のグローバル化が進展する中、諸外国との規制	
作成・公表された「第二種指定電気通信設備制度	格差により、国際競争力やユーザ利便性向上に多	
の運用に関するガイドライン」では、第二種指定電	大な支障を及ぼす可能性があることから、相互接	
気通信事業者以外の事業者の接続料算定が当該	続の範囲の見直し、接続義務の柔軟化や業務改善	
事業者の自主的な取組みに委ねられているところ	命令による事後規制化(禁止行為規制の適用廃	
です。	止)など、諸外国と同等レベルの規制への見直しが	
しかしながら、自主的な取組みに委ねた結果、	必要と考えます。	
約2,600万もの契約数を抱え社会的影響力の大	(NTTドコモ)	
きいソフトバンクモバイル殿の設定する接続料は、	■ 人才の推世南江市光光大比中の4名(ナフー)	
2010年度週用分について一定の低減がなされた	■ 全ての携帯電話事業者を指定の対象とすること	

ものの、むしろ他の携帯電話事業者の設定する接 続料との料金格差は拡大(2009年度:NTTドコモ 殿の1.3倍→2010年度:NTTドコモ殿の1.5倍) しており、当社としては、協議等で具体的な算定根 拠の提示を再三にわたって求めておりますが、全く 応じていただけない状況にあります。

「接続料算定の適正性を確保することで、携帯 電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が 見込まれる」との同答申の議論の前提が崩れ、第 二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種 指定電気通信事業者との間の接続料格差の拡大 が現に生じており、また、上述の通り、事業者間協 議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガイ ドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できな い現状を鑑み、総務省殿において、直ちに第二種 指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手す「(イー・アクセス) るとともに、全ての携帯電話事業者殿を対象に、同 ガイドラインが適用し、当該事業者の接続料を是正 I■ 固定市場と比べサービス競争・設備競争が進展し していただきたいと考えます。

(NTT 西日本)

|■【第二種指定電気通信設備規制の対象】

携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割 当を受けた事業者であり、その顧客規模は約1.2 億契約にのぼる大規模な市場となっており、1 世帯 あたりの消費支出において、携帯電話の通話料支 出は固定電話の約2.7 倍となるなど、携帯電話事 業者の社会経済に及ぼす影響は非常に大きくなっ ています。

そのような市場環境の中で、2010年3月に携帯 電話事業者の接続料算定の透明性を確保すること を主旨とした「第二種指定電気通信設備制度の運 用に関するガイドライン」が制定され、現在非指定 であるソフトバンクモバイル殿からも、自主的な情(KDDI) 報開示を積極的に実施するという考え方が表明さ

は適切ではないと考えます。

NTT東西殿が主張する全ての携帯電話事業者 を二種指定設備制度の対象とした場合、市場への 参入時期も加入者基盤も異なる事業者に対し、一 律に同内容の規制を課すことになり、これに伴い、 既存事業者の先行者利益を拡大させること、更に は、新規参入事業者や新興事業者に過度の規制コ ストを負担させることを招くことが想定され、公正な 競争環境の後退が懸念されます。

なお、前述の通り、現行の二種指定設備制度に ついて、MNO間の公正競争を担保する規制として 実効的に機能するよう見直す必要があるため、市 場支配力を端末シェアのみではなく総合的に評価し た上で、市場支配力に応じた実効的な規制を課す 等の措置が必要と考えます。

ているモバイル市場における第二種規制(接続料 規制・行為規制)は必要最小限とすべきと考えま す。

ただし、情報開示が不十分なまま接続料水準が 高止まりしている事業者に対しては、「二種指定設| 備制度の運用に関するガイドライン」にあるような接 続料算定根拠や接続会計の公表等のルールを個 別に課すことも検討せざるを得ないと考えます。

一方で、禁止行為規制については、シェアだけで なく、グループ全体での市場支配力にも留意し、総 合的に競争状況を勘案して禁止行為規制の対象を 指定すべきです。例えば、通信市場全体としてNTT グループの市場支配力が存在している場合、グル ープ連携やFMCの禁止などの規制は必須と考えま す。

れたところです。

しかしながら、非指定事業者の設定する接続料 は、2010 年度適用分について一定の低減がなさ れたものの、むしろ他の指定事業者の設定する接 続料との料金格差は拡大しており、自社(自グルー プ)内通話を無料とするサービスを提供する事業者 は、無料サービスの赤字を他事業者に適用する接 続料との差分で補填していることも懸念されます。

こうした状況から、当社としては、協議等で具体 的な算定根拠の提示を再三にわたり求めています が、全く応じていただけない状況にあり、事業者間 協議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガ イドラインのみでは、今後も状況の改善が期待でき ないことから、全ての携帯電話事業者を第二種指 定電気通信設備制度の対象とすることで、現在非 指定の事業者の接続料についても透明性を確保 し、適正性を検証する仕組みを設けることが必要だl(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク と考えます。

(NTT東日本)

意見27 上位3社のモバイル事業者を第二種指 定電気通信設備規制の対象にすべき。また、 MVNO による競争が重要であり、第二種指定電 気通信設備制度の規制を、第一種指定電気通 信設備制度の規制並に強化することを検討すべ き。

■①規制対象の拡大

現在、大手モバイル事業者の顧客規模は、固定 通信の各市場を凌ぐ規模に成長しており、既に大 きな影響力を保持しております。

また、資本関係のあるモバイル事業者を有する 「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤や ブランドカをもとに、固定通信をはじめ情報通信市 場全体に、影響力を拡大しつつあります。

《事例》

■ 第二種指定電気通信設備制度は、禁止行為規制 の適用を受ける事業者に対する実効性に乏しい規 制内容や競争事業者に対しても一律に課されるガ イドラインの存在等により、非対称規制として十分 に機能しておらず、非対称規制の実行性を確保す るためにも、第二種指定電気通信設備を設置する 電気通信事業者を指定する閾値及びその規制内 容について見直しを図るべきと考えます。具体的に は、EUにおける市場支配力の存在等に係る議論や 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針等 を参考とし、市場支配力の存在をより適正に特定出 来るよう、市場シェア 40%~50%を新たな閾値として 採用すべきと考えます。また、禁止行為規制の内容 についても、多くの事業者が指摘する NTT グルー プとしての市場支配力の行使を抑止する内容に見 直しを図るべきと考えます。

モバイル)

再意見27

■ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロー ■ 二種指定設備制度の対象については、考え方2 ドバンド普及促進のための競争政策委員会におい て、第二種指定電気通信設備制度の在り方を含 め、モバイル市場の環境変化を踏まえた競争政策■ の見直しの検討が行われているところですが、当社 は、グローバル競争時代に対応するため、規制の 非対称性の見直しとともに、諸外国と同等レベルの 規制への見直しが必要と考えているところです。

モバイル市場においては、非指定事業者の不透

考え方27

- 6に同じ。
- 二種指定設備制度の規制の強化については、 有限希少な周波数を利用するモバイル市場におい て、市場の活性化のためには、周波数の割当てを 受けない MVNO の参入を促進し、公正競争を確保 することは重要と考えられる。しかしながら、接続ル ール答申で示されているとおり、二種指定事業者

- ・自グループ内の携帯電話・固定電話間における 通話料金の無料化
- ・自グループ内の利用料金の一括請求化
- ・携帯電話ショップでの自グループのブロードバン ドサービスの販売

そもそも、有限希少な周波数の割当てを受けて いるモバイル事業者には、一定の規制が必要と考 えます。

そのため、少なくとも、上位3社のモバイル事業 者を、第二種指定電気通信設備制度(接続規制・ 行為規制等)の対象とすることについて検討が必 要と考えます。

②接続規制の強化等

有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル 市場においては、MVNOによる競争が重要であり ます。

しかしながら、MVNOが競争力のある価格で自 由度の高いサービス提供を行う等して、MNOと競 ていないため、まず次の事項等について、取組ん で頂くことが必要と考えます。

- ◇ 接続メニューや卸電気通信役務メニューの多 様化(データ通信、音声通信等)
- ◇ 接続料や卸電気通信役務料金の妥当性・適正 性検証、および当該検証に資する情報の開示
- ◇ SIMフリー端末の拡大やソフトSIMの導入によ る端末のオープン化

また、MVNOによる競争のベースとなる接続制 接続約款が届出制であること、スタックテストの制 度がないこと、制度運用がガイドライン中心である こと等、第一種指定雷気通信設備制度と比較する

明な相互接続料算定により、携帯事業者間の相互 接続料格差が拡大しており、それにより、公正競争 が阻害され、当社ユーザへの料金低廉化などユー ザ利便性への支障が顕在化していることを踏まえ、 相互接続料算定ルールの遵守など相互接続にお いて全ての事業者が遵守すべき基本的な規制につ いては、欧州と同様に、全携帯事業者に同等の規 制を適用すべきと考えます。

一方で、日本のモバイル市場における規制体系 は、相互接続義務の厳格性や非対称的な禁止行 為規制の存在など、ビジネスベースが基本となって いる諸外国と比較して突出している状況であり、競 争のグローバル化が進展する中、諸外国との規制 格差により、国際競争力やユーザ利便性向上に多 大な支障を及ぼす可能性があることから、相互接 続の範囲の見直し、接続義務の柔軟化や業務改善 命令による事後規制化(禁止行為規制の適用廃 止)など、諸外国と同等レベルの規制への見直しが 必要と考えます。

争を展開していけるだけの条件は、まだ十分整っ ■ 当社は、「SIM ロック解除に関するガイドライン || (2010 年6 月公表)を遵守し、2011 年4 月以降に 新たに販売した全機種に SIM ロック解除機能を搭 載しております。

> 一方、SIMロック解除に関しては、ごく一部の機 種しか対応しない事業者が存在するなど、携帯事 業者間の取組み格差が顕在化しており、公正競争 やユーザ利便性への支障が懸念されることから、 今後の動向について注視すべきと考えます。

(NTTドコモ)

度に関して、第二種指定電気通信設備制度では、 ■ ケイ・オプティコム殿のご指摘の通り、MVNOの 参入促進が、電気通信市場の活性化のために重 要ですが、そのためには、MNO間で公正かつ有効 な競争が促進されていることが必要であると考えま

には、一種指定設備を設置する設置する雷気通信 事業者(以下「一種指定事業者」という。)のような 設備のボトルネック性が存在しない中で、二種指定 事業者以外の事業者との間で設備競争・サービス 競争を行っている状況にあり、二種指定事業者に よる迅速・機動的な事業展開や柔軟なネットワーク 構築への影響に鑑みれば、接続約款の認可制等 の一種指定設備制度並の規制を採用することは、 現時点では必要不可欠とは考えられない。

と、透明性・検証可能性に欠ける部分が多いため、 第一種指定電気通信設備制度並の接続制度を導 入することについても、検討が必要と考えます。

(ケイ・オプティコム)

す。

MNO間で有効な競争環境が確保されず競争が 停滞した場合、MNOのコスト削減インセンティブが 働かないことによる接続料の高止まりや、ネットワ ークサービスのイノベーションが進まないといったこ とが、MVNOの競争力低下につながる懸念がある ところです。

従って、モバイル市場におけるMNO間の競争を 有効に機能させることが重要であり、前述した通り、 市場支配力を持つ事業者の市場支配力を総合的 に評価し、そのうえで評価に応じた段階的な規制を 適用する等の措置を検討すべきと考えます。

(イー・アクセス)

■ 固定市場と比べサービス競争・設備競争が進展しているモバイル市場における第二種規制(接続料規制・行為規制)は必要最小限とすべきと考えます。

ただし、情報開示が不十分なまま接続料水準が 高止まりしている事業者に対しては、「二種指定設 備制度の運用に関するガイドライン」にあるような接 続料算定根拠や接続会計の公表等のルールを個 別に課すことも検討せざるを得ないと考えます。

一方で、禁止行為規制については、シェアだけでなく、グループ全体での市場支配力にも留意し、総合的に競争状況を勘案して禁止行為規制の対象を指定すべきです。例えば、通信市場全体としてNTTグループの市場支配力が存在している場合、グループ連携やFMCの禁止などの規制は必須と考えます。

(KDDI)

■ 第二種指定電気通信設備制度は、禁止行為規制 の適用を受ける事業者に対する実効性に乏しい規 制内容や競争事業者に対しても一律に課されるガ

	イドラインの存在等により、非対称規制として十分に機能しておらず、非対称規制の実行性を確保するためにも、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を指定する閾値及びその規制内容について見直しを図るべきと考えます。具体的には、EUにおける市場支配力の存在等に係る議論や企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針等を参考とし、市場支配力の存在をより適正に特定出来るよう、市場シェア 40%~50%を新たな閾値として採用すべきと考えます。また、禁止行為規制の内容についても、多くの事業者が指摘する NTT グループとしての市場支配力の行使を抑止する内容に見直しを図るべきと考えます。 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
意見28 二種指定事業者に対して、過去の接続料原価に算入されていた過剰な営業費を控除させ、適正な接続料を再設定させた上で、再精算を実施させるべき。二種指定事業者を指定する閾値について、EU における市場支配力の存在等に係る議論や企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針等を参考とし、市場シェア 40%~50%を閾値とするよう見直すべき。	再意見28	考え方28
■ 現在、第二種指定電気通信設備制度は、実効性に乏しい規制内容や競争事業者に対しても一律に課されるガイドラインの存在等により、非対称規制として十分に機能していません。その最たる例が、接続料の届出制という接続規制が存在しながらも、長期に渡り継続されていた第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下、「二種指定事業者」という。)における接続料原価への過剰な営業費の算入の問題です。従って、当該制度においては、規制内容のより一層の厳格化が図られるべき	■ 相互接続料に営業費を含めるか否かについては、まず、2008 年 4 月公表の「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」によって、端末販売奨励金を 2009 年度接続料の算定から除外すること、更に、2010 年 3 月公表の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」によって、2010 年度接続料から通信販売奨励金、広告宣伝費を含めた営業費を原則除外することとされたものですが、当社は、これらガイドラインに従い、粛々と除外すべき営業費	■ 営業費の接続料原価への算入については、接続ルール答申において示されているとおり、市場が発展段階にある場合に、ネットワークの外部性を考慮して接続料を算定する考え方に合理性が認められないわけではないが、現在のモバイル市場の状況等を踏まえると、二種指定事業者の接続料原価に通信販売奨励金や広告宣伝費等の営業費を算入することは適当でないと考えられる。 なお、このような考え方を踏まえ、平成22年3月に二種指定ガイドラインを策定し、同ガイドライン上

であり、接続規制に関しては、接続料の認可制への移行や意見募集の実施等を義務付けることが必要と考えます。加えて、過去における当該事業者の接続料に含まれていた過剰な営業費に関しては、その内訳及び金額を明示させると共に、過剰な営業費分を控除した適正な接続料を再設定した上で、当該事業者に再精算を実施させるべきです。なお、非対称規制の実行性確保のために、上記見直しと併せて二種指定事業者を指定する閾値についても見直しを行うべきです。具体的には、EUにおける市場支配力の存在等に係る議論や企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針等を参考とし、市場シェア 40%~50%を新たな閾値として採用することを検討すべきです。

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

を除外して接続料を算定してきたところです。また、過去の接続料への営業費算入については、総務省によって 2009 年 10 月に「これまでモバイル市場は、毎年度、契約数が数百万件の規模で増加し、急速に市場が拡大・膨張した時期に該当しており、このような市場が段階的にある場合に、ネットワークの外部性を考慮して接続料を算定する考え方に合理性が認められないわけではないと考えられる。」(総務省「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールのあり方について(答申)」)と総括されているとおりです。

以上から、ソフトバンクモバイル殿の「過去における当該事業者の接続料に含まれていた過剰な営業費に関しては、その内訳及び金額を明示させると共に、過剰な営業費分を控除した適正な接続料を再設定した上で、当該事業者に再精算を実施させるべき。」との主張は、何ら根拠がないものであり、不当であると考えます。

■ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において、第二種指定電気通信設備制度の在り方を含め、モバイル市場の環境変化を踏まえた競争政策の見直しの検討が行われているところですが、当社は、グローバル競争時代に対応するため、規制の非対称性の見直しとともに、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えているところです。

モバイル市場においては、非指定事業者の不透明な相互接続料算定により、携帯事業者間の相互接続料格差が拡大しており、それにより、公正競争が阻害され、当社ユーザへの料金低廉化などユーザ利便性への支障が顕在化していることを踏まえ、相互接続料算定ルールの遵守など相互接続において全ての事業者が遵守すべき基本的な規制については、欧州と同様に、全携帯事業者に同等の規

で「営業コストは、原則として接続料原価に算入されるべきでない」としている。

は、毎年度、契約数が数百万件の規模で増加し、 ■ 二種指定設備制度の対象については、考え方2 急速に市場が拡大・膨張した時期に該当しており、 6に同じ。 制を適用すべきと考えます。

一方で、日本のモバイル市場における規制体系は、相互接続義務の厳格性や非対称的な禁止行為規制の存在など、ビジネスベースが基本となっている諸外国と比較して突出している状況であり、競争のグローバル化が進展する中、諸外国との規制格差により、国際競争力やユーザ利便性向上に多大な支障を及ぼす可能性があることから、相互接続の範囲の見直し、接続義務の柔軟化や業務改善命令による事後規制化(禁止行為規制の適用廃止)など、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えます。

(NTTドコモ)

■ 固定通信市場では、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能でありますが、 モバイル市場は、少数の周波数割当て事業者しか 設備競争に参入できないといった特性があることから、有限希少な周波数の割当てを受けているモバイル事業者には、一定の規制があって然るべきと考えます。

なかでも、次の点等を踏まえ、少なくとも上位3社 のモバイル事業者を、第二種指定電気通信設備制 度(接続規制・行為規制等)の対象とすることについ て検討が必要と考えます。

- ・ モバイル市場への参入に不可欠で、国民の共有 財産である有限希少な周波数について、モバイ ル事業者上位3社が、ほぼ独占している
- ・ モバイル事業者上位3社の顧客規模は、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しており、既に大きな影響力を保持している
- ・ 資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業 グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランドカをもとに、固定通信市場に影響力を拡大している

加えて、有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場の活性化において重要なMVNOの振興の観点、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」による情報通信市場全体に対するグループドミナンスの排除の観点から、次のような接続規制・行為規制それぞれの強化についても、検討が必要と考えます。

- 第一種指定電気通信設備制度並の接続制度を 導入すること
- ・ モバイル事業者に対し、自社グループ内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じること

(ケイ・オプティコム)

■ 固定市場と比べサービス競争・設備競争が進展しているモバイル市場における第二種規制(接続料規制・行為規制)は必要最小限とすべきと考えます。

ただし、情報開示が不十分なまま接続料水準が 高止まりしている事業者に対しては、「二種指定設 備制度の運用に関するガイドライン」にあるような接 続料算定根拠や接続会計の公表等のルールを個 別に課すことも検討せざるを得ないと考えます。

一方で、禁止行為規制については、シェアだけでなく、グループ全体での市場支配力にも留意し、総合的に競争状況を勘案して禁止行為規制の対象を指定すべきです。例えば、通信市場全体としてNTTグループの市場支配力が存在している場合、グループ連携やFMCの禁止などの規制は必須と考えます。

(KDDI)

■ 先般の当社意見で述べたとおり、携帯電話事業 者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業 者であり、その顧客規模は約1.2億契約にのぼる大 規模な市場となっており、1 世帯あたりの消費支出において、携帯電話の通話料支出は固定電話の約2.7 倍となるなど、携帯電話事業者の社会経済に及ぼす影響は非常に大きくなっています。

そのような市場環境の中で、平成 22 年 3 月に携帯電話事業者の接続料算定の透明性を確保することを主旨とした「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が制定され、現在非指定であるソフトバンクモバイル殿からも、自主的な情報開示を積極的に実施するという考え方が表明されたところです。

しかしながら、非指定事業者の設定する接続料は、平成22年度適用分について一定の低減がなされたものの、むしろ他の指定事業者の設定する接続料との料金格差は拡大しており、自社(自グループ)内通話を無料とするサービスを提供する事業者は、無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料との差分で補填していることも懸念されます。

こうした状況から、当社としては、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたり求めていますが、全く応じていただけない状況にあり、事業者間協議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガイドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できないことから、全ての携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備制度の対象とすることで、現在非指定の事業者の接続料についても透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けることが必要だと考えます。

(NTT 東日本)

■ 国から割当を受けた公共財である電波を利用して 事業を展開している以上、全ての携帯電話事業者 は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続 を確保する責務があること、また、携帯電話市場の 中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指 定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約2,600万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっていることを踏まえ、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要があると考えます。

(NTT 西日本)

意見29 第二種指定電気通信設備制度を、市場 支配力に基づくドミナンス性に応じた規制に再構 築すべき。

■ ② 第二種指定電気通信設備制度におけるドミナ ■

第二種指定電気通信設備制度(以下、二種指定設備制度)は、新規参入及び新興事業者と既存事業者のイコールフッティングを確保することでMNO間の競争も促進させる観点から実効的に機能するように、市場支配力に基づくドミナンス性に応じた規制に再構築することが必要と考えます。

■ 二種指定設備制度の見直しの必要性

ント規制の実効性確保の在り方

二種指定設備制度については、モバイルブロードバンドの普及・高速化が加速することを鑑み、改めて公正競争促進の観点から有効に機能しているか、検証が必要と考えます。

そのため、更なる実効性を担保するためにも、二種指定事業者の指定にあたっては、閾値25%等の市場・収益シェアだけでなく、市場支配力に着目した多角的な観点からの検証が必要と考えます。

具体的な見直し案としましては、『保有する周波数の質・量』「端末の購買力』「垂直統合モデルの強

再意見29

■ 第二種指定電気通信設備制度(以下、二種指定 設備制度)については、非対称規制としての実効性 を高めるための抜本的な見直しが必要と考えます。 接続料規制においては、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」等の導入により一定の成果が得られているものの、当該ガイドラインにより非指定事業者までもが実質的に規制対象となっている状況は、市場への参入時期も加入者基盤も異なる事業者に対し同水準の規制を課す結果となり、新規参入事業者や新興事業者に過度の規制コストを負担させることを招くことも想定され、却って先行大手事業者に対してより優位に機能することが懸念されるため、現状の非対称規制としての制度趣旨とは大きく異なるものと考えます。

したがって、二種指定設備制度は、現在の端末 シェア等による閾値による接続規制だけではなく、 事業者の市場支配力を総合的に評価し、評価に応 じた実効的な規制を課すことが必要と考えます。

具体的な見直し案としては、前回当社意見書にて主張した通り、『保有する周波数の質・量』『端末

考え方29

■ 二種指定設備制度を市場支配力に基づくドミナンス性に応じた規制にすべきとの意見については、二種指定設備制度はあくまでも接続協議における交渉力に着目した制度であって、市場支配力に着目した制度とは規制根拠及び目的が異なる。なお、二種指定事業者のうち市場支配力を有すると認められる者に対しては、別途、反競争的行為を予防する観点から禁止行為規制が課されており、当該規制を適用する事業者を指定するに当たっては、収益シェア以外の要素も総合的に勘案されている。

度』等も含めた市場支配力に基づくドミナンス性に応じて検証を行い、『MNO間の接続も含めたアンバンドル規制』『行為規制』『接続規制(接続約款認可/届出/接続会計等)』を組み合わせて段階的に規制を適用するなどが考えられます。

(イー・アクセス)

の購買力』『垂直統合モデルの強度』等も含めた市場支配力に基づくドミナンス性に応じて対象を指定し、『MNO間の接続も含めたアンバンドル規制』『行為規制』『接続規制(接続約款認可/届出/接続会計等)』を組み合わせて段階的に規制を適用することを提案します。

(イー・アクセス)

■ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において、第二種指定電気通信設備制度の在り方を含め、モバイル市場の環境変化を踏まえた競争政策の見直しの検討が行われているところですが、当社は、グローバル競争時代に対応するため、規制の非対称性の見直しとともに、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えているところです。

モバイル市場においては、非指定事業者の不透明な相互接続料算定により、携帯事業者間の相互接続料格差が拡大しており、それにより、公正競争が阻害され、当社ユーザへの料金低廉化などユーザ利便性への支障が顕在化していることを踏まえ、相互接続料算定ルールの遵守など相互接続において全ての事業者が遵守すべき基本的な規制については、欧州と同様に、全携帯事業者に同等の規制を適用すべきと考えます。

一方で、日本のモバイル市場における規制体系は、相互接続義務の厳格性や非対称的な禁止行為規制の存在など、ビジネスベースが基本となっている諸外国と比較して突出している状況であり、競争のグローバル化が進展する中、諸外国との規制格差により、国際競争力やユーザ利便性向上に多大な支障を及ぼす可能性があることから、相互接続の範囲の見直し、接続義務の柔軟化や業務改善命令による事後規制化(禁止行為規制の適用廃止)など、諸外国と同等レベルの規制への見直しが

必要と考えます。

(NTTドコモ)

■ 固定市場と比べサービス競争・設備競争が進展しているモバイル市場における第二種規制(接続料規制・行為規制)は必要最小限とすべきと考えます。

ただし、情報開示が不十分なまま接続料水準が 高止まりしている事業者に対しては、「二種指定設 備制度の運用に関するガイドライン」にあるような接 続料算定根拠や接続会計の公表等のルールを個 別に課すことも検討せざるを得ないと考えます。

一方で、禁止行為規制については、シェアだけでなく、グループ全体での市場支配力にも留意し、総合的に競争状況を勘案して禁止行為規制の対象を指定すべきです。例えば、通信市場全体としてNTTグループの市場支配力が存在している場合、グループ連携やFMCの禁止などの規制は必須と考えます。

(KDDI)

■ 先般の当社意見で述べたとおり、携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、その顧客規模は約1.2億契約にのぼる大規模な市場となっており、1 世帯あたりの消費支出において、携帯電話の通話料支出は固定電話の約2.7 倍となるなど、携帯電話事業者の社会経済に及ぼす影響は非常に大きくなっています。

そのような市場環境の中で、平成 22 年 3 月に携帯電話事業者の接続料算定の透明性を確保することを主旨とした「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が制定され、現在非指定であるソフトバンクモバイル殿からも、自主的な情報開示を積極的に実施するという考え方が表明されたところです。

しかしながら、非指定事業者の設定する接続料は、平成 22 年年度適用分について一定の低減がなされたものの、むしろ他の指定事業者の設定する接続料との料金格差は拡大しており、自社(自グループ)内通話を無料とするサービスを提供する事業者は、無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料との差分で補填していることも懸念されます。

こうした状況から、当社としては、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたり求めていますが、全く応じていただけない状況にあり、事業者間協議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガイドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できないことから、全ての携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備制度の対象とすることで、現在非指定の事業者の接続料についても透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けることが必要だと考えます。

(NTT 東日本)

■ 国から割当を受けた公共財である電波を利用して事業を展開している以上、全ての携帯電話事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があること、また、携帯電話市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約2,600万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっていることを踏まえ、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要があると考えます。

(3)禁止行為に関する検証

3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証

ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証

ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証					
意見	再 意 見	考え方			
意見30 公正競争環境確保のため、少なくとも上	再意見30	考え方30			
位3社のモバイル事業者を対象に、自社グルー					
プ内の固定通信事業者と他の固定通信事業者と					
の同等性の確保を義務づけるべき。					
■ ③禁止行為規制の強化等	■ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロ	■ 禁止行為規制は、市場支配力を有する電気通			
前述のとおり、固定通信の各市場を凌ぐ顧客規模	ードバンド普及促進のための競争政策委員会にお	信事業者がその市場支配力を濫用した場合、電気			
を持つモバイル事業者を有する企業グループが、	いて、第二種指定電気通信設備制度の在り方を含	通信事業者間の公正な競争及び利用者の利益を			
その顧客基盤等をもとに、情報通信市場全体に影	め、モバイル市場の環境変化を踏まえた競争政策	含めた電気通信の健全な発展に及ぼす弊害は著			
響力を拡大しつつあります。	の見直しの検討が行われているところですが、当	しく大きく看過し得ないものとなるため、それを防止			
そのため、情報通信市場全体での公正競争環境	社は、グローバル競争時代に対応するため、規制	する観点から規定されており、現在、二種指定事			
確保のため、少なくとも上位3社のモバイル事業者	の非対称性の見直しとともに、諸外国と同等レベル	業者のうち、市場シェアが 25%を超える電気通信事			
に対し、自社グループ内固定通信事業者と、他の	の規制への見直しが必要と考えているところです。	業者について収益シェアの推移その他の事情を勘			
固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の	・ モバイル市場においては、非指定事業者の不透	案し指定することとしている。この点、現行の EU の			
措置を講じることについて検討が必要と考えます。	明な相互接続料算定により、携帯事業者間の相互	SMP ガイドラインにおいては、市場シェアが 25%程			
(ケイ・オプティコム)	接続料格差が拡大しており、それにより、公正競争	度であれば、支配的地位を享受しているとはいえ			
	が阻害され、当社ユーザへの料金低廉化などユー	ず、また指定の際は収益シェアの推移その他の事			
	ザ利便性への支障が顕在化していることを踏ま	情も勘案して判断されるものであり、収益シェアの			
	え、相互接続料算定ルールの遵守など相互接続に	閾値はその判断を行う対象となる事業者を選別す			
	おいて全ての事業者が遵守すべき基本的な規制	るために前置される条件に過ぎないことから、ブロ			
	については、欧州と同様に、全携帯事業者に同等	ードバンド答申においても収益シェアの閾値を見直			
	の規制を適用すべきと考えます。	す必要性は乏しいとされているところであり、現時			
	・ 一方で、日本のモバイル市場における規制体系	点において、規制適用対象の見直しを行うことにつ			
	は、相互接続義務の厳格性や非対称的な禁止行	いては、必ずしも必要とはいえないと考えられる。			
	為規制の存在など、ビジネスベースが基本となって				
	いる諸外国と比較して突出している状況であり、競				
	争のグローバル化が進展する中、諸外国との規制				
	格差により、国際競争力やユーザ利便性向上に多				
	大な支障を及ぼす可能性があることから、相互接				

続の範囲の見直し、接続義務の柔軟化や業務改善命令による事後規制化(禁止行為規制の適用廃止)など、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えます。

(NTTドコモ·再掲)

意見31 NTT ドコモに対する禁止行為規制の適用は、現行の事前規制のまま維持すべきである。

■ ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会事業者ヒアリング(2011年6月実施)における当社資料のとおり、NTTドコモは5割近いシェアを有し、移動体市場で圧倒的なドミナント事業者であることに加え、NTTグループ全体で市場支配力を持っていることから行為規制は現行通り維持すべきと考えます。

(KDDI)

■ <u>二種指定設備制度における禁止行為規制の必要</u> 性

現行の禁止行為規制の内容は、『接続情報の目的外利用の禁止』『特定事業者への不当な優先的取扱いの禁止』『設備製造事業者への不当な規律・干渉の禁止』となっており、いずれも市場支配力を有する事業者に対する規制としては過重なものではないと考えます。

むしろ、電気通信事業分野における競争状況の 分析2010(案)の評価では引き続きNTTドコモ殿 においては市場支配力を行使する地位にあるとさ れており、二種指定設備制度などにより「行使」に は至らないという分析結果(※5)からも禁止行為規 制を維持することには合理的な根拠があるものと考 えます。

なお、3Gサービスから今後のLTE等の本格的普及による高速化やモバイルブロードバンドといった新たなモバイル市場において公正競争環境を整備

再意見31

- 諸外国においては、MNO が MVNO と提携した り、他の事業者にネットワークを卸提供することで 戦略的にビジネスを展開する等の事例が多数存在 する一方、日本においては、当社がある電気通信 事業者と提携を行えば、「差別的取扱いの禁止」規 制により、サービス展開が柔軟に行えず、国際競争力への支障、更にはユーザ利便性が損なわれる 懸念があることから、当社への禁止行為規制の適 用を廃止し、業務改善命令による事後規制化を図るべきと考えます。
- ・また、禁止行為規制は事前規制として、事後規制としての業務改善命令とは、事業法の中で、いわば「二重規制」となっていると捉えられ、仮に当社への禁止行為規制の適用を廃止した場合であっても、業務改善命令により事後的に対処することは十分可能であると考えます。
- なお、市場支配力については、「競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって市場を支配することができる状態を形成・維持・強化することをいう」との定義※に照らして判断すべきであると考えているところですが、当社がシェアを失うことなく、価格を高止まりさせたり、品質を悪化させたりすることが可能といった、「市場を支配することができる状態」とは到底言い難い状況であり、携帯電話の小売市場においては、明らかに市場支配力を有するとさ

考え方31

■ NTT ドコモに対する禁止行為規制の適用については、現時点の NTT ドコモの市場シェア等を考慮すれば、その反競争的行為を禁止することは、公正競争環境の確保にとって引き続き重要であることから、引き続き維持していくことが適当である。

また、禁止行為規制の内容については、公正競 争環境を確保する観点から特に必要な禁止事項と して一定の反競争的行為を類型化して定めたもの であり、現時点でこれを見直す必要はないと考えら れる。他方、ブロードバンド答申にあるとおり、我が 国のモバイル市場において、禁止行為規制が電気 通信事業者の事業提携・事業展開や技術開発等を 必要以上に制限することにより、結果として国際競 争力やユーザ利便を損なうことを防止する観点か ら、制度の慎重な運用や、適時適切に見直しを行う ことが必要である。この点、規制の適用に当たり過 剰な萎縮効果が働くことがないよう、運用の一層の 透明化を図られる余地がないかという観点から検討 することが求められており、総務省は、総務省と公 正取引委員会の共同ガイドラインである「電気通信 事業法及び電気通信事業分野における競争促進に 関する指針」(以下「共同ガイドライン」という。)の見 直しに向けた検討を行うこととする。

なお、平成24年度の包括的な検証の結果、仮に 既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルール に制度的課題が生じていると認められる場合に は、指定電気通信設備制度全体の見直しを検討す する観点では、「交渉上の優位性を有する者」に対 する規制から、「市場支配力を有する者」を規制対 象とする二種指定設備制度への見直しが必要と考 えます。

また、NTTドコモ殿への禁止行為の適用につい ては、NTT持株会社下での一体的な経営にも留意 する必要があるため、禁止行為規制は、事前規制 として引き続き必要であると考えます。

- (※5)2011年7月 電気通信事業分野における競 争状況の評価2010(案)Ⅱ 移動体通信領域■ 二種指定設備制度については、前述の通り、MN 第2章 第2節
- 1. 単独の事業者による市場支配力
- (1) 市場支配力の存在
- 以下の判断要素を総合的に勘案し、移動体通信サ ービス市場においては、NTTドコモが単独で市場 支配力を行使し得る地位にあると評価する。
- ① 移動体通信サービス市場におけるNTTドコモの 契約数シェアは11年3月末で47.1%(対前年 *比1.1ポイント減)となっており、減少傾向にある*(イー・アクセス) ものの依然として5割近くを占め、他の競争事業 者のシェア(KDDI26, 8%、ソフトバンクモバイ ル20.6%)との格差は大きく、引き続き大きな 存在となっていると認められる。

(略)

- (2) 市場支配力の行使
- 以下の判断要素を総合的に勘案し、現行の規制や 市場の環境下においては、NTTドコモが単独で 市場支配力を行使する可能性は低いと評価す る。
- ① NTTドコモには、電気通信事業法の第二種指 定電気通信設備制度に基づく接続約款の届出や 不当な差別的取扱の禁止等の行為規制等の規 制が適用されている。

(イー・アクセス)

れる事業者は存在しないとすることが適当であると 考えます。

第 13 号·NTT東日本FTTH私的独占事件。「電気 通信事業分野における競争状況の評価に関する 基本方針(平成 21 年 12 月)」においても同様の定 義。

(NTTドコモ)

O間の公正競争を確保する規制として実効的に機 能するよう抜本的な見直しが必要であり、禁止行 為規制についても市場支配力を現行の収益シェア による閾値のみではなく「周波数」や「端末購買 カ」、「垂直統合モデルの強度」等から総合的に評 価し、ネットワークの開放や行為規制、接続関連規 制といった枠組みにて、評価に応じた段階的な規 制を適用する等の措置を検討すべきと考えます。

ることが必要であり、その際には現行の禁止行為 規制の適否についても判断を行うこととする。

※東京高判平成 21 年 5 月 29 日、平成 19 年(行ケ) ■ 二種指定設備制度の見直しが必要とする御意 見については、一定のシェアを有する電気通信事 業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景 に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議 の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、 接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担 保する趣旨で設けられた規制であり、市場支配力 の濫用を防ぐことを目的とされたものではないこと から、引き続き維持していくことが適当である。

> また、禁止行為規制において、収益シェア以外 の要素を含んだ総合的な判断を行うべきとの御意 見については、「電気通信事業法第 37 条の2第1 項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受け る第一種電気通信事業者(移動通信分野における 市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たって の基本的考え方」(以下「禁止行為規制等規定適 用事業者指定ガイドライン」という。)においても、対 象事業者の指定に当たり、中長期的な視点に立っ た上で、総合的な事業能力に配慮しつつ、多角的 な観点から市場支配力について評価を下している ところであり、今後、同ガイドラインの規定の整理・ 合理化を行う際も、上記の基本的な考え方を維持 することとする。

(3)禁止行為に関する検証

3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証

イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証

意 見	再意見	考 え 方
意見32 接続関連情報の目的外利用を防止する措	再意見32	考え方32
置を実質的に担保できる体制構築が必要であり、		
総務省による厳格な検討等が必要である。また、		
機能分離の有効性について、第三者による検証		
スキームを確立すること等により、その有効性を		
検証していくことが必要である。		
また、県域等子会社を禁止行為規制の適用対		
象に含めることが必要である。		
■ NTT東・西によるFTTH販売に係る接続関連情報	■ 機能分離の実効性を検証するための第三者機関	■ 2010年12月の基本方針に基づき、総務省は一

の利用

接続事業者は、NTT東・西が保有するボトルネッ ク設備に接続してサービス展開を図っています。一 昨年に発生したNTT西日本による接続情報の流用 のような事例が発生していることに鑑みると、接続業 務に係る他事業者の情報を自社の営業活動に流用 するような違法行為がNTT東・西によって行われて いる可能性は否定しえません。こうした行為は、電気 通信事業法第30条に抵触することから、接続業務 で知り得た他事業者の情報を利用した営業活動を 禁止しているファイアーウォール措置の徹底を実質 的に担保できる体制を構築すべきと考えます。

今回の電気通信事業法改正に伴い、接続関連情 報の管理徹底等が規定されたところであり、総務省 は、厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置 を着実に講じるべきと考えます。

(KDDI)

■ 1. 接続に関して知りえた情報の目的外利用 |(2)FTTH 販売等に係る接続関連情報の目的外利| す。2009年に発覚した NTT 西日本殿における接続|

必要とする各社殿のご意見に賛同いたします。

今回の事業法改正による機能分離の措置はファ イアーウォールの徹底に一定程度の効果があるこ とが期待されるものの、2009年11月に発覚した 「NTT西日本情報漏洩問題」は、従前、NTT東西殿 が本制度の意見書等でファイアーウォールの構築 状況に問題が無い旨を主張していながら発生したこ とを鑑みれば、各社殿が指摘する通り、その実施状 況の報告をNTT東西殿の監視部門に任せるのみで は十分とは言えず、第三者機関による厳格な調査・ 検証により客観性を担保する必要があると考えま す。

なお、英国のBTにおけるEAB(Equality of Access Board: BTから独立した監査機関)等を、厳 格で中立性のある監視体制の検討を行う上でのべ ストプラクティスとすべきと考えます。

(イー・アクセス)

■ KDDI 殿及びイー・アクセス殿の意見に賛同しま

種指定事業者の機能分離、及び一種指定事業者 に対する業務委託先子会社等への適切な監督の 義務付け等を含む電気通信事業法及び日本電信 電話株式会社等に関する法律の一部を改正する 法律案を策定し、国会に提出した。昨年5月に同 法案が成立し、同年 11 月 30 日より施行されてい

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等 に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正 法」という。)においては、接続関連情報の取扱い 及び接続約款等の規定による手続等を実施する 設備部門を設置するとともに、接続関連情報の適 正な取扱いや手続等の同等性を担保する観点か ら、設備部門から独立した監視部門を設置するこ とを規定している。

また、監視部門による監視の結果及びその結 果を受けて一種指定事業者が講じた措置等は毎 年総務省に報告され、当該報告について虚偽の 報告をした場合には電気通信事業法の規定によ り罰則が課される。さらに、総務省は当該報告内

2009 年 11 月 18 日に NTT 西日本殿における接続 情報の目的外利用という事件が発覚したことを受 け、NTT 東西殿による再発防止策の実施及び総務 省殿への定期報告がなされてきました。これらと並 行し、弊社共接続事業者は NTT 東西殿に対し、利 害関係者である接続事業者へも十分な説明を行うよ う再三要望を行いましたが、経営情報であることをバイル) 理由にいまだに説明されない事項が多くあり、類似 の事故が再発しないという確証を得られていない状 ■ 当社は、他事業者情報を不適切に取り扱う可能性 況にあります。ついては、総務省殿から、NTT 東西 殿が接続事業者に対して十分に納得のいく説明を 行うよう、さらに踏み込んだ指導を行なって頂きたい と考えます。

また、年内に施行される改正電気通信事業法等に 基づく機能分離の実施により、これまで以上に設備 管理部門と設備利用部門との間のファイアウォール 強化がなされることとなりますが、この設備管理部門 の分離の明確化にあわせて、NTT 東西殿と接続事 業者間の各種契約書等についても、全て見直しを行 う必要があると考えます。具体的には、各種契約書 等に記載されている NTT 東西殿の窓口が機能分離 後のいずれの部門に該当するのかを全て明記し、 接続関連情報の目的外利用の防止及び設備利用 部門と接続事業者の同等性確保を実現する必要が あると考えます。総務省殿においては、各種契約書 等の整備が円滑に行われるようNTT東西殿に対し、 予め何らかの指導を行って頂きたいと考えます。

加えて、機能分離の有効性の検証については、 NTT 東西殿の中に監視機能を設けるだけでは不十 分なことは明らかであり、総務省殿は第三者による 透明性のある検証スキームの確立も推進すべきと 考えます。

<本意見に関連する経緯>

情報の目的外利用のような違法行為を再発させな いためには、年内に施行される改正電気通信事業 法等に規定されている接続関連情報の管理徹底等 では不十分であり、管理が徹底できなかった場合の 厳しい対処措置についても盛り込む必要があると考 えます。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモ

を排除する厳格な仕組みを構築する観点から、実 施計画(平成22年3月2日)を策定し、この実施計 画(「実施計画に基づいて実施した主な取り組み」に ついて次ページ参照)の内容に沿って、引き続き情 報セキュリティ強化の取組みを着実に実行している ところです。

また、今回の電気通信事業法及び同法施行規則 の改正内容についても、引き続きこれを遵守し、公 正競争の確保について適切に対処していく考えで す。

- 「説明されていない事項が多く存在する」とありま すが、各事業者様への説明会やご質問に対する回 答を複数回実施する等、真摯に説明を行ってきたと ころであります。
- 「各種契約書等の見直しを行う必要がある」とあり ますが、改正電気通信事業法の施行に合わせて点 検を行い、改正法令の趣旨に則って適切に対応す る考えです。
- 「第三者による透明性のある検証スキームの確立 を推進すべき」とありますが、改正電気通信事業法 の第31条第7項において、接続の業務に関して知 り得た情報を適切に管理し、かつ、当該接続の業務 の実施状況を適切に監視するための体制の整備そ の他必要な措置について、NTT東西は毎年総務省 に報告することとされていることから、客観性は十分

容を基本的には公表するとともに当該報告につい て厳格な検証を行う考えであることから、これらの 措置により、監視の適正性、実効性は基本的に確 保されると考えられる。

|■ 県域等子会社を禁止行為の対象とすべきとの 意見について、電気通信事業に付随する営業業 務や設備保守業務等について委託先の子会社等 による禁止行為規制の潜脱が起きる可能性は否 定できないが、当該業務の委託を受ける者は必 ずしも電気通信事業者ではなく、そのような者に 対して、市場支配的な電気通信事業者と同様の 規制を直接に課すことは、制度のバランスを著しく 欠くこととなり適切ではない。また、市場支配的な 電気通信事業者がグループー体となって禁止行 為の潜脱を行うことを防止するという禁止行為規 制の目的から鑑みると、その手段としては、業務 委託先を規律するより、当該市場支配的な電気 通信事業者に対し、業務の委託に際して子会社 等による反競争的行為を防止する措置を講じさせ る方が適切かつ効果的であると考えられる。改正 法では、一種指定事業者に対して業務委託先子 会社等の監督に係る報告を求めており、総務省 は、当該報告について厳格に検証を行うこととす

2008 年 2 月 18 日	NTT 東西殿に対する行政指導 ^{※3}
2009 年	NTT 西日本殿からお客様情報の不
11月18日	適切な情報提供に関する報道発表
2009 年	NTT 西日本殿から総務省殿への報
12月17日	告
2010年	NTT 西日本殿を当事者とする聴聞の
1月22日	開催
2010年	電気通信事業紛争処理委員会への
1月28日	諮問
2010年	電気通信事業紛争処理委員会から
2月4日	の答申
	NTT 西日本殿に対する業務改善命
同日	令及び NTT 東日本殿に対する行政
0010 年	指導
2010年 2月26日	NTT 西日本殿から総務省殿へ業務 改善計画を提出
2010年	W音計画を提出 NTT 東日本殿から総務省殿へ実施
3月2日	計画を提出
2011年	NTT 東日本殿から総務省殿への実
3月	施計画に対する定期報告終了
- /.	NTT 西日本殿から総務省殿への業
2012 年 _	務改善計画に対する定期報告終了
3 月	(予定)

※3 「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)」に基づき講ずるべき措置について(2008年2月18日)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080218_7.html#bs

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)

■ 県域等子会社への規制適用

2009年11月に発覚した「NTT西日本情報漏洩 問題」や「NTT東西殿の県域等子会社におけるNTT 担保されていると考えます。

したがって接続業務の実施状況を監視する部門 について第三者による監視体制を構築する必要は ないと考えます。

(参考 実施計画に基づいて実施した主な取組み)

項目	実施内容	実施時期
・他事業者 情報の抽出 規制 ・他事業者	・すべての顧客情報管理 システム端末からの他事 業者情報の一括抽出を付 加とするためシステム上 の措置を実施。 ・他事業者情報について、	H21.12 月 H22.5 月
情報の閲 覧規制	顧客情報管理システムの 改修を行い、営業部門で の閲覧を原則不可とし た。	н22.5 д
・他事業者 情報を扱う 業務の設 備部門へ の移管	・営業部門で実施している 受注処理業務のうち、他 事業者情報を取り扱う 事業設備部門への移管。 ・自社サービスの販則、 ・自社の担当とは原則、 がかいまたは別フロアアの場 に別のの場で があいる が、別の が、別の が、別の で、別の で、別の で、別の で、別の で、別の で、別の で、別の で	H22.6 月
・情報セキュリティ推進部の新設	・NTT 東日本グループにおける情報セキュリティの横断的かつ統一的な取組みを実施する組織として設置。 ・県域等子会社における情報セキュリティマネジメ	H22.4 月 H22.6 月

ドコモ殿の携帯電話販売」の事例については、現状、県域等子会社はNTT東西殿の営業及び設備管理等業務の事実的な実行部隊であるにも係らず禁止行為規制の対象に指定されてなく、禁止行為規制と業務実態が乖離していることから、接続情報の目的外利用やグループ間連携といった反競争的行為等の抑止に公正競争上の課題があることを示していると考えます。

「NTT西日本情報漏洩問題」の発生を受けて、「光の道」構想においては、ボトルネック設備利用の同等性の観点から、電気通信事業法の改正により、NTT東西殿本体による県域等子会社の適切な監督、及びNTT東西殿における設備管理部門と利用部門の隔離等の義務付けており、現在、「設備部門の設定及び他部門との物理的隔絶」や「システム分離」、「監視部門の設置及び監視内容の報告」等具体的な措置について電気通信事業法の施行規則の改正が検討されているところです。

これら措置については、接続情報の目的外利用等の反競争的行為を防止する上で一定程度の効果はあるものと考えますが、あくまでNTT東西殿が主体で実施されるものであることを考慮すれば、県域等子会社を禁止行為規制の対象として追加することにより、接続情報の目的外利用等反競争的行為の禁止をより厳格化することが必要と考えます。

(イー・アクセス)

	-	
	ント体制の明確化	
・規程類の	・お客様情報保護に関す	H22.5 月
見直し	る社内規程について、他	
	事業者譲歩うの取扱いに	
	関する規程を追加・充実。	
	・県域等子会社における	
	当該規程類の遵守義務を	
	業務委託契約に規定。	
・研修の充	・当社及び県域等子会社	H22.7 月
実	を対象に、他事業者情報	
	の適正利用に関する研修	
	を実施。 	= =
・アクセス	・アクセスログ監査につい	H22.5 月
ログ監査	て、監査する周期を四半	
	期に一度から毎月に見直 -	
力士上松	し。	1100 5 🖽
・自主点検	・アクセス権限等の登録 状況の確認の自主点検	H22.5 月
の充実	状況の確認の自主点検 周期について、半期に一	
	周期に がく、十期に一	
	直し。	
- 業務監査	<u> □□□。</u> ・実施計画に基づく「顧客	H22.5 月
木 切血且	情報管理システムの閲覧	1122.0 /7
	規制」、「規程類の見直し」	
	等について、当社及び県	
	域等子会社に対する業務	
	監査項目に追加。	
•外部機関	・外部機関による実施計	H22.8 月
のチェック	画の有効性及び実施条項	
	についてチェック	
• 当社(+	州車業者情報を不適切に	取扱う可能性

・ 当社は、他事業者情報を不適切に取扱う可能性 を排除する厳格な仕組みを構築する観点から、実 施計画(平成22年3月2日)を策定し、この実施計 画 の内容に沿って、情報セキュリティ強化の取組 みを着実に実行しているところです。 ・ また、当社としては今回の電気通信事業法及び 同法施行規則の改正内容を踏まえ、引き続きこれ を遵守し、公正競争の確保について適切に対処して いく考えです。

(NTT 東日本)

■ 当社は、平成21年度の兵庫及び北陸での事案を 受け、昨年2月下旬に策定した業務改善計画に基 づき、この約一年半の間、顧客情報管理システム端 末からの他事業者情報の一括抽出規制・閲覧規制 などのシステム面での対策を講じるとともに、受注 等処理業務のうち他事業者情報を扱う業務を営業 部門から設備部門へ移管するなどの業務面での対 策も講ずるなどの施策に取組み、他事業者情報を 営業部門から隔絶する様々な措置に取組んで参り ました。業務改善計画の実行状況については、総 務省殿に3ヶ月ごとに報告を行うことに加え、その有 効性・実施状況についての外部機関によるチェック を行い、一定の評価をいただくなど、外部機関の力 も活用しながら、情報セキュリティに関する点検・監 査を継続的かつ徹底して繰り返してきました。 本実施状況については、関係する電気通信事業者 様に対しても、合計3回(平成22年4月、平成22年 8月、平成22年10月)の説明会及び書面による回 答を行う等により、事案の全容、事案発生後に講じ た措置について説明を行っております。 今回の 電気通信事業法及び同法施行規則の改正にあたっ ても、設備部門の設置、設備部門と設備部門以外 の居室の分離、設備部門の社員等が順守すべき規 定類の策定や研修の実施等に取り組むなど、他事 業者情報の適正な取扱いによる公正競争の確保に ついて、引き続き厳正に対処していく考えです。ま た、取り組み内容については設備部門とは独立した 監視部門により、監視を行うとともに、総務省殿に 定期的に報告を行って参ります。

	・ したがって、他事業者様が提起されている「第三	
	者による透明性のある検証スキームの確立」といっ	
	た追加的な措置は不要と考えます。なお、各種契約	
	書等の見直しについては、改正法令の趣旨に則り、	
	必要な対処を行う考えです。	
	(NTT 西日本)	
意見33 現状でも公正競争条件は十分に整備され	再意見33	考え方33
ており、むしろ激しい市場変化の中で、厳格な規		
判に FLINTT 東西コーザの4 が不利犬を冲ること		

意見33 現状でも公正競争条件は十分に整備されており、むしろ激しい市場変化の中で、厳格な規制によりNTT東西ユーザのみが不利益を被ることのないよう、必要のない規制の撤廃・緩和とともに、利活用促進のための多面的な検証が必要である。また、競争セーフガードの運用において、正当な事業活動を委縮させないよう、根拠が明確である指摘に限定する等の適切な制度運用必要である。

- 他事業者情報の取扱いに関しては、業務改善計 画(平成22年2月26日)に基づき、他事業者情報の 適切な取扱いの徹底に向けた厳格な仕組みを構築 しています。
- ・ また、その他の禁止行為規制に関して、事業法等の法令及び共同ガイドライン等の遵守に向け、当社及び地域子会社等の社員等に周知・徹底を図るなど適切な措置を講じてきております。
- ・ 一方、禁止行為規制等に関する検証に関しては、 他事業者から提出される根拠の不十分な意見に基 づき、当社に対する措置要請が行われることは、当 社としての本来正当な事業活動を萎縮させることに もつながりかねません。
- ・ したがって、根拠が明確である指摘に限定した検証とするなど「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」に沿った適切な制度運用が必要であると考えます。

(NTT 西日本)

1. 競争セーフガード制度の運用について

競争事業者は、実際にあった事例をもとに問題 提起をしているため、指摘された事項を全て検証対 象とし、疑念が払拭されない限りは、全ての事項を 継続的に監視することが必要であります。

また、一昨年発生したNTT西日本殿による接続情報の不正提供は、NTT西日本殿における従来からの措置が不十分であったことに加え、2007年度の検証結果に基づく行政指導に対する取組みが不十分であったことにも起因するものであります。

このため、2007~2010年度の検証結果に基づく累次の行政指導に対してNTT東西殿が実施するとした措置について、実効性があったか、継続的に機能しているか等を検証するとともに、さらなる措置の実施を指導することが必要と考えます。

2. NTTグループに対する規制強化について NTTグループは、行為規制やNTT再編時等の公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつ

■ NTT グル―プに係る各種規制の在り方については考え方2に同じ。

なお、NTTドコモとNTT東西による連携と禁止 行為規制の関係については、通常、市場支配的 な電気通信事業者同士の連携が競争環境に与え る影響が大きいと考えられること等も踏まえ、利 用者利便性の観点のみならず、公正競争確保の 観点から、慎重な判断を要すると考える。

■ 総務省は、禁止行為規制に関する検証の結果、平成19年よりNTT東西の役員及び従業員と県域等を単位として同社から受託した業務を行う両社全額出資子会社の役員の兼務状況の報告を求める等の措置要請を行ってきた。この点については、経営効率化の観点からは、NTT東西が県域等子会社へ業務委託することを制限することは適切ではないが、禁止行為規制の趣旨を踏まえれば両社が業務委託した子会社が反競争的な行為を行うことは、当該規制を事実上潜脱するも

- NTT東西に対しては、以下のとおり、現状でも厳格 な規制が課せられており、公正競争条件は十分整 備されていると考えています。
- NTT東西にのみ課された現在の第一種指定電気 通信設備規制(ボトルネック設備規制)は、光ファイ バやIP通信網にアンバンドル義務を課すなど世界で も類を見ない厳しい規制となっていること。
- また、事業者の行為及びサービスに関する規制と して、禁止行為規制、指定電気通信役務規制(サー ビス規制)、プライスキャップ規制(ユーザ料金規制) が重層的に課されていること。
- さらに、NTT法により電話時代からの県等域に閉 じた事業領域規制が存在するとともに、いまだに移 動体事業分社時の公正競争要件やNTT再編成時 の公正競争要件が存続して、自由な事業展開が制 約されていること。

こうした中、当社は、従来より事業法等の法令及 び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってお り、さらに、今回の改正事業法によって法的にも厳格 に公正競争環境が整備されることから、公正競争上 の問題は特段生じないものと考えております。

むしろ、情報通信市場は、技術のイノベーションが 非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく 進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル 化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展 しており、現にNTTグループ以外の他社は、固定・ 携帯事業を同一の会社が提供するのみならず、同 一会社あるいは同一グループ内の固定電話-携帯 電話相互間のみの通話を無料化するなど、市場環 境・競争環境は大きく変化しています。

このような中でNTTグループだけが柔軟に連携で きないとすると、NTTグループのお客様だけが不利 益を被ることになり、IPブロードバンドの利活用促進(ケイ・オプティコム) やお客様利便の向上を阻害することになります。

したがって、利用者利便を向上する観点から、現 ■ 競争事業者は、これまでも提出した意見書におい ■

も、実質的にはグループ内に閉じた連携を進めてい る状況にあります。

また、NTT東西殿は、公正競争環境を確保する ために行われたNTT再編の趣旨に反する形で、活 用業務制度を利用してなし崩し的に業務範囲の拡 大を行っております。

このようにNTTグループが本来の規制の枠組み やNTT再編の趣旨を逸脱して、自らの理屈によって 事業範囲拡大やグループ連携を進めていることが 根本的な問題であり、市場におけるNTTシェアの高 まりの主因でもあります。

以上の状況から、真に公正競争環境を確保する ためには、NTTグループにおける事業運営上の全 ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけ ることが必要と考えますので、次のように、行為規 制やNTT再編時等の公正競争要件の適用範囲拡 大、規制内容のさらなる強化を行うべきと考えます。 ■ 競争セーフガード制度の在り方については、総 ・資本関係のない委託会社・代理店への規制適用 ・グループドミナンスの排除のための行為規制の厳 正化

活用業務制度の廃止

なお、NTT東西殿が指摘しているとおり、NTTグ ループ以外の「企業グループ」においても、自社グ ループ内のモバイル事業者の顧客基盤やブランド 力をもとに、情報通信市場全体にグループドミナン スを拡大している状況にあることから、NTTグルー プ以外のモバイル事業者に対しても、自社グループ 内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同 等性確保を義務付ける等、グループドミナンスを排 除するための措置を講じることが重要と考えます。

のとして看過しえないことから、平成 21 年に NTT 西日本で発生した他事業者情報の不適切な取扱 いも踏まえ、規制の潜脱等を防止する報告を求め てきたものである。この点については、改正法に 基づき、市場支配的な電気通信事業者は、監督 対象となる業務委託先子会社等について、役員 兼任の状況に加え、委託業務の内容・委託額・再 委託の有無、監督の方法及び実施状況、業務委 託先子会社等における禁止行為の有無等を総務 大臣に報告することが義務付けられることとなる ことから、当該規定を適切に運用していくことが必 要である。

なお、今後も、総務省は、公正競争レビュー制 度における検証結果等を踏まえ、公正競争環境 を確保する上で必要である場合、速やかに適切な 措置を講じることとする。

務省は、2012 年度より運用を開始する公正競争 レビュー制度に基づき、競争セーフガード制度に おける現在の検証項目の検証に加え、ブロードバ ンド普及促進に向けた取組状況についても検証を 行うこととしている。ブロードバンド普及促進に向 けた取組状況の検証においては、公正競争環境 や ICT 利活用の促進に関する環境変化について 検証する観点から、NTT 東西を始めとする電気通 信事業者の取組状況について検証を行うほか、 ICT 利活用に関する進捗状況や、固定・移動の融 合、モバイル分野におけるネットワーク、プラットフ オーム、端末の各レイヤー間等の関係についても 検証することにより、重層的な実態把握を行うこと とする。

改正法による機能分離や業務委託先子会社

在の規制のうち必要のないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。

また、そもそもブロードバンドを普及促進していくためには、当社だけでなく、政府、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP、端末メーカといったプレイヤーが各々の役割を果たし、ICT利活用促進に貢献していくことが重要と考えます。

こうした観点から、他の先進諸国における利活用 促進に向けた取り組み状況を参考に、医療・教育・ 行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとし て、利活用促進の観点から必要なアプリケーション が開発・導入されたのか、また、通信事業者だけで なく、政府、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、I SP、端末メーカ等がICTの普及促進に向けてどのよ うな取り組みを行ったのかを分析・検証していただき たいと考えます。

(NTT 東日本)

て、禁止行為に関する具体的事例を挙げてきましたが、接続情報の目的外利用や特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取り扱い等に関してこれまで実施されてきた検証には、依然不十分な部分が存在します。今回の改正電気通信事業法等によってこれらが改善されることが期待されますが、例えば監督対象子会社から代理店等に再委託される業務の有無のみを報告するのみでは実効性が確保されない懸念があります。

総務省においては、改正電気通信事業法による機能分離や子会社との一体経営の検証について、NTT東・西から監督対象子会社とのメールやFAXでのやりとり、さらに再委託先とのやりとりの内容も含めて報告させ、内容等を厳格に検証し、問題があれば改善させるというPDCAサイクルを着実に回していただきたいと考えます。

(KDDI)

■ 支配的事業者によるグループドミナンスの問題や設備のボトルネック性が解消されない以上は、規制の撤廃及び緩和は認められません。むしろ、総務省殿においては、年内に施行される改正電気通信事業法等において、NTT東西殿利用部門と接続事業者とボトルネック設備利用の同等性確保や NTT東西殿の子会社等の監督強化等に関する規定が追加されたことを踏まえ、新たなルール整備を強化することが必要と考えます。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモ バイル) との一体経営の検証については、機能分離のために講じた措置及びその実施状況、業務委託先子会社等の監督方法及びその実施状況、業務委託先子会社等における禁止行為の有無等を総務省に報告することが義務付けられており、当該改正法の規定の適切な運用を図っていくことが適当である。

意見34 NTT 東西の 116 窓口において、接続の業務に関して知り得た情報を用いたフレッツ光の営業活動が行われている可能性があることからファイアウォール措置の徹底を実質的に担保する体制構築が必要

再意見34

考え方34

■ NTT東・西の116窓口における加入電話移■ 転手続きに伴うフレッツ光の営業活動

NTT東・西は、公社時代から継承した加入電 話の「顧客基盤を活用」できると共に、接続業務 に関して知り得た他の電気通信事業者及びその 利用者に関する情報を取得できることから、加入 電話の手続きの際に接続情報をフレッツ光の営 業活動において用いている可能性があります。営 業面でのファイアーウォールを遵守する必要が あるにも関わらず、今年度においても、未だ11 6窓口における加入電話移転手続き等に伴うフ レッツ光の営業活動の問題事例が接続事業者か ら指摘されており、事態は依然として改善されて いない状況が続いています。

本事例は、電気通信事業法第30条に定める禁 止行為に該当し、フレッツ光が活用業務として認 可された際の条件である「電気通信事業の公正な 競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」か らも逸脱した行為であるといえます。

こうした事例の発生を防止するには、NTT 東・西内において、加入電話とフレッツ光の部門 の所在地・対応者を物理的に分離するなど、ファ イアーウォール措置の徹底を実質的に担保でき る体制を構築すべきと考えます。

今回の電気通信事業法改正に伴い、接続関連情・ 報の管理徹底等が規定されたところであり、総務 省は、厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正 措置を着実に講じるべきと考えます。

(KDDI)

■ 1.接続に関して知りえた情報の目的外利用 (1)116 窓口におけるフレッツ勧誘

2010 年度の本制度の意見書**1において、KDDI 殿 ■ 当社は接続の業務で知り得た情報の目的外利用 や弊社共が指摘した NTT 東西殿の 116 窓口におけ るフレッツ光の不適切な営業行為(以下、「116 勧誘」

の移転申込みを行うお客様に対し、当該お客様から のお問合せ・ご要望がないにもかかわらず、フレッツ 光サービスの勧奨を行うことを厳格に禁じており、 研修等を通じて、従業員に対してその遵守徹底を指 導しています。

具体的には、当社及び地域子会社等の従業員を 対象として、集合形式の公正競争研修会及び公正 競争 e-ラーニング研修を実施しています。

- その上で、当社の 116 窓口において実施している フレッツ光サービスの営業活動については、お客様 の利便性確保の観点からお客様のお問合せ・ご要 望にお応えして実施しているものであり、公正競争 を阻害するものではありません。また、当社は、従 来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守 して事業活動を行っており、他事業者情報の目的外 利用の禁止について、社内規程や地域子会社等と の業務委託契約に規定するなど、当該行為を厳格 に禁じてきました。加えて、営業部門において他事 業者情報を取り扱わない更に厳格な体制を構築す る観点から、実施計画を策定し(平成22年3月)、こ の実施計画の内容に沿って顧客情報管理システム の他事業者情報閲覧規制を平成22年5月に実施し ました。
- これにより、116 窓口においてお客様の他社DSL 等のご利用状況が一切把握できなくなっていること から、ご指摘されているように接続業務で取得した 情報をもとにフレッツ光サービスへの勧奨を行って いる事実はありません。
- したがって、是正措置は不要であると考えます。 (NTT 東日本)
- の防止やフレッツサービス等の営業活動において 加入電話及びINSネット64の契約に関して得た加

当社は、116番への加入電話またはINSネット64 ■ 116窓口における NTT 東西の営業行為につい て、総務省は、NTT 東西が自社内において、「116 窓口」への加入電話又はINSネット64の移転申込 みを行う加入者に対し、問合せ・要望がないにも 関わらず当該者へフレッツ光サービスの勧奨を行 うことを厳格に禁止し、具体的な周知・徹底の措置 として、公正競争遵守のための社内マニュアルに 「116 窓口」におけるフレッツ光サービス勧奨禁止 を記載の上、自社及び県域等子会社等の従業員 を対象に研修及び e-ラーニングを実施しているこ とを実際に確認している。また、NTT 東西は、同社 に対する業務改善命令(平成 22 年2月)等を受 け、「116 窓口」における接続の業務に関して知り 得た他事業者の利用者に関する情報等の閲覧を 不可とするシステム変更を実施しており、当該実 施状況について、これまで報告を受けてきたところ である。

> これらにより、NTT 東西は、「116 窓口」における 接続業務に関して知り得た情報等を用いた営業活 動の発生を防止するための一定の措置が講じら れていると認められる。

> 他方、これらの措置が徹底されず「116 窓口」に おいて他事業者情報の目的外利用が行われた場 合には、電気通信事業法第 30 条第3項第1号に 抵触する又は潜脱することとなるおそれがあるた め、総務省としては、NTT 東西に対し、上述の措 置の徹底について、その状況を引き続き注視して いくこととする。

という。)が依然として散見されています**2。これら 116 勧誘に対し、総務省殿が出されたこれまでの検 証結果は、注視事項に止まり続けていますが、問題 の根絶に向けた是正措置に今年度こそ踏み込んで 頂くことを希望します。

※1 競争セーフガード制度の運用に関する意見募集 (2010 年度)の結果及び再意見の募集(2010 年 10 月 15 日)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03 01000008.html

※2 Yahoo!BB サポートセンターへ引越しのご連絡が あったユーザに実施したアンケート結果

調査時期	2009年6月 ~7月	2010年6月	2011年7月
回答総数	415 件	525 件	312 件

Q1:116 窓口にて電話回線移設の手続きをされた際に、ADSL 事業者へ連絡するようにという案内を116 窓口オペレータから受けましたか? (対象:全アンケート回答者対象)

2009年6月~ 2010年6月 2011年7月 なし なし あり なし あり 38% 62% 48% 46% 52% 54% (159 (149 (256 (163 (242 (283 件) 件) 件) 件)

Q2:その際に、「Yahoo! BB」という具体的な名前を 116 窓口オペレータが発言しましたか? (対象:Q1 で「利用中 ADSL 事業者への連絡案内が

あった」と回答した方)

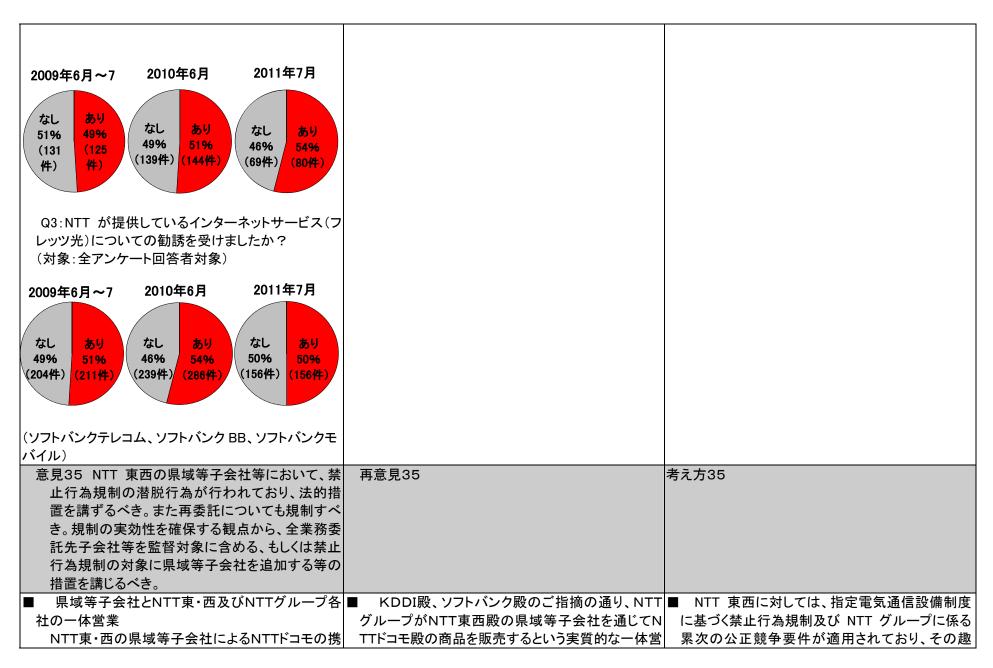
入者情報であって他事業者が利用できないものを 用いないことについて、支店及び県域等子会社の 社員等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じ ております。

- ・ さらに、業務改善計画(平成22年2月26日)に基づき、平成22年5月に顧客情報管理システムの改修及び閲覧規制により、116における他社DSLサービス情報の閲覧を規制するなど、他事業者情報を利用した営業活動が不可となる措置を講じております。
- また、フレッツ光等についてお客様からお問合せがあった場合にご説明することがありますが、これはお客様利便確保を目的に行っているものであり、公正競争上の問題はないと認識しております。

(NTT 西日本)

■ 総務省殿が出されたこれまでの検証結果において、116 窓口におけるフレッツ光の不適切な営業行為は、注視事項に止まり続けていますが、KDDI殿も指摘しているとおり、今年度においても当該事例が散見されているため、問題の根絶に向けた是正措置に踏み込んで頂くことを希望します。また、当該問題の実態把握の調査にあたっては、NTT 東西殿による内部調査の実施と報告を求めるだけではなく、総務省殿が自ら調査を行う等、外部機関による徹底調査等も行うべきと考えます。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)



帯電話の販売(別添資料参照)は、NTT東·西が、自 らのサービスの販売を受託している県域等子会社を 通じてNTTドコモと連携することにより、固定と移動 をセットで販売する排他的な一体営業です。

こうした、NTT東・西本体から電気通信業務の主 たる部分を委託された子会社を通じた固定と移動の 排他的なセット販売は、禁止行為に該当する行為と いえます。

今回電気通信事業法改正に伴い、NTT東・西は 子会社に対する監督義務が規定されたところであ り、総務省は、厳格な調査、検証及びそれに基づく 是正措置を着実に講じるべきと考えます。

しかし、このような禁止行為に該当する排他的な セット販売については、今回の電気通信事業法改正 ■ KDDI 殿及びイー・アクセス殿の意見に替同しま では明示的に対応されていないことから、直ちに法 改正を行い、禁止すべきと考えます。

それまでの最低限の措置として、総務省と公正取 引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野に おける競争の促進に関する指針」に禁止行為の具 体的事例として記載するべきと考えます。

なお、子会社から代理店等に再委託されることも容 易に想定できるため、子会社のみならず、子会社か ら代理店に再委託された内容についても調査・検証(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモ することが必要であり、直ちに法改正を実施すべき バイル) と考えます。

(別添資料)

業は、固定通信領域および移動体通信領域それぞ れのドミナント事業者としての影響力が多大である ことから、事業者間の公正競争を阻害する虞がある ため、認めるべきではないと考えます。

また、あわせて各社からご指摘されている通り、 改正電気通信事業法等において、例えば子会社が 業務を再委託した場合や子会社として規定される保 有株式比率に満たない場合等、NTT東西殿の監督 義務の対象外となる場合が存在することについて も、規制の空洞化を招く懸念があるため、更なる制 度上の対応に向けての検証を行うべきと考えます。 (イー・アクヤス)

2009 年に発覚した NTT 西日本殿における接続情 報の目的外利用のような違法行為を再発させない ためには、年内に施行される改正電気通信事業法 等に規定されている接続関連情報の管理徹底等で は不十分であり、管理が徹底できなかった場合の厳 しい対処措置についても盛り込む必要があると考え ます。

■ KDDI 殿も意見されているとおり、「県域子会社に おける NTT ドコモ殿の携帯電話の販売等の排他的 なセット販売」や「ドコモショップにおける NTT 東西殿 のフレッツサービスと NTT ドコモ殿の携帯電話のセ ット割引」が継続している状況にあります。これら は、自己の関係事業者と一体となった排他的営業 であり、「電気通信事業分野における競争の促進に 関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)」で 禁止する差別的取り扱いを潜脱する行為です。従っ て、共同ガイドラインにおける具体的な事例に「県域

旨が県域等子会社において徹底されない場合、 結果として公正競争環境が確保されない可能性 がある。

よって、県域等子会社が NTT 東西の商品と NTTドコモの商品を併売する場合、それぞれの業 務委託によって知り得た情報を目的外に利用する ことは許されず、また、NTT 東西からの受託業務 とNTTドコモからの受託業務について当該受託業 務間の内部相互補助が行われないようにすること が必要である。

この点、2008年度の本制度の検証に基づき NTT東西に対して行われた要請を受けて、NTT東 西においては、県域等子会社における NTT 東西 及びNTTドコモのそれぞれから受託した業務に係 る情報の目的外利用の禁止について、県域等子 会社の社員等に周知・徹底を図っており、また、 県域等子会社においては、NTT 東西からの受託 業務と NTT ドコモからの受託業務等について、組 織を分け、会計を整理し、NTTドコモとの排他的な 共同営業を行わない等の措置を講じているところ であり、総務省はその実施状況を引き続き注視し ていくこととする。

■ 改正法に基づく NTT 東西による業務委託先子 会社等の監督については、市場支配的な電気通 信事業者に対する禁止行為規制が厳格な行為規 制である中で、当該規制を私企業に対して適用す ることには抑制的であることが求められることか ら、監督規制の対象をNTT東西と同一視し得るよ うな密接な関係を持つ業務委託先子会社等に限 定した上で、監督内容、監督対象子会社における 反競争的行為の有無等について総務大臣に対す る報告を義務付けているものである。また、監督 対象子会社等における再委託については、当該



子会社及びドコモショップ等における NTT グループ 他社商品の優先的取り扱い」を追加する等、問題事 例の明確化を行い、これらの潜脱行為を防止すべきと考えます。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)

- ■「県域子会社によるNTTドコモの携帯電話販売は 排他的な一体営業である」とありますが、県域等子 会社によるNTTドコモの代理店業務は、当社からの 受託業務とは組織を分けて実施しており、また、当 社から受託した業務に係る顧客情報の目的外利用 の禁止について業務委託契約に規定する等、公正 競争確保のための適切な措置が講じられており、一 体営業はありません。
- 「子会社からの再委託調査・検証が必要」とありますが、委託契約は委託元が委託先に監督義務を負うこととなり、委託先会社が業務を再委託する場合においても、子会社を通じて当社が監督の義務を負っているため、既に現在の委託契約において公正競争の遵守は徹底されていることから、更なる調査・検証は不要と考えます。

(NTT 東日本)

- ■「保有株式 50%未満の関連会社及びNTT委託 業務を主とする会社等も監督義務の対象に追加す る」とありますが、改正電気通信事業法第 31 条第 3 項の趣旨は、NTT東西の業務の大宗が委託されて いるのが子会社であることから、NTT東西が議決権 の過半数を有する子会社を対象として、NTT東西が 「電気通信業務又はこれに付随する業務」を委託し た子会社において禁止行為が行われないよう、適 切な監督を義務付けられたものと理解しておりま す。
- 当該監督義務は、他の電気通信事業者に対する

子会社における再委託の有無を総務大臣に報告することを義務付けており、再委託の有無に応じ、子会社等に対する業務委託時の委託条件、再委託先に係る規定について検証することが可能となっている。このように、改正法に基づく検証により、監督対象子会社等が再委託先に対し必要かつ適切な監督を行っていないと認められる場合には、電気通信事業法の規定に基づき、総務省が必要な措置を講ずることが可能であり、まずは当該規定を適切に運用していくことが必要であることから、これ以上の監督対象範囲の拡大等は必要ないものと考える。

また、県域等子会社を禁止行為の対象とすべきとの意見については、考え方32に同じ。



(KDDI)

■ 2. グループドミナンス

(2) 子会社等への規制強化

現在も複数の県域子会社において、NTT ドコモ殿の携帯電話販売が行われています^{※5}。これは、NTT 東西殿と NTT ドコモ殿が子会社を介して行っている実質的な一体営業そのものであり、2010 年度の本制度の考え方において、公正競争阻害の恐れが指摘されたところです。また、年内に施行される改正電気通信事業法等では、NTT 東西殿に対し業務委託子会社への監督義務が追加されますが、保有株式率50%未満の関連会社等が監督義務の対象外となる等、依然として公正競争阻害の恐れが残っています。従って、保有株式50%未満の関連会社及びNTT 委託業務を主とする会社等も監督義務の対象に追加することについても引き続き検討を行うべきと考えます。

※5 NTT 東日本一群馬

http://www.ntteast-gunma.co.jp/goods/ba_data/do

規制とのバランスや資本関係を通じた指揮命令系統による監督規制の実効性を総合的に勘案し、私企業に対する規制を必要最低限とするとともに、禁止行為規制の実効性を担保するという観点から、法制化されたものと認識しており、現行以上に対象範囲を拡大する必要はないと考えます。

(NTT 東日本)

■ 「県域等子会社を禁止行為規制の対象として追加する」とありますが、電気通信事業法の改正により、NTT東西の業務を子会社に委託する場合には、禁止行為規定の遵守について適切な監督を行う義務が課せられることになっていることから、更なる追加的措置は不要と考えます。

(NTT 東日本)

(平成23年7月時点)

- 県域等子会社への業務委託は、経営効率化の 観点から実施しているものであり、こうした効率化の 努力は、お客様サービスの向上や料金の低廉化を 通じ、お客様利便の向上に資するものであると考え ております。
- ・ 当社の県域等子会社によるNTTドコモ殿の代理 店業務については、当社からの委託業務を実施す る組織とは別の組織において、委託業務とは独立し て実施しており、また、顧客情報及び他事業者情報 の適正な取り扱いに係る管理体制の構築を義務付 ける等、営業情報等に関するファイアーウォールを 担保するなど、適切な措置を講じております。
- ・ 以上のとおり、当社は、事業法等の法令及び共同 ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守した事業活 動に向けた措置を既に講じており、また今回の電気 通信事業法および同法施行規則の改正内容につい ても遵守し、公正競争の確保について、引き続き厳 正に対処していく考えです。
- なお、委託先子会社に対する監督義務について

como.html

NTT 西日本一東海

http://www.ntt-west-tokai.co.jp/original/act/mob.h tml

NTT 西日本一中国

http://www.ntt-west-chugoku.co.ip/keitai.html (ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモ バイル)

■ 販売代理店等による不審な営業活動

ADSLユーザをターゲットとした電話でのフレッツ光 の勧誘が、引続き散見され、加入電話の加入者情 報や接続情報の流用の疑念が拭いきれません。

しかしながら、電話や口頭での営業の場合、証拠 が残りにくく、競争事業者による実態確認には限界 があります。

そのため、再委託や再々委託等の間接的な契約 先を含め、NTT西日本の全販売代理店を継続的に !・ 調査する等、徹底した措置が必要と考えます。

また、営業現場において、NTT西日本の販売代理 店や販売員が、お客様に対して、次に例示するよう(NTT 西日本) な、消費者保護の観点から好ましくないうえ、不当な ユーザ囲い込み営業によって競争を阻害する行為 も見受けられます。

《事例》

- 弊社サービスがNTT西日本のサービスに比べ大き く劣後するかのような、根拠不明の誤ったサービス 内容(品質、料金、サポート等)を伝えて、NTT西日 本のサービスに誘導するケース
- ・NTT西日本の割引制度の一つである「光もっと割 引」に関して、ユーザの違約金や拘束期間等に対す る認識が十分ないまま、電話案内のみでもって割引 適用させているケース

は、国会審議等における考え方を踏まえると、他の 電気通信事業者に対する規制のバランスや資本関 係を通じた指揮命令系統が存在しない場合の監督 規制に関する実効性を総合的に勘案し、私企業に 対する規制を必要最低限のものとし、禁止行為規 制の実効性を担保するという観点から法制化された ものと認識しており、現行以上に対象範囲を拡大す る必要はないと考えます。

(NTT 西日本)

NTT西日本の販売代理店による加入電話ユーザ・┃■ 当社との契約に基づき活動している販売代理店 については、各社独自の情報に基づき営業活動を 展開しており、当社から加入電話の加入者情報や 接続情報を提供している事実はございません。

> 販売代理店の適正な営業活動については、営業 マニュアルの制定や研修等を通じて指導徹底して いるとともに、場合に応じて契約解除を行うなど、厳 格な対応を既に実施しております。

したがって、販売代理店等への追加的なルール 等は不要であり、また、販売代理店等の経営の自 主性を阻害することからも適当ではないと考えま す。

この点からも、NTT西日本が販売代理店を十分管理監督しているか、疑問がありますので、このような不適切な営業活動の早期是正を含めて、NTT西日本による全販売代理店に対する管理監督の徹底を、強く要望するものであります。

加えて、総務省においては、NTT西日本による販売代理店に対する管理監督徹底の実効性を担保するため、電気通信事業法等でNTT西日本に課せられている規制が委託会社・代理店においても遵守されるよう、資本関係のない委託会社・代理店への管理監督義務の明確化等を、早期に実施すべきであると考えます。

あわせて、NTT西日本に対して、代理店契約の打切りも念頭に、断固とした姿勢をもって全販売代理店を管理監督するよう、指導頂くよう要望いたします。

(ケイ・オプティコム)

■ 県域等子会社への規制適用

2009年11月に発覚した「NTT西日本情報漏洩問題」や「NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」の事例については、現状、県域等子会社はNTT東西殿の営業及び設備管理等業務の事実的な実行部隊であるにも係らず禁止行為規制の対象に指定されてなく、禁止行為規制と業務実態が乖離していることから、接続情報の目的外利用やグループ間連携といった反競争的行為等の抑止に公正競争上の課題があることを示していると考えます。

「NTT西日本情報漏洩問題」の発生を受けて、「光の道」構想においては、ボトルネック設備利用の同等性の観点から、電気通信事業法の改正により、NTT東西殿本体による県域等子会社の適切な監督、及びNTT東西殿における設備管理部門と利用部門

の隔離等の義務付けており、現在、「設備部門の設 定及び他部門との物理的隔絶」や「システム分離」、 「監視部門の設置及び監視内容の報告」等具体的 な措置について電気通信事業法の施行規則の改正 が検討されているところです。

これら措置については、接続情報の目的外利用等 の反競争的行為を防止する上で一定程度の効果は あるものと考えますが、あくまでNTT東西殿が主体 で実施されるものであることを考慮すれば、県域等 子会社を禁止行為規制の対象として追加することに より、接続情報の目的外利用等反競争的行為の禁 止をより厳格化することが必要と考えます。

(イー・アクセス・再掲)

意見36 ドコモショップにおける NTT グループ他社 商品の優先的販売等は禁止行為規制を潜脱する 行為である。よって、NTT のグループドミナンスに 係る累次の公正競争要件を現状の業務実態や市 場環境の変化を反映するよう再構築すべき。

■ 2. グループドミナンス

(1) ドコモショップにおけるフレッツ光営業

ドコモショップにおける NTT グループ他社商品を 優先的に取り扱った NTT 東西殿のフレッツサービス の販売やフレッツサービスと携帯電話とのセット販売 等について、総務省殿の考え方は「販売代理店が独 自の判断で NTT 東西殿と代理店契約を締結し販売 している場合には、これをもって直ちに排他性があ ると言えない」というものであり、これまでの本制度 における検証結果も注視事項に止まっていますが、 いまだに類似の事例が確認されている状況にありま す※4。

「電気通信事業分野における競争の促進に関す れている差別的取扱いの本来の趣旨を踏まえ、代 理店の判断で実施するものであっても、このような実 再意見36

■ これまでも本制度の意見募集において申し述べ ているところですが、ドコモショップや家電量販店等 を運営する販売代理店が当社との代理店契約とは 別に、自らの経営判断でNTT東・西とフレッツサー ビスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促 進施策を実施しているものであり、何ら排他性があ るものではないと考えます。

また、当社と販売代理店との契約においては、当 社の顧客情報等を当社に係る業務以外に利用する ことを禁止していることから、公正競争上問題なく、 新たな規制を追加する必要はないと考えます。 (NTTドコモ)

る指針(以下、「共同ガイドライン」という。)」に記載さ|■ 本件についてはドコモショップを運営する代理店 が、NTTドコモとの代理店契約とは別に、当社との■ なお、NTT グループの在り方については、考え 販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っている

考え方36

■ 御指摘の事案については、NTT 東西及び NTT ドコモは、ドコモショップを運営する代理店が、自ら の経営判断によってそれぞれと販売契約を結び販 売しているにすぎず、NTT 東西とNTTドコモとの間 に排他的な共同の営業行為は発生していないとし ており、公正競争上の問題が生じているとの論拠 が十分に得られているわけではない。

他方、自己の関係事業者のサービスを排他的 に組み合わせた割引サービスの提供等に当たる 場合には、電気通信事業法第 30 条第3項第2号 及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2) に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、 引き続き注視していくこととする。

方2に同じ。

質的な排他的営業行為を看過せず、NTTドコモ殿に 以下の監督・指導義務等を課すべきと考えます。

ドコモショップにおける NTT グループ他社商品の優 先的取り扱いの禁止

NTT ドコモ殿の顧客情報を用いた NTT グループ他 社商品の営業禁止

※4 ドコモショップ本庄店(埼玉県)でのフレッツ光 販売について

http://www.do-plaza.com/honivo/pc/

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモ(NTT 東日本) バイル)

■ ドコモショップにおけるフレッツとNTTドコモ携帯 雷話のセット割引

ドコモショップにおいて、NTT東・西のフレッツとN TTドコモの携帯電話の同時加入で、携帯電話端末 の割引が引き続き実施されていますが(別添資料参)・ 照)、これは、固定と移動をセットで販売する排他的 な一体営業です。

本事例のように、禁止行為規制の対象であるNT・ Tドコモが、NTTグループ内の自己の関係事業者の み(本事例の場合、NTT東・西)と連携してセット割 引することは、禁止行為に定める自己の関係事業者 と一体となった排他的業務であり、ドコモショップを介 して禁止行為規制を潜脱する行為といえます。

本事案はグループドミナンスに起因する問題であ り、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての 市場支配力」を検証することが必要です。そのため (NTT 西日本) には、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェ ア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブ I KDDI殿も意見されているとおり、「県域子会社に ランドカ、広告宣伝カ、資本関係といったNTTグル 一プの総合的な市場支配力に基づくルールの導入 を直ちに実施すべきと考えます。

それまでの最低限の措置として、総務省と公正取

に過ぎず、当社とNTTドコモとの間に共同の営業行 為はありません。

- また、ドコモショップ等の販売代理店がどの商品を 取り扱うか、どのようなサービスを組合せた販売を 行うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくもの であり、当社とドコモによる排他的な営業行為に当 たらないと考えます。
- したがって、NTTグループ商品の取扱いを禁止す る等の販売代理店の自主性を損ねるような措置は 不要であると考えます。

- 本件についてはドコモショップを運営する代理店 が、NTTドコモ殿との代理店契約とは別に、当社と の販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱ってい るに過ぎず、当社とNTTドコモ殿との間に共同の営 業行為はありません。
- また、当社とNTTドコモ殿との共同営業について は、排他的なものでない限り、禁止されるものでは ないと理解しております。
- なお、過年度の競争セーフガード制度において、 本件と同趣旨の意見については、「あくまで販売代 理店が NTT 東西日本との代理店契約によって実 施しているものであり、これをもって直ちに排他性が あるとは言えず」との検証結果が示されているところ であり、新たに具体的な根拠等が示されているもの でもないことから、あらためて本年度の検証対象と する必要性は乏しいと考えます。

おけるNTTドコモ殿の携帯電話の販売等の排他的 なセット販売」や「ドコモショップにおけるNTT東西殿 のセット割引」が継続している状況にあります。これ らは、自己の関係事業者と一体となった排他的営業

引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野に おける競争の促進に関する指針」に禁止行為の具 体的事例として記載するべきと考えます。

(KDDI)

であり、「電気通信事業分野における競争の促進に 関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)」で 禁止する差別的取り扱いを潜脱する行為です。従っ て、共同ガイドラインにおける具体的な事例に「県域 子会社及びドコモショップ等における NTT グループ 他社商品の優先的取り扱い」を追加する等、問題事 例の明確化を行い、これらの潜脱行為を防止すべ きと考えます。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモ バイル・再掲)

意見37 家雷量販店等を通じた NTT グループ商 品の一体的な販売活動は禁止行為規制を潜脱す る行為であることから、委託会社・販売代理店に おいても NTT グループ各社に課せられている規 制が遵守されるべき。

再意見37

考え方37

- 2. グループドミナンス
 - (3) 代理店を介した NTT グループサービスのセット 販売等

代理店を介した、NTT 東西殿の B フレッツとエヌ・ ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿の OCN の優先的セ ット販売や、NTT 東西殿のフレッツ光とNTTドコモ殿 の携帯電話との同時加入に対する高額ポイント付与 という実質的なキャッシュバック等の施策について、 2010 年度の本制度の考え方において、「自己の関 係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引 サービスの提供等に当たる場合には、電気通信事 業法及び共同ガイドラインに照らし、電気通信事業 法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会 社の移動体通信業務の分離の際における公正有効 (NTT コミュニケーションズ) 競争条件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあ ることから、引き続き注視していく」とされています。■ これまでも本制度の意見募集において申し述べ

■ 弊社は、NTT東日本、西日本とは個別に家電量 販店と代理店契約を締結した上で、家電量販店を 通じた営業活動について独立して実施しており、公 正競争上の問題はないと認識しております。

さらに、昨年度の競争セーフガード制度における 検証結果において「当該代理店の販売施策が『自 己の関係事業者のサービスを排他的に組み 合わせた割引サービスの提供に該当するとの論拠 は十分でない』」との考え方が示されております。

このような状況において、代理店の営業活動に関 する追加的なルール整備を行うことは、その合理性 を欠くのみならず、弊社及び家電量販店が行う正当 な営業活動を阻害するものであることから適当では ないと考えます。

■ 御指摘の事案のうち、家電量販店等における NTT 東西とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株 式会社(以下「NTT コミュニケーションズ」という。) のサービスの優先的セット販売に係る措置につい ては、NTT 東西及び NTT コミュニケーションズは、 家電量販店が自らの判断で個別に契約関係を結 んでいるにすぎず、家電量販店を通じた営業活動 については独立して実施されているとしている。ま た、フレッツ光と NTT ドコモの携帯電話の同時加 入に対する高額ポイントの付与等の指摘について は、NTT ドコモは販売代理店が NTT ドコモとの代 理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT 東西と フレッツサービスの販売に関する代理店契約を締 結し、販売促進施策としてポイント付与を行ってい るとしており、両事案が NTT グループによる排他 的営業行為に該当するという論拠が十分に得られ ているわけではない。

代理店判断によるものであっても、市場支配力を有する事業者同士のサービスの組み合わせることは健全な競争を阻害する要因となり得ます。事実、FTTH市場におけるNTT東西殿のシェアが拡大しており、独占状態となっている現状を踏まえると、直ちにこうした行為を禁止する措置を講じる必要があると考えます。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)

■ 販売代理店を通じたNTTグループの一体営業 販売代理店でのNTT東西・NTTコミュニケーショ ンズ・NTTドコモの各サービスの一体的な販売活動 について、これまでの競争セーフガード制度の検証 において、各事業者から多くの問題提起がされてき ました。

たとえ、販売代理店を通じてであっても、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、そもそもNTT再編や指定電気通信設備制度の趣旨に鑑みれば許されないものと考えます。

また、「委託会社や販売代理店を介せば何でもできる」となると、県域等子会社を通じた活動と同様に、規制の抜け道になります。

そのため、まず、NTT東西・NTTドコモ・NTT等、NTTグループ各社において、自社の販売代理店が他のNTTグループ会社の販売代理店を兼ねることを禁止する等の措置を講じるべきであります。

また、総務省においては、当該措置の義務化や、電気通信事業法等でNTTグループ各社に課せられている規制が委託会社・販売代理店においても遵守されるよう、資本関係のない委託会社・販売代理店への管理監督義務の明確化等を、早期に実施すべきと考えます。

ているところですが、ドコモショップや家電量販店等を運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東・西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施しているものであり、何ら排他性があるものではないと考えます。

【理店等における監督の在り方については、改正法に基づくNTT東西による業務委託先子会社等の監督については、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制が厳格な行為規制である中で、当該規制を私企業に対して適用するこ

・ また、当社と販売代理店との契約においては、当 社の顧客情報等を当社に係る業務以外に利用する ことを禁止していることから、公正競争上問題なく、 新たな規制を追加する必要はないと考えます。

(NTTドコモ)

- 電量販店等の販売代理店がどの ISP を取り扱うか、どのような商品を取り扱うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、当社とNTTコミュニケーションズ、NTTドコモとの排他的な共同営業には当たりません。また、販売代理店の経営の自主性を損ねるような措置は不要であると考えます。(NTT 東日本)
- ■「NTTグループ各社において、自社の販売代理店が他のNTTグループ会社の販売代理店を兼ねることを禁止する等の措置を講じるべき」とありますが、販売代理店がどのような商品を取り扱うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、当社とNTTコミュニケーションズ、NTTドコモ等NTTグループ各社との排他的な共同営業には当たらないと考えます。
- ・「資本関係のない委託会社・販売代理店への管理監督義務の明確化等を、早期に実施すべき」とありますが、委託契約は委託元が委託先に監督義務を負うこととなり、委託先会社が業務を再委託する場合においても、子会社を通じて当社が監督の義務を負っているため、既に現在の委託契約において公正競争の遵守は徹底されていることから、ご

- 代理店等における監督の在り方については、改正法に基づく NTT 東西による業務委託先子会社等の監督については、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制が厳格な行為規制である中で、当該規制を私企業に対して適用することが求められることから、監督規制の対象を NTT 東西と同一視し得るような密接な関係を持つ業務委託先子会社等に限定している。他方、NTT 東西及び NTT ドコモが代理店を通じて、実質的に自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等を行う場合には、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していくこととする。
- フレッツ・テレビにおいては、オプティキャストが放送サービスを提供し、NTT 東西は利用者に対し「フレッツ光サービス」を、利用者及びオプティキャストに「フレッツ・テレビ伝送サービス」をそれぞれ提供している。ひかり TV においては、アイキャストが放送サービスを提供し、NTT 東西は利用者に対し「フレッツ光ネクスト」または「B フレッツ」を提供している。よって、両者において NTT 東西が行っているのは放送事業ではないことから、NTT 法の趣旨に反するものとは認められない。

他方、NTT 法により NTT 東西が放送事業を営むことは認められておらず、「NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」(以下「活用業務ガイドライン」という)においても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏まえると、利用者が「フレッツ・テレビ」サービス等を NTT 東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT 東西は

特に、昨今、NTTグループが資本参加する事業者 が提供する放送サービス(「フレッツ・テレビ」「ひかり TV」)を含めた、一体的な販売活動が加速しており、今後も拡大していく可能性が高いと考えます。

そもそも、放送事業への参入が許されないNTT東西自身が、放送サービス(「フレッツ・テレビ」「ひかりTV」)を取扱うこと自体が問題であるため、早急に取扱いを禁止すると同時に、当該規制の抜け道とならないよう、販売代理店におけるNTT東西のフレッツ光と放送サービスとのセット販売についても禁止する等の措置を講じるべきと考えます。

(ケイ・オプティコム)

■ 家電量販店等を通じた営業活動について

一部の家電量販店では、NTT 東・西のフレッツと NTT コミュニケーションズの OCN とをセットで契約した際に高額の割引を付与している事例が引き続き存在しますが、これは、量販店等を通じて、特定関係事業者とドミナント事業者同士とのサービスをセット販売する排他的な一体営業です。

このような営業活動は、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、量販店等を介して禁止行為規制を潜脱する行為といえます。

今回電気通信事業法改正に伴い、NTT東・西に対しては子会社に対する監督義務が規定されたところですが、家電量販店等の代理店は未だその対象ではないことから、代理店に委託された内容についても調査・検証することが必要であり、直ちに法改正を実施すべきと考えます。

それまでの最低限の措置として、総務省と公正取 引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野に おける競争の促進に関する指針」に禁止行為の具 体的事例として記載するべきと考えます。 指摘のような措置を講じる必要はないと考えます。 (NTT 東日本)

- 競争セーフガード制度の実効性を高めるためには、各事業者が具体的な事例に基づく意見を提起することが重要と考えます。
- また、3 年後に包括的検証を行う場合には、ブロ ードバンドの普及促進に向けて、FTTHに限らず、 30Mbps以上のCATV、DSL、無線ブロードバンド 等を含めた超高速ブロードバンドサービスそれぞれ の参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない 要因について、競争環境の整備という視点だけで なく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで 含め多角的に分析するとともに、他の先進諸国に おける利活用促進に向けた取組状況を参考に、医 療・教育・行政等の分野での公的アプリケーション をはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプ リケーションが開発・導入されたのか、また、通信事 業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーショ ン・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのよ うな役割を果たし利活用促進に貢献したのかといっ た点について、検証を行うべきであると考えます。
- ・「第三者による監視・検査等の仕組みを導入することを検討すべき」という意見については、改正電気通信事業法の第31条第7項において、接続の業務に関して知り得た情報を適切に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置について、NTT東西は毎年総務大臣に報告することとされていることから、客観性は十分担保されていると考えます。

したがって、接続業務の実施状況を監視する部門について第三者による監視体制を構築する必要はないと考えます。

(NTT 東日本)

て利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。

放送サービスの提供主体が他社であることについ

(KDDI)

	■ 過年度の競争セーフガード制度において、本件	
	と同趣旨の意見については、「不当性を有する差別	
	的な取扱いであるとの論拠は必ずしも十分ではな	
	い」との検証結果が示されているところであり、本年	
	度の意見についても、具体的な根拠に基づかない	
	推測であることから、あらためて検証する必要性は	
	乏しいと考えます。	
	・ そもそも、家電量販店などの販売代理店がどの商	
	品を取り扱うか、どのようなキャンペーンを行うかは	
	代理店自らの営業戦略として実施されるものであ	
	り、公正競争上の問題が認められないにもかかわら	
	ず、こうした代理店の戦略に結果的に制限をかける	
	ことにつながる追加的なルール等は、代理店各社	
	の経済活動の自由を侵害するものであり、問題であ	
	ると考えます。	
	(NTT 西日本)	
意見38「NTT IDログインサービス」、「NTT ネット	再意見38	考え方38
決済」等を通じた実質的なグループ内の排他的業		
務が行われていることから、NTT グループの総合		
的な市場支配力に基づくルール導入を直ちに実		
施すべき。		
■ NTT東・西/NTTドコモの市場支配力の上位レ	■「NTT IDログインサービス」、「NTTネット決済」	■ NTT コミュニケーションズが提供する「NTT ID
イヤーへの行使、当該市場支配力を起点としたグル	は、認証・決済基盤を広くオープンにコンテンツプロ	ログインサービス」及び「NTT ネット決済」について
ープドミナンスの行使(NTT IDログインサービス、N	バイダ等にご利用いただくものであり、特定の事業	は、他事業者からの要望がある場合には認証・決
TTネット決済等)	者について排他的な取り扱いを行うものではありま	済基盤を同様に提供するものとしており、グルー
禁止行為規制の対象であるNTTドコモが、NTTグ	せん。	プ内の排他的業務として公正競争上の問題が発
ループ内の自己の関係事業者のみ(NTTコミュニケ	(NTT コミュニケーションズ)	生しているという十分な論拠が得られているわけ
ーションズ、NTTレゾナント)と連携してシングルサイ		ではない。
ンオンや一括請求のようなサービスを提供すること	■ これまでも本制度の意見募集において申し述べて	しかし、当該サービスに係る特典の提供方法の
は、形式的には他社にもオープンになっているもの	いるところですが、当社が NTT ID ログインサービス	実態如何によっては、自己の関係事業者のサー
の、競合領域の多いライバル企業との組み合わせ	に提供している当社のIDを利用して認証を行う仕組	ビスを排他的に組み合わせた割引サービスの提
はビジネス上あり得ないため、禁止行為に定める自	みや、NTTネット決済に提供する料金回収代行サー	供等を禁止した電気通信事業法第 30 条第3項第
己の関係事業者と一体となった排他的業務であると	ビス等は、他事業者から要望があれば同様に提供	2号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」
いえます。	を行っているものであり、「自己の関係事業者と一	(2)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続

場合には、加入電話をレバレッジとしたグループドミ ナンスが行使され、公正競争がより一層阻害される (NTT ドコモ) おそれがあると考えます。

り、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての 市場支配力」を検証することが必要です。そのため には、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェ ア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブ ランドカ、広告宣伝力、資本関係といったNTTグル 一プの総合的な市場支配力に基づくルールの導入 を直ちに実施すべきと考えます。

それまでの最低限の措置として、総務省と公正取 引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野に おける競争の促進に関する指針」に禁止行為の具 体的事例として記載するべきと考えます。

(KDDI)

■ 2. グループドミナンス

(5) NTT ID ログインサービス・NTT ネット決済 NTT コミュニケーションズ殿及び NTT ドコモ殿等、 NTT グループのみが連携して提供する「NTT ID ログ インサービス |**7 及び「NTT ネット決済 |**8 について は、サービス名称を含め、NTT グループ以外の競・ 争事業者とのサービス提携を想定できるものではな く、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」 に該当する疑いが強いものと考えます。これらサー ビスはグループの一体化や複数の市場における市 場支配力を相互強化することを志向するものであ り、このような連携が進んだ結果、NTT グループの 総合的な市場支配力がさらに強化され、公正競争 の阻害が進行することが強く懸念されます。総務省・ 殿においては、排他的業務の該当性等、当該サー ビスの検証を十分に行い、公正な競争環境を確保 するために必要な措置を講じて頂くことを希望しま

さらに、NTT東・西のサービスが対象に加わった 体となった排他的業務」に該当する事実はありませ

- 本事案はグループドミナンスに起因する問題であ 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公社 民営化以降、NTTに対する累次の構造的措置(88) 年のデータ通信事業の分離、92年の移動体通信 事業の分離、99年のNTT再編成)に加えて、接続 規制・行為規制措置が累積的に適用されるなど、世 界でも最も徹底した公正競争環境が整備されてい ます。
 - この間、NTTは、電気通信市場における激しい競 争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持株|■ さらに、NTT ドコモが提供するマイエリアつい 会社方式によるグループ経営を通じて、業務のアウ トソーシングや代理店等の活用などに積極果敢に 取り組むことにより、経営の効率化による低廉なユ ーザ料金・接続料金の実現やお客様サービスの充 実など消費者利便の向上に邁進してきました。
 - こうした様々な経営改善施策については、我が国 のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの 力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を 含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協 業が不可欠となっています。
 - NTTとしては、今後とも、グループの主要通信会 社がお客様ニーズに対応して積極果敢な事業運営 を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の創 意工夫により生み出される付加価値を大いに活用 ■ 代理店における一体販売については、考え方3 し、消費者利便の向上に最大限貢献していく考えで す。また、このことが、我が国の電気通信市場にお ける競争のダイナミズムを一層活性化させるものと ■ NTT グループに係る規制の見直しについては、 確信しています。
 - このような観点から、NTT東西及びNTTドコモに 対する禁止行為規制の適用については、法律に定 められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂 きたいと考えます。仮に違反行為の要件が拡大解

き注視していくこととする。

- また、NTT 東日本が提供する光ポータブルにつ いては、発売時より、NTT ドコモの SIM ロック端末 に加え、SIM フリー端末も提供しており、NTTドコ モ以外の携帯電話サービスを選択可能であること から、「特定の電気通信事業者に対する不当に優 先的な取扱い」や「自己の関係事業者と一体とな った排他的な業務」等に該当するものと直ちに認 められるものではなく、公正競争上問題があると はいえない。
- て、NTT ドコモは通信確保及びその他のサービス への影響に鑑みマルチセッション対応のブロード バンドに回線を限定しており、当該限定には一定 の合理性が認められる。また、NTTドコモはマルチ セッション対応の回線については、「他事業者に対 しても要望があれば同等の条件で協議を行うとし ている。したがって、御指摘の事案については、共 同ガイドラインに照らし、「特定の電気通信事業者 に対する不当に優先的な取扱い」や「自己の関係 事業者と一体となった排他的な業務」等に該当す るものと直ちに認められるものではなく、公正競争 上問題があるとはいえない。
- 7に同じ。
- 考え方2に同じ。

す。

※7 NTT コミュニケーションズ殿 HP「NTT ID ログ インサービス」 http://www.nttid.jp/

※8 NTT コミュニケーションズ殿 HP「NTT ネット 決済」 http://www.nttpayment.jp/

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモ・バイル)

■ NTTグループのグループドミナンスの拡大 NTTグループにおいては、指定電気通信設備制度、NTT再編時等に係る公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつも、実質的にはグループ内に閉じた連携が進んでいる状況にあると認識しております。

《事例》

- ・NTT IDログインサービス(NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等のID連携)
- … オープンな技術を採用しているが、名称やアイコ・ンに「NTT」を使用する等、NTTグループ色を前面に出し、実質的にNTTグループ以外の会社が参加しにくい排他的な仕組み
- ・光ポータブル(NTT東西のモバイルWiFi ルータ)
- … NTT東日本によるレンタル開始時、NTTドコモのSIMロック端末とSIMフリー端末の2機種を投入
- ・マイエリアサービス(NTTドコモのフェムトセル基地 局)
- ・・・・サービス開始時、NTT東西のフレッツ回線のみに対応(他社回線にて容易に対応できる仕様でない)
- ・販売代理店での一体販売
- … 販売手数料等を原資に、NTTグループサービスのセット割引が可能

釈等により不明確となれば、規制の対象となるNTT 東西及びNTTドコモはもとより、当該企業との取引 を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多 数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下 し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得な くなります。結果として、消費者利便が大きく損なわ れることとなります。

- ・ 近年、情報通信の分野においては、技術革新やビジネスモデルの変化が構造的且つグローバルに生じています。例えば、固定通信だけでなく移動通信のブロードバンド化が進展し、ユーザは多種多様なブロードバンドアクセスの中から自由に選択しています。また、従来の電気通信事業者以外、すなわち端末やコンテンツアプリケーションを提供する国内外のハード・ソフトベンダーが自在に通信サービス(電話、メール等)を提供しています。さらにこうした通信をアプリケーションとして提供するプロバイダは、海外からも日本国内におけるサービス提供を行っています。
- ・ このように、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。
- 公正競争の確保についても、こうした市場実態を 的確に反映したものとすることが必要であり、電話 時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・I Pの設備競争を前提とした制度(事後規制)に転換 するべきであると考えます。それが直ちに実現でき ないとしても、他事業者が既に提供しているお客様 利便について、規制が非対称であるが故にNTTグ ループのお客様だけが享受できないという現状は早 急に改善すべきであり、市場実態や消費者利便等

このようなNTTグループ内に閉じた連携は、個々 を踏まえた規制の緩和をお願いしたいと考えていま の分野で保有する市場支配力を情報通信市場全体す。 に拡大していくことに繋がるため、グループドミナン (NTT・再掲) スの排除の観点から、次のような行為規制の厳正 化が必要であります。

イアンス協議を行うことの禁止

◇NTTグループ内に閉じた技術仕様を採用すること の禁止

ブランドの利用の禁止

ループ連携を抑止するため、電気通信事業法等でN (NTT ドコモ) TTグループ各社に課せられている規制が委託会 係のない委託会社・販売代理店への管理監督義務 の明確化等も、早期に実施すべきと考えます。

(ケイ・オプティコム)

す。

|■ これまでも本制度の意見募集において申し述べて ◇他事業者に先行してドミナント事業者同士のアラ」いるところですが、左記に挙げられた事例について は、他事業者から要望があれば同様に提供を行っ ているものであり、「自己の関係事業者と一体となっ た排他的業務」に該当する事実はないもの、あるい ◇NTTグループ連携サービスでの「NTT」「フレッツ」は、販売代理店が当社との代理店契約とは別に、 自らの経営判断で実施しているものであり、公正競 争上問題が生じている事実はないものと認識してお また、委託会社・販売代理店を通じた不透明なグレリ、新たな規制を追加する必要はないと考えます。

社・販売代理店においても遵守されるよう、資本関I■ 光ポータブルについては、提供開始時より、NTTド コモサービスに対応する「ドコモSIMロック」機種の 他に、NTTドコモ以外のモバイルキャリアに対応す る「SIMフリー」機種の 2 機種を提供しており、お客 様のモバイルキャリアの選択肢は確保されているこ とから、排他的な共同営業ではないと考えておりま

- また、他モバイルキャリアからSIMロック端末の提 供を要望された場合には対応していく考えです。
- 「他事業者に先行してドミナント事業者同士のアラ イアンス協議を行うことを禁止する」とありますが、 当社としては、NTTグループ以外の事業者を排他 的に扱うことは一切しておりません。そのような状況 の下で、NTTグループ内での協議を行うこと自体を 禁止することは、お客様のニーズに応じた迅速・柔 軟なサービス提供・連携ができないこととなり、お客 様利便を損なうことになりかねないことから、ご指摘 のような行為規制の厳正化は必要ないと考えます。
- 「NTTグループ内に閉じた技術仕様を採用するこ とを禁止する」とありますが、当社は基本的に可能

な限り国際標準に則ったインターフェース条件を採用しており、標準化されていない技術仕様についても、サービス開始時にインタフェース条件を自主的に公表していることから、ご指摘のような行為規制の厳正化は必要ないと考えます。 (NTT 東日本) 意見39 NTT ドコモが提供する「マイエリア」及び「ホームリ」は、利用可能回線がフレッツ光、フレッツ ADSL、等に限定されており、実質的に禁止行為規制に抵触し、公正競争を阻害する恐れが極めて高いことから直ちに提供を取り止めるべき。 ■ 2. グループドミナンス (6) マイエリア・ホーム U NTT ドコモ殿が提供する「マイエリア」サービス** 及び「ホームリ」サービス**(1) サービス**(1) では、同サービスを利用可能な回線が、NTT 東西殿の提供するフレッツ光、フレッツ ADSL 等に限定されており、他の競争事業者の回線では当該サービスを利用出来ない状況です。本件については、NTT ドコモ殿及び NTT 東西殿において禁止行為とされている「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に実質的に該当するものと考えます。NTT ドコモ殿と NTT 東西殿とのFMC 連携については、移動通信分野・固定通信分・また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公本のではなく、公正競争上問題があればいる。また、NTT ドコモ殿と NTT 東西殿とのFMC 連携については、移動通信分野・固定通信分・また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公本のではなく、公正競争上問題があればいる。また、NTT ドコモ殿と NTT 東西殿とのFMC 連携については、移動通信分野・固定通信分・また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公本のではなく、公正競争上問題があればいる。また、NTT ドコモ殿と NTT 東西殿とのFMC 連携については、移動通信分野・固定通信分・また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公本のではなく、公正競争上問題があればいる。また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公本のではなく、公正競争上問題があればいる。また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公本のではなく、公正競争上問題があればいる。また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公本の下はなく、公正競争上問題があればいる。また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公本の下はなく、公正競争上問題があればいる。また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公本の下はなく、公正競争上問題があればいる。また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公本の下はなく、公正競争と問題があればいる。また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公本の下はなく、公正競争に該当するものと同様に対している。また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公本の下はなく、公正競争と同様に対している。また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公本の下はなく、公正競争のではなく、公正競争のではなく、公正競争に対している。また、NTT ドコモ殿とのではなく、公正教育を対している。また、NTT ドコモ殿とのではなく、公正教育を対している。また、NTT ドコモ殿とのではなく、公正教育を対している。また、NTT ドコモス・NTT ドコモス・NTT ドコモス・NTT ドコモス・NTT ドコモス・NTT ドコモス・NTT ドコモス・NTT ドコース・NTT アコース・NTT
「ホームU」は、利用可能回線がフレッツ光、フレッツ ADSL 等に限定されており、実質的に禁止行為規制に抵触し、公正競争を阻害する恐れが極めて高いことから直ちに提供を取り止めるべき。 ■ 2. グループドミナンス (6) マイエリア・ホーム U NTT ドコモ殿が提供する「マイエリア」サービス**の たび「ホームU」サービス**のについては、同サービスを利用可能な回線が、NTT 東西殿の提供するフレッツ光、フレッツ ADSL 等に限定されており、他の競争事業者の回線では当該サービスを利用出来ない状況です。本件については、NTT ドコモ殿及び NTT 東西殿において禁止行為とされている「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に実質的に該当するものと考えます。NTT ドコモ殿と NTT 東西殿とのFMC 連携については、移動通信分野・固定通信分・また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公 図められるものではなく、公正競争上問題なのように要しているよのではなく、公正競争上問題ないる。また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公 図められるものではなく、公正競争上問題ないる。 また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公 認められるものではなく、公正競争上問題ないる。 また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公 認められるものではなく、公正競争上問題ないる。 また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公 認められるものではなく、公正競争上問題ないる。 こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ
(6) マイエリア・ホーム U NTT ドコモ殿が提供する「マイエリア」サービス** 及び「ホーム U」サービス** ¹⁰ については、同サービス を利用可能な回線が、NTT 東西殿の提供するフレッツ光、フレッツ ADSL 等に限定されており、他の競争事業者の回線では当該サービスを利用出来ない状況です。本件については、NTT ドコモ殿及び NTT 東西殿において禁止行為とされている「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に実質的に該当するものと考えます。NTT ドコモ殿と NTT 東西殿とのFMC 連携については、移動通信分野・固定通信分・また、当社はFMCサービスの提供にあたり、公園信確保及びその他のサービスへの影響にマルチセッション対応のブロードバンドに回線を必要としているため、現状、NTT東・西については、WTT ドコモはマルチセッション対応のフレッツサービスが利用可能となっているものではいる。また、NTT ドコモはマルチセッション対応のブロードが、当該限定には一定の合理性が言なしている。また、NTT ドコモはマルチセッション対応のブロードが、当該限定には一定の合理性が言なしている。また、NTT ドコモはマルチセッションがのは同等の条件で協議を行う」としている。していく考えです。 ・ つまり、意図的にNTTグループに閉じたサービスの提指摘の事案については、共同ガイドの展開を行っているものではなく、他事業者から申込みがあれば、同等の条件で協議を行う所存では優先的な取扱い」や「自己の関係事業者となった排他的な業務」等に該当するものと同様にあたり、公園のられるものではなく、公正競争上問題があれば可能となった非他的な業務」等に該当するものと同様にあたり、公園のられるものではなく、公正競争上問題があれば下のではなく、公正競争上問題があれば下のではなく、公正競争上問題があれば下のではなく、公正競争上問題があれば下のではなく、公正競争上問題があれば下のではなく、公正競争上問題があれば下のではなど、公正競争上問題があれば下のではなど、公正競争上問題があれば下のではなど、公正競争上問題があれば下のではなど、公正競争上問題があれば下のではなど、公正競争上問題があれば下のではなど、公正競争上問題があれば下のではなど、公正競争上問題があれば下のではなど、公正競争上問題があれば下のではなどでは、これが、当時に対するというではなどでは、対すなどのではなどのではなどのではなど、これが、当時に対するというには、対すなどのではなどのではなどのではなどでは、対すなどのではなどのではなどのではなどのではなどのではなどのではなどのではなどのでは
野双方の市場支配力の結合を意味するものであり、 電気通信市場の公正な競争の確保に支障を及ぼす 恐れが極めて高いことから、このようなサービスは 提供を直ちに取り止めるよう総務省殿は指導すべき と考えます。 ※9 NTTドコモ殿 HP「ホーム U」サービス http://www.nttdocomo.co.jp/service/convenience/ homeu/ ※10 NTTドコモ殿 HP「マイエリア」サービス 正競争に配意しながら、創意工夫によりサービスを 創出している段階であり、事前の規制ではなく、問 題があれば個別・具体的な案件ごとに事後的に対 処することが必要であると考えます。 (NTTドコモ) 提供については、自己の関係事業者のサービスの提供 当たる場合には、電気通信事業法第30条領第2号及び「移動体分離の際の公正有効競 件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがるとから、引き続き注視していくこととする。

http://www.nttdocomo.co.jp/service/convenience/

mvarea/	

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモ バイル)

意見40 NTT ファイナンスによる「おまとめキャッシ ュバック」は NTT グループ各社の実質的なセット 販売であり公正競争を阻害する。NTT グループの 総合的な市場支配力に基づくルールの導入を直 ちに実施すべき。

再意見40

考え方40

NTTファイナンスによるNTTグループカードにお ■ これまでも本制度の意見募集において申し述べて ■ けるグループ各社の優先的取扱い

NTT持株の傘下にあるNTTファイナンスが、NTT ドコモや公社時代に構築したボトルネック設備を保 有するNTT東·西と、NTTグループ各社との実質的 なセット割引を実施することは、実効上排他性があ るため公正競争上問題であると考えます。形式的に は他社にもオープンになっているものの、競合領域■ の多いライバル企業との組み合わせはビジネス上 あり得ないため、結果的に排他的になっているとい えます。

さらに、平成22年6月1日付け日本経済新聞朝 刊では、NTTドコモの携帯電話、NTT東・西の固定 電話およびフレッツ光とひかり電話、NTTコミュニケ ーションズが提供する長距離・国際電話とOCNの計・ 6サービスの料金徴収業務を、平成23年度中にNT Tファイナンスに集約すると報じられています。

これが事実であるならば、自己の関係事業者と一 体となった排他的業務に該当するものであり、電気 通信事業法第30条に抵触する行為そのものといえ ます。

本事案はグループドミナンスに起因する問題であし り、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての 市場支配力」を検証することが必要です。そのため には、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェ ア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブ

いるところですが、当社からNTTファイナンス社へ 割引原資等の提供は行っておらず、あくまでNTTフ ァイナンス社の経営判断によりポイント還元等の提 供を行っているものと認識しております。

(NTTドコモ)

- 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公 社民営化以降、NTTに対する累次の構造的措置 (88年のデータ通信事業の分離、92年の移動体 通信事業の分離、99年のNTT再編成)に加えて、 接続規制・行為規制措置が累積的に適用されるな ど、世界でも最も徹底した公正競争環境が整備さ れています。
- この間、NTTは、電気通信市場における激しい競 争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持株 会社方式によるグループ経営を通じて、業務のア ウトソーシングや代理店等の活用などに積極果敢 に取り組むことにより、経営の効率化による低廉な ユーザ料金・接続料金の実現やお客様サービスの 充実など消費者利便の向上に邁進してきました。
- こうした様々な経営改善施策については、我が国 NTT グループに係る現行規制の見直しの必要性 のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの 力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を 含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協 業が不可欠となっています。

御指摘の事案について、NTTドコモは自社から NTTファイナンス社へ割引原資等の提供は行って おらず、あくまでNTTファイナンス社の経営判断に よりポイント還元等の特典の提供を行っているもの と認識しているとしている。

当該特典は、自己の関係事業者のサービスを排 他的に組み合わせた割引サービスの提供が禁止さ れている NTT 東西又は NTT ドコモにおいて実施さ れているものではなく、また、NTT グループ以外の 事業者の電気通信サービスも組み合わせて提供さ れており、このような取扱いは現行の法制度上直ち に禁止されるものとはいえない。

しかし、特典の提供方法や料金請求一本化の方 法如何によっては、「自己の関係事業者のサービ スを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」 等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号 や同法第 31 条第2項第2号、「移動体分離の際の 公正有効競争条件 I(2)及び「NTTの承継に関する 基本方針」(七)(八)(九)を事実上潜脱するおそれ があるため、引き続き注視していくこととする。

については、考え方2に同じ。

ランドカ、広告宣伝力、資本関係といったNTTグル・ 一プの総合的な市場支配力に基づくルールの導入 を直ちに実施すべきと考えます。

それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載するべきと考えます。

(KDDI)

■ 2. グループドミナンス

(4) NTT ファイナンス殿を介した優先的取扱い NTTファイナンス株式会社(以下、「NTTファイナンス」という。) 殿が提供する「おまとめキャッシュバック」サービス^{※6}については、NTT グループ外の ISP2 社が追加になったものの、市場支配力を有する NTT グループ主要事業者全ての実質的なセット割引が可能である状況に何ら変わりはなく、競争事業者にとって看過できない状況です。総務省殿においては、当該サービスについて、NTT グループ外の会社が含まれていることをもって排他的ではない(問題ない)と判断するのではなく、取引総量におけるNTT グループが占める割合等を問題有無の基準に追加することや実効性の観点から排他性を判断する等、本制度における検証の精度を高め、必要な是正措置を講じるべきと考えます。

※6 NTT ファイナンス殿 HP 「おまとめキャッシュバック」サービス

 $\frac{\text{http://www.isdn-info.co.jp/ntt_card/omatome_cashb}}{\text{ack.html}}$

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモ バイル)

- NTTとしては、今後とも、グループの主要通信会社がお客様ニーズに対応して積極果敢な事業運営を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の創意工夫により生み出される付加価値を大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく考えです。また、このことが、我が国の電気通信市場における競争のダイナミズムを一層活性化させるものと確信しています。
- ・ このような観点から、NTT東西及びNTTドコモに対する禁止行為規制の適用については、法律に定められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂きたいと考えます。仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確となれば、規制の対象となるNTT東西及びNTTドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。
- 近年、情報通信の分野においては、技術革新や ビジネスモデルの変化が構造的且つグローバルに 生じています。例えば、固定通信だけでなく移動通 信のブロードバンド化が進展し、ユーザは多種多様 なブロードバンドアクセスの中から自由に選択して います。また、従来の電気通信事業者以外、すな わち端末やコンテンツアプリケーションを提供する 国内外のハード・ソフトベンダーが自在に通信サー ビス(電話、メール等)を提供しています。さらにこう した通信をアプリケーションとして提供するプロバイ ダは、海外からも日本国内におけるサービス提供 を行っています。
- ・ このように、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが

提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユー
ザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自
由自在に使いこなしています。

公正競争の確保についても、こうした市場実態を 的確に反映したものとすることが必要であり、電話 時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・I Pの設備競争を前提とした制度(事後規制)に転換 するべきであると考えます。それが直ちに実現でき ないとしても、他事業者が既に提供しているお客様 利便について、規制が非対称であるが故にNTTグ ループのお客様だけが享受できないという現状は 早急に改善すべきであり、市場実態や消費者利便 等を踏まえた規制の緩和をお願いしたいと考えてい ます。

(NTT·再掲)

3-2)特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の選	間用に関する検証	
意見	再 意 見	考え方
意見41 公正競争環境を確保するため、NTTドコ	再意見41	考え方41
モ、NTT データ等の電気通信事業者や県域等子		
会社及び NTT ファイナンス等の非電気通信事業		
者を NTT 東西の特定関係事業者に追加すべき。		
■ 1. 特定関係事業者制度の形骸化	■ 各社殿の指摘する通り、NTTドコモ殿、及び県域	■ 電気通信事業法第 31 条第1項及び第2項は、
(1) NTTドコモ殿等の追加	等子会社はグループドミナンスの抑止の観点から、	同法第 30 条第3項に係る禁止行為に該当しない
近年、NTTファイナンス殿による一括請求やNTTド	特定関係事業者制度の対象に追加すべきと考えま	一定の反競争的行為について、一種指定事業者
コモ殿と NTT 東西殿との FMC 連携等、NTT グルー	す。	が特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者
プ企業や代理店を介した事業連携が加速度的に進	NTTコミュニケーションズ殿が特定関係事業者に	に不利な取扱いをした場合に電気通信事業者間
展しており、既にNTT東西殿に対する禁止行為規制	指定された経緯については、「NTT東西殿との間で	の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼ
のみでは対処しえない事象が生じていると認識して	さまざまな業務の委託関係があること」、「非常に一	す弊害が大きいことに鑑み、一種指定事業者に対
います。	体的、あるいは排他的な共同営業というものが行わ	し、特定関係事業者との間においてさらに厳格な
このような行為を放置することは、NTT再編時の趣	れやすい土壌があること」となっている点を鑑みれ	ファイアーウォールを設ける趣旨で規制を課すも
旨を形骸化させるものであることから、総務省殿に	ば、FMC連携や代理店を介した一体営業の事例が	のである。また、特定関係事業者として、ボトルネ
おいては、事業連携等を図るグループ会社等が増	各社より指摘されるNTTドコモ殿及び県域等子会社	ック設備を保有する NTT 東西との間で特に厳格な
大していること及びその影響を踏まえ、NTT ドコモ	については、特定関係事業者制度の規制趣旨か	ファイアーウォールを設ける必要性に鑑み、業務

殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTT デ ら、指定対象に追加することを検討すべきと考えま ータ」という。) 殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー す。 殿等の電気通信事業者はもちろんのこと、県域子会 (イー・アクセス) 社や NTT ファイナンス殿等といった非電気通信事業 者も特定関係事業者に指定する等グループドミナン ■ KDDI 殿及びイー・アクセス殿が意見されていると スを抑止する措置を講じるべきと考えます。

「(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモ」 濫用による公正競争の阻害が懸念されるところで バイル)

の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分 事業者として追加すべきと考えます。 でないと考えられるものについて、特定関係事業者 (ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモ 件の見直しについては、考え方2に同じ。 の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォール バイル) を設けるものであり、こうした趣旨の下、現在NTTコ いると理解しています。

しかしながら、持株会社体制でグループー体経営 をしていることを踏まえると、NTTコミュニケーション ズのみならず、NTTドコモやNTTファイナンスといっ た兄弟会社も特定関係事業者として規定すべきと考 えます。

加えて、前述のとおり、NTTグループにおける総 合的な市場支配力に着目したルール導入をただち に実施すべきと考えます。

(KDDI)

|■ グループドミナンスに係る公正競争要件の見直し

「共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のため の競争ルールの整備」への該当事例として、「ドコモ ショップにおけるフレッツ販売」や「NTT東西殿の県 域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販⋅ 売」、「NTTファイナンス殿によるグループ各社の料 金一括請求」等のグループ間連携が各社より毎年 本制度の意見書にて報告されているところであり、こ

り、NTT グループ企業間の連携等、市場支配力の す。総務省殿においては、NTT ドコモ殿や NTT ファ イナンス殿の影響力の拡大といった環境変化を踏 |■ 特定関係事業者制度の趣旨は、禁止行為規制 まえ、公正競争を担保するために、両社を特定関係

ミュニケーションズが第一種指定電気通信事業者で ■ これまでも本制度の意見募集において申し述べて あるNTT東·西の特定関係事業者として指定されて」 いるところですが、各事業者から指摘される事例に ついては、他事業者から要望があれば同様に提供 を行っているものであり、「自己の関係事業者と一 体となった排他的業務」に該当する事実はないも の、あるいは、販売代理店が当社との代理店契約と は別に、自らの経営判断で実施しているものであ り、公正競争上問題が生じている事実はないものと 認識しており、新たな規制を追加する必要はないと 考えます。

(NTTドコモ)

- 本件についてはドコモショップを運営する代理店 が、NTTドコモとの代理店契約とは別に、当社との 販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っている に過ぎず、当社とNTTドコモとの間に共同の営業行 為はありません。
- また、ドコモショップ等の販売代理店がどの商品を 取り扱うか、どのようなサービスを組合せた販売を 行うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくもの であり、当社とドコモによる排他的な営業行為に当

実態等を踏まえ、NTT コミュニケーションズが指定 されているところである。

同項の適用対象については、まずは競争セーフ ガード制度等の運用を通じ、電気通信事業法第 30 条第3項に係る禁止行為規制の適用による対 処のみで十分なものであるか否かを検証すること が適当であるが、現在において現行の適用対象を 変更すべき必要性が生じているとは認められず、 対象を拡大することは適当ではない。

■ NTT グループの市場支配力に係る公正競争要

れら事例により、NTTグループの巨大な市場支配力 たらないと考えます。 の濫用を招き公正競争の阻害に繋がることが懸念・ されております。

特に、昨今IP化の進展やLTE等の登場による高 速化等によりモバイルと固定が相互補完的なサービ (NTT 東日本) スとして提供可能にある状況にあることを鑑みれ NTTドコモ殿の連携による市場支配力の行使につ いては、公正競争環境を阻害するため引き続き認め るべきではないと考えます。

従って、これら課題を解決するためには、グルー プドミナンスに係る累次の公正競争要件を現状のN TTグループの業務実態や市場環境の変化を反映 するように再構築する必要があり、具体的には、NT Tドコモ殿を特定関係事業者制度の対象に追加する 必要があるものと考えます。

(イー・アクセス)

したがって、NTTグループ商品の取扱いを禁止す る等の販売代理店の自主性を損ねるような措置は 不要であると考えます。

- ば、共に指定電気通信設備を有するNTT東西殿と■ 「NTTグループ連携サービスでの「NTT」「フレッ ツ」ブランドの利用」とありますが、「再編成に関する 基本方針(平成9年12月4日公表)」においても、 一般的な商取引の問題であるとされ、使用について 禁止されていないことから、特段の制約は必要ない ものと考えており、ご指摘にあるような行為規制によ る厳正化は不要であると考えます。
 - むしろ、NTTグループ以外の他社は、固定・移動 事業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間 の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフ ルに活かした経営を行っていますが、当社にのみI P・ブロードバンド時代においても電話時代の規制を 課され、お客様のニーズに応じた柔軟なサービス提 供・連携ができないとすると、お客様の選択肢が狭 まることとなり、お客様利便を損なうことになりかね ません。
 - したがって、利用者利便を向上するとともに、ICT 利活用を促進する観点から、当社も含めた事業者 が自由に事業展開を行うことができる環境の整備が 必要であり、固定電話が主流の時代に導入された 当社に対する非対称規制については、市場の変化 に応じた適切な見直しをお願いしたいと考えます。

(NTT 東日本)

■ 当社は、「日本電信電話株式会社の移動体通信 業務の分離の際における公正有効競争条件」や 「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権 利及び義務の継承に関する基本方針」で示された ルールを遵守しており、また、接続や取引条件等に 関して、NTTドコモ殿等のNTTグループ各社に比して、他の電気通信事業者に不利な取扱いを行っておらず、公正競争上問題ないものと考えます。

- ・ また、県域等子会社の当社からの委託業務を実施する組織に対しては、公正競争面における顧客情報の適切な取扱いや顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等の措置を講じてきたところであり、また、業務改善計画(平成22年2月26日)の策定・実行を通じ、他事業者情報の適正利用に向けた措置を講じております。
- ・ 一方で、NTTグループ以外の他社は、固定・移動 事業を一体として提供し、料金面でも自社グループ 内のみ固定・移動間の無料通話を提供するなど、一 体経営のメリットをフルに活かしたサービス展開を 行っているなかで、NTT西日本・東日本のみが指定 電気通信設備制度に基づく非対称規制により、お客 様のご要望に応じたサービスを迅速かつ柔軟に提 供できないとすると、結果として、NTT西日本・東日 本のお客様だけが不利益を被るとともに、IPブロー ドバンドの利活用促進を妨げる要因になりかねませ ん。
- ・ 以上のとおり、当社は、事業法等の法令及び共同 ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守した事業活 動に向けた措置を既に講じていることから、特定関 係事業者の拡大は必要ないと考えます。

(NTT 西日本)

- 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公社 民営化以降、NTTに対する累次の構造的措置(88年のデータ通信事業の分離、92年の移動体通信 事業の分離、99年のNTT再編成)に加えて、接続 規制・行為規制措置が累積的に適用されるなど、 世界でも最も徹底した公正競争環境が整備されています。
- ・ この間、NTTは、電気通信市場における激しい競

争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持株会社方式によるグループ経営を通じて、業務のアウトソーシングや代理店等の活用などに積極果敢に取り組むことにより、経営の効率化による低廉なユーザ料金・接続料金の実現やお客様サービスの充実など消費者利便の向上に邁進してきました。

- ・ こうした様々な経営改善施策については、我が国 のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの 力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を 含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協 業が不可欠となっています。
- ・ NTTとしては、今後とも、グループの主要通信会社がお客様ニーズに対応して積極果敢な事業運営を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の創意工夫により生み出される付加価値を大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく考えです。また、このことが、我が国の電気通信市場における競争のダイナミズムを一層活性化させるものと確信しています。
- ・ このような観点から、NTT東西及びNTTドコモに対する禁止行為規制の適用については、法律に定められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂きたいと考えます。仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確となれば、規制の対象となるNTT東西及びNTTドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。
- ・ 近年、情報通信の分野においては、技術革新や ビジネスモデルの変化が構造的且つグローバルに 生じています。例えば、固定通信だけでなく移動通 信のブロードバンド化が進展し、ユーザは多種多様 なブロードバンドアクセスの中から自由に選択して

います。また、従来の電気通信事業者以外、すなわ ち端末やコンテンツアプリケーションを提供する国 内外のハード・ソフトベンダーが自在に通信サービ ス(電話、メール等)を提供しています。さらにこうし た通信をアプリケーションとして提供するプロバイダ は、海外からも日本国内におけるサービス提供を 行っています。 このように、固定と移動の融合、プレイヤーの多 様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争 環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が 国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが 提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユー ザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自 由自在に使いこなしています。 公正競争の確保についても、こうした市場実態を 的確に反映したものとすることが必要であり、電話 時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・ IPの設備競争を前提とした制度(事後規制)に転換 するべきであると考えます。それが直ちに実現でき ないとしても、他事業者が既に提供しているお客様

> ます。 (NTT・再掲)

2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

(1)検証の対象

(-) 1012		
意見	再意見	考 え 方
意見42 NTT 東西とNTT コミュニケーションズの法	再意見42	考え方42
人営業の集約に関連して、NTT 東西及び NTT コ		
ミュニケーションズが共同営業行為を行ってお		
り、NTT 再編成時の公正競争要件に抵触してい		

利便について、規制が非対称であるが故にNTTグループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきであり、市場実態や消費者利便等を踏まえた規制の緩和をお願いしたいと考えてい

るおそれがあることから、所要の措置を講じる必 要がある。

■ 3. 地域会社と長距離会社の営業業務集約 毎年度弊社共が指摘している通り、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿は 2006 年に法人サービ ス提供体制見直し※12後も、共同営業行為(顧客の 紹介・共同提案等)を継続的に行っている状況にあ り、NTT 再編時の公正競争要件(八)「長距離会社 は、独立した営業部門を設置すること」に反するも(NTT コミュニケーションズ) のと考えます。また、NTT 東西殿が競争事業者と共 同営業を行うことは実質的に考えられないことを考 ■ 電気通信役務の提供に関する取引条件、当社が 慮すれば、本件は NTT グループの排他的営業と同 一の効果を及ぼすものと考えます。従って、総務省 殿においては、本件の公正競争への影響等を十分 に認識して頂き、直ちにこうした共同営業を止める よう NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿に 指導して頂くことを強く希望します。

※12 上位レイヤサービスと法人サービスの提供体 制の見直し(2006年7月21日)

http://www.ntt.co.jp/news/news06/0607/060721a. html

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモ|■ 当社はNTTコミュニケーションズどのとは独立し バイル)

■ 法人営業については、お客様の利便性向上の観 ■ 御指摘の事案については、NTT コミュニケーショ ューションのノウハウを活かしてお客様に対応する よう実施したものです。弊社はNTT東日本・西日本 とは独立して営業活動を実施しており、再編成の主 旨に反するものではありません。

- NTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場 合の条件、当社がNTTコミュニケーションズに提供 する顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業 者との間のものと同一としており、公正競争上の問 題はありません。
- なお、当社としては、お客様の多様なご要望に基 づき実施する他社との共同提案については、利用 者利便を確保する観点から制限されるべきでないと 考えます。

(NTT 東日本)

- た営業活動を実施しており、お客様から要望があっ た場合、当社の営業担当者とNTTコミュニケーショ ンズ殿の営業担当者が同行することがありますが、 その場合においても、当社がNTTコミュニケーショ ンズの販売業務を受託する場合の条件、当社がN TTコミュニケーションズに提供する情報は他の電気 通信事業者との間のものと同一としており、公正競 争上の問題はありません。
- ・ なお、当社としては、お客様の多様なご要望に基 づき実施する他社との共同提案については、利用 者利便を確保する観点から制限されるべきでないと

点から、弊社が有する大規模/グローバルICTソリ ンズは NTT 東西と独立して営業活動を実施してい るとしており、また NTT 東西は、NTT コミュニケーシ ョンズの販売業務を受託する場合の条件や、同社 に提供する顧客情報その他の情報は他の電気通 信事業者との間のものと同一であるとしており、公 正競争上の問題が発生しているという十分な論拠 が得られているわけではない。

> しかし、仮に当該措置の運用が徹底されない場 合には、電気通信事業法第30条第3項第2号及び 「NTT の承継に関する基本方針」(八)(九)に抵触 するおそれがあることから、NTT東西とNTTコミュニ ケーションズとの間の販売業務の受託における当 該措置の運用について引き続き注視していくことと する。

考えます。

(NTT 西日本)

■ ソフトバンクグループが指摘した事案は、「日本 電信電話㈱会社の引継ぎ並びに権利及び義務の 承継に関する基本方針 |の「(九)地域会社と長距| 離会社との間で提供される顧客情報その他の情報 は、他の電気通信事業者との間のものと同一とす ること」に抵触する行為です。

上記の指摘事案をはじめ、NTT東・西からNTTコ ミュニケーションズに法人営業業務を集約する際、 NTT東·西の顧客情報も流出され営業活動が行わ れた事実はないか等も併せて、総務省による踏み 込んだ検証を直ちに行うべきと考えます。

(KDDI)

意見43 活用業務制度はNTT 法やNTT 再編成の 本来の目的と齟齬をきたすため直ちに廃止すべ き。改正NTT法に基づく届出制において、活用対 象として行いうる業務の明確化、省令・ガイドライ ンにて十分な事前届出期間や競争事業者の意 見を反映する場の設置等の公正競争環境確保 のための措置を講じるべき。

再意見43

考え方43

■ 3. 業務範囲規制の形骸化

これまで NTT 東西殿から申請された活用業務は 26 件ありますが、その全てが認可されており、NTT 東西殿がその業務範囲を着実に拡大している状況 にあります。また、年内に施行予定の改正 NTT 法 において活用業務は届出制へ変更され、手続きの 簡素化やサービス開始までの日数短縮により、業 務範囲拡大がさらに容易になることが明らかとなっ ています。2011年6月の弊社共を含む競争事業者 22 社連名で提出した「公正競争確保に係る NTT 東・西殿の活用業務に関する要望書 | ※14 でも述べ たように、活用業務制度については NTT 法や NTT

- 当社は、活用業務を営むに当たっては、引き続き NTT 東西の業務範囲については、NTT 法第2条 「東西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライ ン」等を遵守し、公正競争の確保に努めていく所存 です。
- 他方、NTTグループ以外の他社は、固定・移動事 業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間の 無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフ ルに活かした経営を行っていますが、当社にのみ」 P・ブロードバンド時代においても電話時代の規制 を課され、お客様のニーズに応じた柔軟なサービス 提供・連携ができないとすると、お客様の選択肢が 狭まることとなり、お客様利便を損なうことになりか

第5項の規定に基づき、同社が本来業務を営むた めの設備、技術又は職員を活用して行う電気通信 業務等についても、活用業務として、本来業務の円 滑な遂行及び公正競争の確保に支障を及ぼさない との条件の下に行うことができる。

活用業務は総務大臣による認可が必要とされて いたが、活用業務自体並びに本来業務の円滑な遂 行及び公正競争の確保に支障を及ぼさないための 具体的条件が相当程度類型化し業務の適正性を 確保する条件について事前に相当程度判断できる ようになり、また改正法による公正競争促進のため 再編時の趣旨に立ち戻り、直ちに廃止されるべきと 考えます。仮に、活用業務制度の廃止が困難であ る場合には、活用業務のさらなる肥大化を招かぬ よう以下の追加措置を最低限講ずるべきと考えま す。

- 移動体事業や ISP 事業等について、活用業 務に該当しないことの明確化
- 活用業務届出内容に利害関係者が意見を述 べられる場の確保
- その他あらゆる公正競争環境整備の推進
 - 関の設置
 - NTT 東西殿と接続事業者との完全なる 同等性の確保
 - グループドミナンス排除の実効性担保

※14 公正競争確保に係る NTT 東·西殿の活用業 務に関する要望書(2011年6月8日)

http://www.softbanktelecom.co.jp/ja/news/press/ 2011/20110608 01/index.html

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンク モバイル)

■ 「活用業務制度」の是非

活用業務によるNTT東西のなし崩し的な業務範 囲の拡大が、公正競争環境を阻害し、NTTグルー プの情報通信市場におけるシェアの高まりの原因 となっております。

このようななし崩し的な業務範囲の拡大は、公正(NTT 西日本) 競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣 旨に反することが明らかであることから、何よりもま■ ず、活用業務制度の廃止を含め、NTTグループ全 体の在り方を検討すべきと考えます。

加えて、これまで認可された活用業務について

ねません。

したがって、利用者利便を向上するとともに、ICT 利活用を促進する観点から、当社も含めた事業者 が自由に事業展開を行うことができる環境の整備 が必要であり、固定電話が主流の時代に導入され た当社に対する非対称規制については、市場の変 化に応じた適切な見直しをお願いしたいと考えま す。

(NTT 東日本)

- 活用業務の内容についての監視検証機|■ 活用業務制度については、IP化の進展と多様な| お客様ニーズに対応し、より低廉で多彩なサービス を提供できるようにするとの趣旨から、当時県内通 信に限定されていたNTT東西の業務範囲の拡大が 2001年に法制化されたものと認識しています。
 - また、今回、6月1日に公布された改正NTT法に ついては、ICT利活用の促進とブローバンドの普及 を図るとともに、市場の環境変化や消費者ニーズに える。 迅速に対応できるよう、活用業務を現行の認可制
 - 当社としては、今回の改正に伴い、よりスピーディ 一旦つ弾力的に新しいサービスを提供できるように なるものと考えており、今後もお客様の高度で多様 なニーズに対応した多彩なブロードバンドサービス を提供していく考えです。
 - なお、活用業務制度の利用にあたっては、引き続 き「東西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライ ン」等を遵守し、公正競争の確保に努めてまいる所 存です。

KDDI 殿の意見に賛同します。年内に施行予定の 改正 NTT 法に定める認可制から届出制への規制 緩和により、これまで以上に活用業務によるなし崩 し的な業務範囲拡大が懸念されるところであり、最

の措置により NTT 東西による市場支配力の濫用の 蓋然性が低下し個別の認可手続により業務の適正 性を精査する必要性が低下することとなった。その ため、活用業務として営むことのできる範囲を維持 することにより公正競争を確保しつつ、活用業務の 開始に要する期間を短縮することにより NTT 東西 が消費者ニーズに則してサービスを迅速に提供で きるようにし、事業者間競争を一層促進することを 目的として当該認可制を届出制とする NTT 法の改 正が行われ、事前届出期間や届出内容等について 規定した改正同法施行規則とともに、平成 23 年 11 月より施行された。さらに、同年 11 月に策定した活 用業務ガイドラインにおいて、届け出られた業務が NTT 法第2条第5項に規定する範囲内に含まれる か否かについての具体的な確認の基準や手順を規 定したところであり、活用業務として行いうる業務に ついては、すでに必要な明確化が図られていると考

から事前届出制に緩和したものと認識しています。 ■ 届出内容の公表、競争事業者等の意見を反映 する場の設置については、総務省は届出を受けた 際は、可能な限り速やかに、公表可能な事項とそう でない事項を峻別した上で、届出書に記載された 事項を公表することとしている。

> なお、届出に係る活用業務が NTT 法第2条第5 項に規定する範囲内で営まれることとなるか否か についての指摘や具体的事例の提示を競争事業 者等から受け付けることとしている。

■ なお、活用業務制度を含む NTT グループの在り 方については、考え方2に同じ。

も、以下の観点から「電気通信事業の公正競争確」 保に支障を及ぼすおそれ」等が存在する状況にあ ることが明らかであるため、認可の取消しを含め、 その是非を検討すべきであります。

◇活用業務を前提として構築されているNGNにお いて、既に過大な投資と、設備や職員等の経営資 源の過度な投入がなされている

◇NTT東西の主力サービスの殆どが活用業務を利 用したものとなっており、当該サービスが本来業務 の地域電気通信業務と比較し、無視できない規模 に拡大している

に、それを先例として活用業務を積み重ねている状/バイル) 況を鑑みると、今後も過去認可された活用業務をベ 一スに次々と業務範囲が拡大され、情報通信市場 の公正競争環境を更に阻害していくことが明らかで ある

◇一昨年発生したNTT西日本による接続情報の不 正提供事案を踏まえると、過去認可申請のなかで NTT東西が講じるとしていた「営業面でのファイア ーウォール」に係る措置が不十分であったことが明 らかであり、またNTT東西に対する機能分離や子 会社等への管理監督義務に係る措置が実行されて いない現段階では、「営業面でのファイアーウォー ル」の不備が解消されていない

◇実施状況等の報告・公表に関して、いまだ非公 表の事項が多いため、「東·西NTTの業務範囲拡 大に係る公正競争ガイドライン」の規定を、十分満 たしていない

なお、先般成立した改正NTT法にて、活用業務に 係る手続きが、現行の「認可制」から「事前届出制」 へと見直されたことにより、なし崩し的な業務範囲 拡大が、更に進み、NTT東西の独占回帰に繋がる と強く懸念しております。

低限の取り組みとして本制度の運用に関する弊社 共意見書※2 で述べた追加措置を講ずるべきと考え ます。その上で、光の道の議論を踏まえた3年後の 包括的検証において、公正競争上の問題が認めら れた場合には、活用業務制度のみならず、NTT 組 織の在り方についても見直しを行うことが必要と考 えます。

※2 競争セーフガード制度の運用に関する意見募 集(2011年度)の結果及び再意見の募集

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kib An03 01000059.html

◇過去の認可事例において、1つの認可を皮切り(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモ

そのため、本来は廃止すべき活用業務制度によって、これ以上の業務範囲拡大が進まぬよう、「事前届出制」においても、省令・ガイドラインにて、次のような公正競争確保のための措置を講じるともに、厳正に運用頂くことを強く要望します。

- ◇活用業務として届出可能な業務・条件を事前に 明示
- ◇届出前に内容を公表することを含め、競争事業 者の認知から活用業務開始予定までの期間を十分 確保
- ◇届出内容に、競争事業者の意見を反映できるよう、公の場の設置

(ケイ・オプティコム)

■ 活用業務制度の認可制から届出制への変更について

活用業務制度は、NTT東・西の本来業務を地域通信市場に限定したNTT再編の趣旨を蔑ろにするものであり、本来であれば、ドミナント事業者であるNTTグループによる「グループドミナンスの行使」、「ボトルネック設備の保有」に係る諸問題を解決することが先決であるにもかかわらず、そのような問題を解決しないままNTT東・西の業務範囲拡大が認められてしまったというところに根本的問題があり、直ちに廃止すべきと考えます。

「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」においては、活用業務の認可要件である、電気通信事業の公正な競争を確保するためにNTT東・西が講ずべき措置として7つのパラメータが規定されているところです。本規定自体は公正競争を担保する要件が網羅されているものの、競争事業者との同等性の確保やグループドミナンスの排除等の実効性が担保されていないことから、これまで認められてきたNGNをはじめとする活用業務によってNTT東・西の光ファイバシェアは74.4%

(2011年3月末時点「電気通信サービスの契約数		
及びシェアに関する四半期データの公表(平成22		
年度第4四半期(3月末)))と依然として高止まりし		
ている状況となっています。		
そのような状況であるにもかかわらず、本年6月8		
日に競争事業者22社が総務大臣宛に提出した連		
名要望書でも述べているとおり、認可制から届出制		
へと規制緩和されることによって、競争事業者はパ		
ブリックコメントを通して公式に意見を主張する場が		
なくなることに対し、NTT東・西は、公の場での議論		
を経ることなく短期間で活用業務を開始できるよう		
になることから、公正競争上問題があるサービスで		
あっても、まずは活用業務として届け出てサービス		
を開始することを繰り返し行うことで既成事実化し、		
なし崩し的に業務範囲を拡大する恐れがあります。		
そのため、省令・ガイドラインにおいて十分な事前		
届出期間や競争事業者の意見を反映する公の場		
を設ける等を規定し、同等性の確保やグループドミ		
ナンス排除の実効性を担保し、公正競争環境を確		
保した上で、慎重な運用をすべきと考えます。		
また、公正競争上支障があることが明白である移		
動体事業やISP事業等への参入の禁止、公正競争		
確保のための委員会等の設置による透明性確保		
や検証機能の強化等を実施し、その上で3年後の		
包括的検証において公正競争上の問題があると認		
定されれば、活用業務制度のみならずNTTの在り		
方を含めた競争政策全体を見直すべきと考えま		
す。		
(KDDI)		
意見44 競争環境の変化に応じて、NTT グループ	再意見44	考え方44
に係る累次の公正競争要件は撤廃を含めた見		
直しが必要。また、NTT 東西の事業領域規制		
は、IP・ブロードバンドの進展に対応した見直しが		
必要。		

- |■ ドコモ分社時やNTT再編成(地域・長距離分離)|■ 2. NTTグループに対する規制強化について 時のNTTグループに係る累次の公正競争要件は、 当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保 するために課せられたものですが、現在では、事業 者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の 他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金 面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一 体経営のメリットをフルに活かした経営を行ってい ます。
- その一方で、NTTグループは本規制等により経 営の自由度に大きな制約を受けており、お客様の 利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に 対応できず、NTTグループのお客様だけが不利益 を被ることになり、IPブロードバンドの利活用促進 やお客様利便の向上が阴害されています。
- このように競争環境は大きく変化しており、累次 の公正競争要件は、時代にそぐわない枠組みとな っているだけでなく、上位レイヤ等も含めた市場全 体が大きく拡大していることから、撤廃を含めた見 直しを行う必要があると考えます。
- また、NTT東西会社の県等域に閉じた事業領域 規制は、電話時代の公正競争を確保するための枠 組みとなっており、IP・ブロードバンドサービスの進 展に対応した見直しが必要であると考えます。

(NTT 西日本)

NTTグループは、行為規制やNTT再編時等の公 正競争要件における規制を形式的にはクリアしつ つも、実質的にはグループ内に閉じた連携を進め ている状況にあります。

また、NTT東西殿は、公正競争環境を確保するた めに行われたNTT再編の趣旨に反する形で、活用 業務制度を利用してなし崩し的に業務範囲の拡大 を行っております。

このようにNTTグループが本来の規制の枠組み やNTT再編の趣旨を逸脱して、自らの理屈によっ て事業範囲拡大やグループ連携を進めていること が根本的な問題であり、市場におけるNTTシェアの 高まりの主因でもあります。

以上の状況から、真に公正競争環境を確保する ためには、NTTグループにおける事業運営上の全 ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけ ることが必要と考えますので、次のように、行為規 制やNTT再編時等の公正競争要件の適用範囲拡 大、規制内容のさらなる強化を行うべきと考えま す。

- ・資本関係のない委託会社・代理店への規制適用 ・グループドミナンスの排除のための行為規制の厳 正化.
- 活用業務制度の廃止

なお、NTT東西殿が指摘しているとおり、NTTグ ループ以外の「企業グループ」においても、自社グ ループ内のモバイル事業者の顧客基盤やブランド 力をもとに、情報通信市場全体にグループドミナン スを拡大している状況にあることから、NTTグルー プ以外のモバイル事業者に対しても、自社グループ 内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同 等性確保を義務付ける等、グループドミナンスを排 除するための措置を講じることが重要と考えます。

■ 考え方2に同じ。

	(ケイ・オプティコム・再掲)	
意見45 NTT 東西の「フレッツ・テレビ」サービス	再意見45	考え方45
は、2008 年度の要請以降も NTT 東西が放送サ		
ービスの提供主体であるような誤認を与える広		
告が引き続きなされていることから、「フレッツ」を		
サービス名称に使用することの禁止等の追加的		
措置を講じる必要がある。		
■ NTT東日本の「フレッツ・テレビ」の広告表示	■ フレッツ・テレビにおいて、当社が提供している	■ NTT 法によりNTT 東西が放送事業を営むことは
2010年度の検証結果では、「利用者が『フレッ	のは、電気通信サービス「フレッツ光」及び「フレッ	認められておらず、活用業務ガイドラインにおいて
ツ・テレビ』サービスをNTT東西による放送サービス	ツ・テレビ伝送サービス」であり、放送サービスの提	も活用業務に放送業は含まないとしていることを踏
と誤解することのないよう、NTT東西は放送サービ	供は行っていません。	まえると、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスを
スの提供主体が他社であることについて利用者が	また、当社はフレッツ・テレビの提供において、放	NTT 東西による放送サービスと誤解することのない
明確に理解できるようにする措置を十分に講じるこ	送サービスの提供主体がオプティキャストである旨	よう、NTT 東西は放送サービスの提供主体が他社
とが適切である。」とされており、2008年度の要請	を広告に明記しており、指摘のような誤解が生じな	であることについて利用者が明確に理解できるよう
内容については注視するとされているところです	いよう努めているところです。	にする措置を十分に講じることが適切である。
が、平成23年7月時点の広告物(別添資料参照)	・したがって、現に公正競争上の問題は生じておら	このため、2008年度の検証結果に基づく要請を
を見ても何ら改善が見られず、「放送サービスの提	ず、また、放送サービスの提供主体を誤認しないた	受けて講じている措置の運用状況等について引き
供主体が他社であること」を利用者が視認しやすい	めの措置は既に講じていることから、新たな措置を	続き注視していくこととする。
表記になっているとは言えません。さらに、「地デジ	追加する必要はないと考えます。	
対策」という公的施策をNTT東日本が担っているか	・ 当社は今後とも電気通信サービスである「フレッ	
のような表現についても、変化が見られない状況が		
続いています。	通じて、インターネットのみならず、映像サービスな	
NTT東・西が放送事業を行うことは禁止されてお	どますます多様化してきているお客様のニーズに	
り、提供主体がNTT東・西であるような誤解を利用	対して応えていく考えです。	
者に与える広告手法は問題です。利用者への説明	(NTT 東日本)	
責任の観点からも、放送サービスの提供主体はオ		
プティキャストであり、同社との契約が別途必要なこ	■ 「フレッツ・テレビ」の提供にあたっては、広告・C	
とが理解できるように目立させて表示すべきと考え	M等については、以下の内容※を掲載し、放送サ	
ます。	ービスの提供主体を明確にすることで、指摘のよう	
(別添資料)	な誤解が生じないよう努めております。	
	※広告物への主な掲載内容	
	- 「フレッツ・テレビ」は、NTT 西日本が提供する	
	電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービ	



「フレッツ・テレビ」に関する小冊子 -別面-



- ス」の契約と、(株)オプティキャストが提供する放送サービス「オプティキャスト施設利用サービス」の契約によりご利用頂けます。
- フレッツ・テレビ月額利用料682.5円(税込) (オプティキャスト施設利用料210円(税込)/ 月を含みます。)

※CMでの掲載内容

- 「フレッツ・テレビ」は地デジ受信方法のひとつであり、「フレッツ光」を利用し、(株)オプティキャストの放送サービス(地上/BS)を受信するサービスです。
- フレッツ・テレビ月額利用料682.5円(税込) (オプティキャスト施設利用料210円(税込)/ 月を含みます。)」
- ・ また、本社に設置されている広告審査組織などにおいて、すべての広告物の審査を実施しているところであります。現在、ブロードバンド市場においては、トリプルプレイに対するお客様ニーズに応えるべく、様々な事業者が自らの経営資源の活用や他社とのアライアンスなどを通じ、映像サービスやIP電話サービスなどを提供し、活発な競争を展開しています。当社も、インターネット以外のフレッツ光の新たな利用シーン・魅力として、フレッツ光とともに提供される各種映像サービスの紹介を通じて、こうしたお客様ニーズに応えていく考えです。
- ・ なお、フレッツ・テレビの提供について、他の放送 事業者様からのご要望がある場合には、事業者を 問わず協業に向け協議させていただく考えです。
- (NTT 西日本)
- KDDI 殿の意見に賛同します。「フレッツ・テレビ」 の告知に関しては、依然として提供主体が NTT 東 西殿であるかのような誤認を与えるものが多く問題

▶○○○ 「フレッツ・テレビ」に関する小冊子 -別面-



(KDDI)

■「フレッツ・テレビ」の広告表示等

NTT西日本の販売代理店が配布しているチラシ において、「フレッツ・テレビは、NTT西日本の商品 です」と明記されているものが、いまだ見受けられま す。

また、当該チラシには、NTT西日本による広告審 査の証跡と思われるコードが記載されていることか ら、NTT西日本が実施するとしている広告審査につ いても、形骸化もしくは機能不全化を窺わせます。 そもそも、サービス名称に「フレッツ」を使用している こと、広告等で「NTT西日本の会社名やキャラクタ 一」を使用していることで、「フレッツ・テレビ」がNTT 西日本の放送サービスであると消費者が誤解する 状況のまま、CMによるマス訴求を拡大しておりま す。

以上の状況を踏まえると、これまでの措置では不 十分であることが明らかですので、次のような、より 一層の措置を講じることが必要と考えます。

◇放送サービスに関して、「フレッツ」ブランドの利 用禁止

であると考えます。提供主体の株式会社オプティキ ャスト(以下、「オプティキャスト」という。)殿の名前 をより大きく表記し、提供主体や利用者の契約締結 主体を誤認させないようにすべきと考えます。総務 省殿は本サービスの広告表示改善に関して、あら ためて、NTT 東西殿に対して指導を行うべきと考え ます。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモ バイル)

◇NTT西日本による「フレッツ・テレビ」の販売の禁止

加えて、「フレッツ・テレビ」は、それぞれの市場で独占的な支配力を持つNTTグループとスカパーJSATによって、子会社等を介した複雑な資本関係のもと提供されていることから、そのなかで排他的な結合や連携が生じていないか、利用者料金設定に何らかの影響を与えていないか等について検証することも、引き続き重要と考えます。

(ケイ・オプティコム)

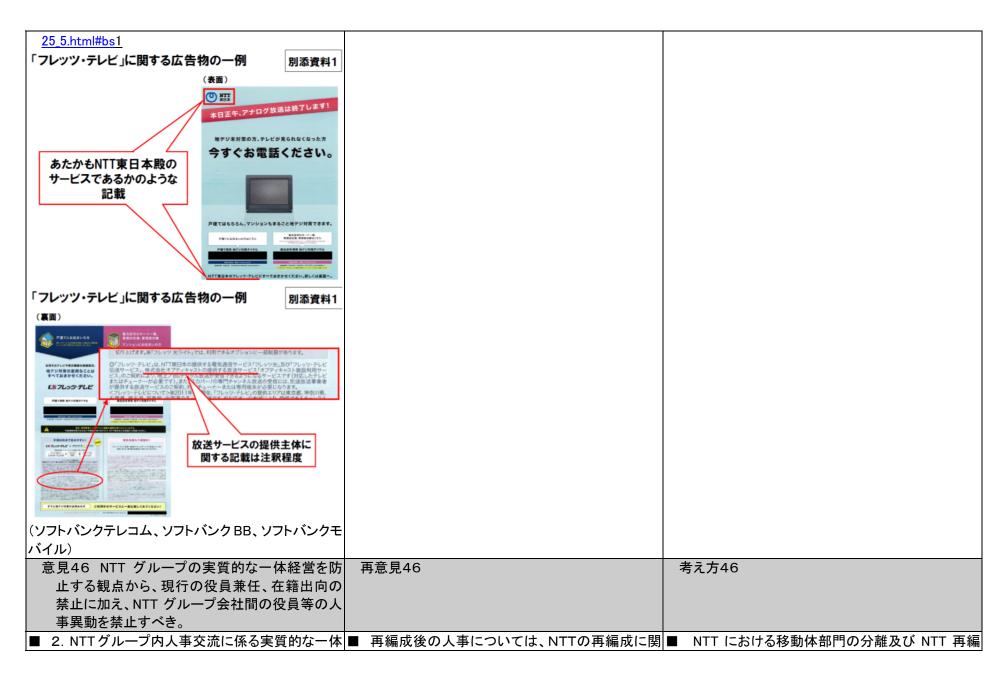
1. フレッツ・テレビ(NTT ブランドの優位性)

株式会社オプティキャスト(以下、「オプティキャスト」という。)殿が提供する「フレッツ・テレビ」の広告表示に関しては、2009年2月にNTT東日本殿に対して、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記するよう行政指導**11が出されていますが、依然としてNTT東日本殿が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が散見される状況です(別添資料1参照)。

日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)で放送業が禁止されていることを踏まえれば、NTT 東西殿は「フレッツ・テレビ」の提供主体がオプティキャスト殿であることを利用者が明確に理解できるようにすべきであり、総務省殿においては、「フレッツ・テレビ」の提供主体を明確に認識できるよう、加えて、当該サービス以外についても「フレッツ」等の NTT ブランド使用を禁止する等のルール整備を推進すべきと考えます。

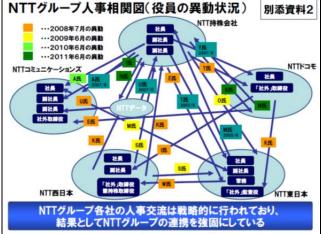
※11 「競争セーフガード制度に基づく検証結果 (2008 年度)」に基づき講じるべき措置について(要請)(2009 年 2 月 25 日)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/0902



経営

NTT グループ内の人事交流については、ここ数 年、グループー体化による市場支配力強化のため に、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」とい う。) 殿を中心として戦略的に行われている状況で す(別添資料2参照)。本件に関しては、これまでの 検証結果において、注視事項に止まり続けていま すが、これを放置し続けることは、移動体部門の分 離並びに NTT 再編時の趣旨に反するものであり、 実質的なグループー体経営を黙認するものです。 この問題の抜本的な解決のためには、NTT グルー プの持株体制の廃止が必要と考えますが、当面の ■ これまでも本制度の意見募集において申し述べて 追加措置として、現行の公正競争要件に規定され ている役員兼任や在籍出向の禁止のみならず、 NTT 持株殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーション ズ殿、NTT データ殿等の NTT グループ会社間の役 員等の人事異動を一律禁止する措置を講ずるべき と考えます。



(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモ バイル)

する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊 社との間のルールを遵守しており、公正競争上の 問題はないものと認識しております。

なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従 業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守 秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付 けるなど公正競争を確保するための取り組みを実 施しており、新たな規制を追加する必要はないもの と考えます。

(NTT コミュニケーションズ)

- いるところですが、役員の選任については、出身に 関わらず、電気通信事業に精通している者、あるい ■ は当社が必要としている高度な専門知識を有する ものの中から、人格、識見に優れ、役員として最も 適任と思われる候補者を選定しており、公正競争 上問題ないと考えます。
- さらに、役員の人事異動に際し、退任・退職(転 籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書 の提出を義務付ける等の取り組みを実施しており、 公正競争の確保に配意しております。

(NTTドコモ)

- する基本方針で示された東西地域会社とNTTコミュ ニケーションズとの間のルール及び移動体分離の 際における公正有効競争条件を遵守しており、新た な規制を追加する必要はないと考えます。
- なお、人事交流によって公正競争を阻害すること がないよう、会社間人事異動時には役員を含めた 全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含め た守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義 務付けるなどの取り組みを実施しております。

(NTT 東日本)

成の趣旨は、NTT の独占部門と競争部門を分離す ることにより公正競争環境を確保することであること を踏まえ、当該分離等に係る公正競争要件におい て、IE NTT と移動体部門との間においては在籍出 向の禁止、地域会社と長距離部門においては役員 兼任及び在籍出向の禁止を課すこととしたものであ る。他方、上記会社間におけるその他の人事異動 及び持株会社とその他NTTグループ各社の役員等 の兼任及び異動については、持株会社がその業務 を遂行するため、各グループ会社の経営実態に関 する知識を必要とする場合があり得ること等から、 一般に禁止することは適当でないと考える。

御指摘の事案について、NTT 東西は、「NTT の 承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守し ており、また、「会社間人事異動時には役員を含め た全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含 めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を 義務付けるなどの取組を実施している」としている。

これについては、「移動体分離の際の公正有効 競争条件 I(3) 及び「NTT の承継に関する基本方 針」(一)(二)を実質的に潜脱する行為となっていな いか引き続き注視していくこととする。

■ 再編成後の人事については、NTTの再編成に関 ■ NTT グループの総合的な市場支配力に基づく ルールの導入が必要との御意見については、考 え方2のとおりであり、ブロードバンド答申に基づ き、2014 年度に行われる包括的検証において、 同一企業グループに属する事業者間連携を含む 市場動向の変化に留意することが考えられるとこ ろであり、当該検証の結果を踏まえて検討するこ ととする。

- 当社における人事については、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、公正競争上問題ないものと考えます。
- ・ なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従 業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守 秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付 けるなど、人事交流によって公正競争が阻害される ことがないよう、公正競争の遵守に引き続き取り組 んでいく考えです。

(NTT 西日本)

■ 今回の電気通信事業法の改正においては、NTT のグループドミナンスについて措置されておらず不 十分と考えます。

グループドミナンスや活用業務の届出化によって、NTTグループが独占へと回帰してしまわないためには、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが重要であり、設備の独占性に基づくルールに加えて、NTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入が必要です。それまでの措置として、直ちに共同ガイドラインを改正し、禁止すべきグループ連携事例を明記すべきです。

また、本制度において、NTT東・西自身に事実関係を挙証させた上で、総務省は厳格な検証をすべきと考えます。

(KDDI)

意見47 県域等子会社等において NTT ブランドカ が法の趣旨を逸脱して使用されているため、使 用を制限すべきである。 再意見47

考え方47

■ NTTブランドの使用

県域等子会社やNTTグループ各社は、NTT法第8 条によって本来使用がNTT持株およびNTT東・西 に限定されている「日本電信電話」=NTTブランド を「NTT東日本-OO」や「NTTOO」のように社名 に冠することにより(別添資料参照)、NTT再編時(NTT 東日本) の趣旨に反して公社時代から継承したブランドカ を、法の趣旨を逸脱してグループ全体で使用してい ■ ブランドの使用については、「再編成に関する」 ることから、直ちに使用を制限すべきです。

(別添資料)



「NTT」ブランドの活用(NTT東日本)



|■ ブランドの使用については、「再編成に関する基|■ 隣接市場間における同一ブランドの使用が公正 般的な商取引の問題であるとされ、使用について 禁止されていないことから、特段の制約は必要ない ものと考えます。

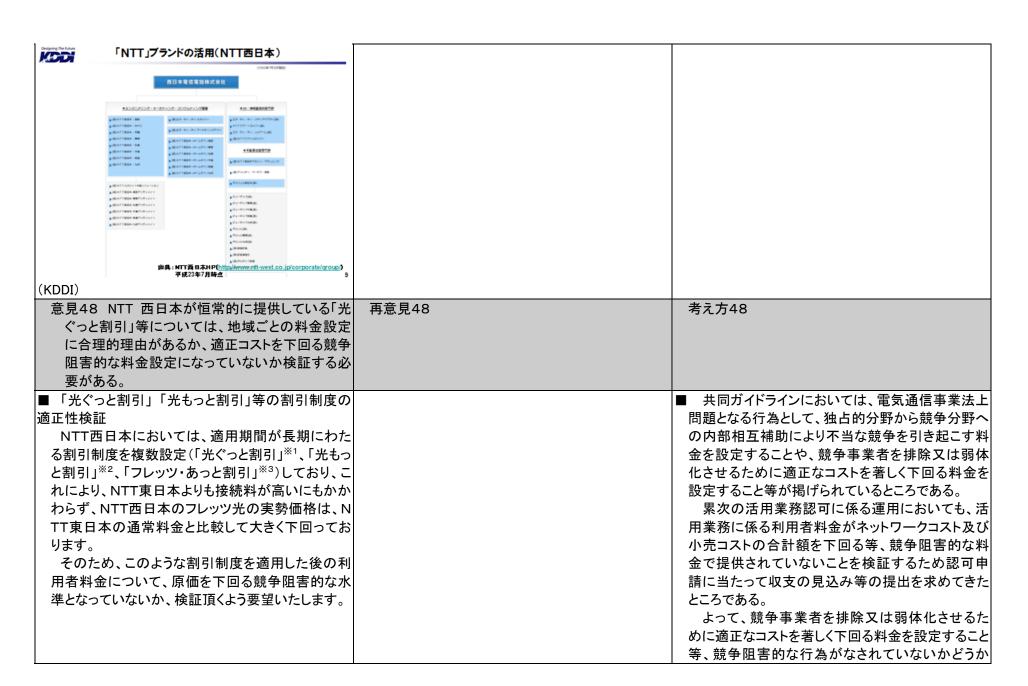
基本方針(平成9 年12月4日公表)」におい ても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用 について禁止されておらず、ブランドや信頼性は 企業としての経営努力の結果として獲得されるI■ また、「NTT 東日本一〇〇」等の県域等子会社の ものであり、公正競争の観点から問題となるもの ではありません。

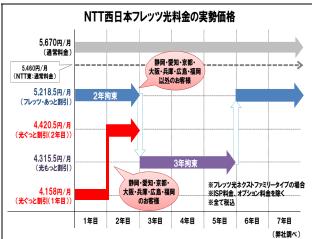
(NTT 西日本)

■ 日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、 「NTT 法」という。)第 8 条の趣旨を踏まえ、「NTT」 等のブランド使用を制限すべきという、KDDI 殿の意 見に替同します。「日本電信電話株式会社」等と同 義である「NTT」等を、県域子会社や NTT グループ 各社が社名の一部に用いることは、脱法的な行為 であり、問題と考えます。総務省殿においては、問 題解決のために、NTT 法第8条の解釈の明示及び 「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を 整備すべきと考えます。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモ バイル)

- 本方針(平成9年12月4日公表)」においても、一 競争環境に与える影響については、一般的に、当 該同一ブランドが使用されるケースにおける事業者 選択は、企業ブランドや料金設定、営業戦略等も反 映した複合的な結果と考えられるため、競争政策上 直ちに問題となる事象とは必ずしもいえない。よっ て、ブランドカが公正競争にもたらす影響について は、豊富かつ長期的なデータに基づく緻密な分析を 行った上で、十分な議論を行うことが必要であり、そ のような観点から引き続き注視していくこととする。
 - 社名については、法制上特段の制約はないもの の、NTT 東西と誤認される可能性は否定できないこ とから、公正競争確保及び利用者保護の観点から 問題が生じていないかどうか引き続き注視していく こととする。





また、静岡県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・ 広島県・福岡県に限った割引制度である「光ぐっと 割引」については、地域毎に提供料金を変えること の合理的な理由(世帯数の多い都市部は設備の稼 働率が高く、他地域に比べ提供コストが安い等)が 希薄になっていると思われるうえ、利用の公平の観 点からも好ましくないと考えますので、NTT西日本 に対して改善指導を行う等、早期に措置頂くことを 要望いたします。

※1 利用地域が静岡県・愛知県・京都府・大阪府・ 兵庫県・広島県・福岡県で、新規に申込みのお客様 に対し、利用開始から最大2年間、月額利用料を割 引くもの

※2 フレッツ光を2年以上継続して利用しており、かつ「フレッツ・あっと割引」の継続利用期間の2年を満了したお客様で、3年間の継続利用を約束した上で申込みのお客様に対し、最大3年間、月額回線使用料を30%割引くもの

※3 2年間の継続利用を約束した上で申込みのお 客様に対し、月額回線使用料を10%割引くもの (ケイ・オプティコム) 引き続き注視していくこととする。

3 その他

3 ての他		
意見	再 意 見	考え方
意見49 NTT コミュニケーションズが、NTT 再編成	再意見49	考え方49
前に取得した加入者情報を活用したアウトバウン		
ド営業を行っている事例が存在している。マイラ		
イン制度導入の経緯等に照らして不適切であり、		
当該情報の営業活動利用の禁止が必要である。		
■ 4. NTT コミュニケーションズ殿による NTT 東西殿	■ 弊社は、顧客情報の保持についてはNTTの再	■ NTT コミュニケーションズは、アウトバウンド営業
顧客情報の保持	編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西	については再編後に自社サービスの利用実績があ
NTTコミュニケーションズ殿がNTT再編時に承継し	日本と弊社との間のルールを遵守しております。	る顧客に対して実施しているとしており、公正競争
た顧客情報等を利用し、弊社共の個人ユーザに対	また、弊社アウトバンド営業は、再編後に弊社サ	上の問題が発生しているという十分な論拠が得ら
して「プラチナ・ライン」等の自社サービスへの勧誘	ービスのご利用実績があるお客様に対して実施し	れているわけではない。
を行っているとのユーザからの申告が依然として上	ているものであり、ご利用実績のないお客様に対し	しかし、同社が、NTT 再編成の際に継承した加入
がって来ています。再編時の顧客情報の承継が、	て NTT 再編時に取得した加入者情報を利用したア	者情報であって他事業者が用いることができないも
サービスの継続的提供のために必要な措置であっ	ウトバウンド営業を行っているという事実はありませ	のを用いて、NTT 再編成後に同社サービスを利用
たとしても、マイライン制度の導入後、中継事業者と	harphi	した実績のない利用者に対して営業活動を行うこと
して NTT コミュニケーションズ殿を一切利用しない	(NTT コミュニケーションズ)	は、「NTT の承継に関する基本方針」(九)に抵触す
ユーザも存在したはずであり、そうした利用者の顧		るおそれがある。このため、同社による営業活動に
客情報は廃棄されるべきと考えます。しかしなが		ついて引き続き注視していくこととする。
ら、弊社共への申告事例等を見ると、再編時に承		
継した顧客情報であることを理由に、NTT コミュニ		
ケーションズ殿が現在もそれらの顧客情報を保有		
し、アウトバウンド営業等に活用しているものと想定		
され、こうした不公正な営業活動を直ちに禁止すべ		
きと考えます。		
このような状況は、電気通信事業法第 30 条		
第 3 項第 2 号及び NTT 東西殿からの情報提供に		
ついての同等性確保を定める「NTT の承継に関す		
る基本方針」(九)に抵触する可能性のあるもので		
あり、総務省殿においては、こうした顧客情報の保		
有・利用の実態について再度詳細な調査を行って		
頂き、NTTコミュニケーションズ殿における不公正な		
営業活動を直ちに禁止するよう厳しく指導して頂き		

たいと考えます。		
(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモ		
バイル)		
意見50 これまでの行政指導に対するNTT東西の	再意見50	考え方50
措置の実効性を検証し、必要であれば追加の措		
置を講じるべき。第三者による監視・検査等の仕		
組みを導入する等を行い、競争セーフガード制度		
の実効性をさらに高めるべき。		
■ 過去の行政指導に対する措置の再検証、監視機	■ 本制度における実効性を高めるための見直しが	■ 考え方1に同じ。
能の強化	必要とする、各社殿のご意見に賛同いたします。	
一昨年発生したNTT西日本による接続情報の不	現に「NTT西日本情報漏洩問題」は、本制度にお	
正提供は、NTT西日本における従来からの措置が	ける検証スキームが全く機能していないことを示す	
不十分であったことに加え、2007年度の検証結	事例であり、これまで多数の事業者から問題点が	
果に基づく行政指導に対する取組みが不十分であ	指摘されておりますが、特段本制度の見直しは実	
ったことにも起因するものであります。	施されていないものと認識しております。	
このため、2007~2010年度の検証結果に基づ	現在、電気通信市場においては、メタル・PSTN	
く累次の行政指導に対してNTT東西が実施すると	から光・NGNへのマイグレーションの進展、モバイ	
した措置について、実効性があったか、継続的に機	ルブロードバンドの普及・高速化、固定・モバイルの	
能しているか等を検証するとともに、さらなる措置の	融合といった様々な市場の変化が急速に進む状況	
実施を指導することが必要と考えます。	にある中で、本制度における実効性の問題から、こ	
	れら変化が競争環境に及ぼす影響を的確に捉える	
また、電話・口頭での活動は証拠が残りにくく、ま	ことが出来ない場合は、公正競争環境の後退・喪	
してNTTグループやNTT東西内部の状況は認知す	失に繋がることが強く懸念されますので、早急に見	
らできないため、競争事業者による実態調査には	直しを実施頂くことを要望いたします。	
限界があります。	とりわけ、検証プロセスの透明性の確保について	
そのため、競争セーフガード制度の実効性をさら	は、本制度を継続的に実施していく上では必要不	
に高める観点から、外部による客観的な検証と適	可欠な事項と考えます。透明性を確保する観点か	
正性の担保が可能となるよう、より透明性の高い第	ら、公開された審議の場の設置や第三者による監	
三者による監視・検査等の仕組みを導入することを	査の定期報告を公開する等、具体的な対策の実現	
検討すべきと考えます。	を強く要望いたします。	
(ケイ・オプティコム)	(イー・アクセス)	
	■ 当社は事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵	
	守して事業活動を行ってきており、公正競争上の問	

題となる事象は特段生じていないと考えております。

・ また、これまでに競争セーフガード制度の検証結果を踏まえて総務省から要請された事項は、いずれも「改めて周知・徹底」を要請されるなど、公正競争ルール遵守の再確認を行うものです。

したがって、第三者による監視・検査等の仕組み の導入は不要と考えます。

(NTT 東日本)

- 当社は、平成21年度の兵庫及び北陸での事案を受け、昨年2月下旬に策定した業務改善計画に基づき、この約一年半の間、顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出規制・閲覧規制などのシステム面での対策を講じるとともに、受注等処理業務のうち他事業者情報を扱う業務を営業部門から設備部門へ移管するなどの業務面での対策も講ずるなどの施策に取組み、他事業者情報を営業部門から隔絶する様々な措置に取組んで参りました。業務改善計画の実行状況については、総務省殿に3ヶ月ごとに報告を行うことに加え、その有効性・実施状況についての外部機関によるチェックを行い、一定の評価をいただくなど、外部機関の力も活用しながら、情報セキュリティに関する点検・監査を継続的かつ徹底して繰り返してきました。
- ・ 本実施状況については、関係する電気通信事業 者様に対しても、合計3回(平成22年4月、平成22 年8月、平成22年10月)の説明会及び書面による 回答を行う等により、事案の全容、事案発生後に講 じた措置について説明を行っております。
- ・ 今回の電気通信事業法及び同法施行規則の改 正にあたっても、設備部門の設置、設備部門と設備 部門以外の居室の分離、設備部門の社員等が順 守すべき規定類の策定や研修の実施等に取り組む など、他事業者情報の適正な取扱いによる公正競

	争の確保について、引き続き厳正に対処していく考	
	えです。また、取り組み内容については設備部門と	
	は独立した監視部門により、監視を行うとともに、総	
	務省殿に定期的に報告を行って参ります。	
	・ したがって、他事業者様が提起されている「第三	
	者による透明性のある検証スキームの確立」といっ	
	た追加的な措置は不要と考えます。なお、各種契	
	約書等の見直しについては、改正法令の趣旨に則	
	り、必要な対処を行う考えです。	
	(NTT 西日本)	
意見51 NTT 東西と他通信キャリアの競争におけ		考え方51
る不公正・不公平を本質的に是正するために、		
政府保有株式全数売却や、NTT グループ清算事		
業団の新規設置等の措置が必要である。		
■ (通信設備の設置・保有・利用に関する) NTT		■ 御意見については、今後の参考とさせていただき
東西社と通信キャリア他社との競争が、不公正・不		たい。
公平となってしまう本質的な理由が2つある。		
1 つ目は、NTT 持ち株会社が、株式会社とは言え		
36%もの政府出資を得ていることである。		
2つ目は、そもそも NTT 東西社を含む NTT グルー		
プが、持ち株会社制度を採用してしまっていること		
である。		
C 69.9°		
の他へ向け、NTT 持ち株会社株式の政府保有分全		
数売却と、NTT グループ清算事業団の新規設置を		
含め、下記9点を提案する。		
 提案 1:財務大臣は、NTT 持ち株会社株式の政府		
保有分全数を売却する。		
提案 2:NTT コミュニケーションズ社から、OCN(ISP		
事業)を分離する。		
サネノと 7 Mil y る。 さらに、NTT ぷらら社 (ISP 事業、光 TV 事業) (※1)		
と NTT レゾナント社(ポータルサイト事業、Google と		
こ NIII レノノンにTL(小一ブルリイド事未、Google C		

のインターネット検索事業)(※2)を、NTT コミュニケーションズ社のグループ会社から分離する。

(※1) NTT ぷらら社の株主構成 (出資順位/出資 者/出資比率) は次の通りである。

1 位 / NTT コミュニケーションズ社 / 不明、

2位 / ソニー(株) / 不明、

3 位 / (株)ソニーファイナンスインターナショナル / 不明。

(※2) NTT ぷらら社の株主構成 (出資順位/出資 者/出資比率) は次の通りである。

1 位 / NTT コミュニケーションズ社 / 66.6%、

2 位 / NTTドコモ社

/ 33.4%

提案 3:NTT 東社、NTT 西社、NTT コミュニケーションズ社(長距離・国際電話事業のみ)を統合した会社を、設備利用会社として新規設置する。

提案 4:ユニバーサルサービス負担を前提に、提案 3の新設会社に政府も部分出資する。

提案5:NTTグループ保有のボトルネック設備を、提案3とは別の設備保有会社へ移行し、完全別資本会社として新規設置する。

ただし、管路(光ファイバー網を埋設する地中管)、 洞道(とうどう)(地下トンネル)、電柱や局舎土地等 といった技術革新性の乏しい設備、物理的に新規 数量を確保できない設備については、政府出資設 備保有会社の資産とする。

一方、光ファイバー、ルーター、光クロスコネクトス イッチ等、半導体技術に連動して革新性が激しい設 備、あるいは、定率償却に適した設備については、 民間共同出資設備保有会社の資産とする。

提案 6: 持ち株会社と東証 1 部上場子会社 3 社(※ 3) との、親子上場を中止する。

(※3) 情報処理システム事業者 NTT データ社、携帯 電話接続事業者 NTT ドコモ社と、建築通信設備事 業者 NTT 都市開発社。

提案 7:現状では、持ち株会社を経由して総合研究 所群へ政府が出資している。

そこで、総合研究所群を、提案 3、提案 5 とは別の 完全民間資本会社として新規設置する。競争接続 事業者(通信キャリア他社)が、この会社へ出 資可能とする。

提案 8:NTT グループ清算事業団を設置する。1986 年に持ち株会社が東証 1 部に上場した後、2011 年 現在で、24 年以上が経過した。

NTT グループ各社に勤め始めた 1986 年当時の年齢が、もしも 19歳であれば現在 43歳、もしも 23歳であれば現在 47歳となる。

つまり、公務員として勤務を開始した者がいまだ数 多く在籍しており、旧国鉄の民営化と同様に、清算 事業団の設置が有効と考える。

提案 9:現行持ち株会社を解散する。民間出資者が保有していた持ち株会社株式に対して、設備利用会社(提案 3)株式、民間共同出資設備保有会社(提案 5)株式、民間出資研究所(提案 7)株式、NTT データ社株式、NTTドコモ社株式、NTT 都市開発社株式を、代替として割り当てる。

財務大臣が保有していた持ち株会社株式に対して、設備利用会社(提案 3)株式、民間共同出資設備保有会社(提案 5)株式、政府出資設備保有会社(提案 5)株式、民間出資研究所(提案 7)株式、NTT データ社株式、NTTドコモ社株式、NTT 都市開発社株式を、代替として割り当てる。

そして、これら株式のうち、設備利用会社(提案 3) 株式と政府出資設備保有会社(提案 5)株式を、政府が継続保有する。民間共同出資設備保有会社 (提案 5)株式、民間出資研究所(提案 7)株式、NTT データ社株式、NTTドコモ社株式、NTT都市開発社 株式を、NTTグループ清算事業団が期間限定で保 有し、その後売却することを義務とする。

(ただし今回は、ブロードバンド通信の早期普及を 優先して、NTT データ社株式については、政府が継 続保有することも可能とする。

社会保険庁が NTT データ社から借用する基礎年 金番号管理システムや社会保険(記録管理)オンラ インシステムの取扱い等、秘匿事項に関する議論 が必要と思われる。

政府が NTT データ社株式を即時売却できないこと も、考慮せざるを得ない。)

(個人)

意見52 競争事業者への回線切替時における PBX 保守拒否行為が未だ継続しているため、実 態を調査の上、必要な措置を講じるべき。

■ 1. NTT 製 PBX の保守拒否

2007 年度の本制度の検証結果※13 で、引き続き注 視していくとされた、接続事業者への回線切替に伴 うNTT 東西殿による PBX 保守拒否行為が依然とし て継続している状況にあります。具体的な事例とし ては、「NTT 以外の電話サービスへ変更した場合、 PBX の保守を行わない | 等の回線切替防止目的の トークが、営業現場でなされているというユーザ申 告として弊社に上がってきている状況にあります。

本件については、過去の本制度の検証の中で「公 正競争確保上の問題が認められた場合には速や かに所要の措置を講ずる」との総務省殿の考えが 示されたところであり、今年度の検証において実態 ■ 当社のお客様が他事業者回線に変更された場合 をより詳細に調査して頂き、NTT 東西殿への厳格な 指導等必要な措置を講じて頂きたいと考えます。

※13 競争セーフガード制度に基づく検証結果 (2007年度)の公表(2008年2月18日)

http://www.soumu.go.jp/menu news/s-news/2008 /pdf/080218_1_bs1.pdf

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモ

再意見52

- 電話を解除または休止された場合には、PBXの保 守契約の継続意向の有無について事前にお客様 に確認することとしており、お客様のご要望に応じ て、PBXの保守契約を継続しています。
- 本事項は平成19年度以降、指導を徹底している ため、公正競争上の問題は生じていないと考えて おりますが、仮にご指摘のような事例が発生した場 合、申告の内容を調査し、再度指導徹底をしていく 考えです。

(NTT 東日本)

- においても、当社通信機器に係る保守サービスは 変更前と相違なく提供させていただいております。
- 今後、仮にご指摘のような事例が発生した場合、 申告の内容を調査し、指導徹底をしていく考えで す。

(NTT 西日本)

考え方52

■ 当社PBXの保守契約をご利用のお客様が、加入 ■ NTT 東日本は、平成 19 年に業務委託先子会社 において利用者の同意を得ずに保守契約の解除 が通知した事例があったことを受け、その後、PBX の保守契約の利用者が加入電話を解除または休 止した際の PBX の保守契約の継続意向の有無を 事前に確認し、利用者の要望に応じて PBX の保守 契約を継続する旨研修等を通じて、業務委託先子 会社に対し指導を徹底しているとしている。

> なお、当該措置等が徹底されない場合には、電 気通信事業法第30条第3項第2号に抵触する又は 潜脱するおそれがあることから、NTT東西による当 該措置等の運用について引き続き注視していくこと とする。

バイル)

意見53 競争事業者からNTT東西へ番号ポータビ リティを行う際に、手続きの不備によりユーザへ の請求が二重に行われるトラブルが多発してい るため、実態を検証する必要がある。

■ 2. 番号ポータビリティに伴う二重請求

番号ポータビリティを行う場合、移転先事業者か ら移転元事業者に対して、電話サービス切替に関 する連絡を行うことで、移転元事業者の電話サービ スを解約するルールとなっています。しかし、NTT 東西殿が移転先事業者となるケースにおいて、こ の手続きが着実に実施されず、ユーザに対して新 旧の電話サービスの請求が行われる(以下、「二重 請求」という。)トラブルが多数発生している状況に あります。こうした事例は、弊社だけでも年間数十 件という規模で発生しており、ユーザからの二重請 求に関するクレームも一向に減らない状況にありま す。本件について、弊社から NTT 東西殿に対し再 三に渡って、適正な事業者間手続きを実施して頂く よう申し入れていますが、いまだに状況は改善され ていません。

総務省殿においては、本件の実態について詳細 な検証を行なって頂き、ユーザに二重請求という不 利益が発生している状況を一刻も早く改善するよう NTT 東西殿に厳格な指導を行って頂くことを希望し ます。また、年内に実施される予定の「機能分離 | (KDDI) においては、NTT 東西殿利用部門と接続事業者の 同等性を確保することが目的とされているところで■ あり、こうした電話サービス切替を始めとする手続 きの同等性が確実に実現されるようルール整備が なされる必要があると考えます。

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモ バイル)

再意見53

■ ソフトバンクグループが指摘した請求トラブルにつ ■ 御指摘の事案について、NTT 東西は、番号ポー いては、当社においても同様のケースが発生してお り、現在、NTT東・西に対し改善を申し入れていると ころです。

現行の番号ポータビリティに関するフローにおい ては、NTT東・西のひかり電話から当社サービスへ の切替の際、ひかり電話以外のサービスの解約に 関する案内をNTT東・西より行っていただくこととな っていますが、その際に得た接続関連情報を目的 外に利用し、利用部門からお客様へNTT東・西サ ービスの営業活動が行われないよう防止策を取る ことも必要と考えます。

今回の改正電気通信事業法による措置である 「機能分離」によって、番号ポータビリティの解約関 連に関するお客様への案内は、NTT東・西の利用 部門が行うこととなりますが、当該情報を目的外利 用していないかお客様とのやりとりを録音・保存す る等、チェックを可能とすると共に責任の所在等を 明確にし、NTT東・西の利用部門と競争事業者の 同等性を確保すべきと考えます。

本事象に関しては、過去、番号ポータビリティ実 施時において、移転先の事業者(当社)から移転元 の事業者(ソフトバンク殿)への連絡が不徹底だっ たことにより発生したものであり、当社としては、そ の都度お客様およびソフトバンク殿へ対応を行い、 是正に努めてきたところであり、今後とも二重請求

考え方53

タビリティを行う場合には、移転先事業者から移転 元事業者に対し、利用者が電話サービスを切り替 えた旨を伝達することとしている。また、NTT 東西に おいて、同社へ番号ポータビリティを行った利用者 の移転元事業者に対し当該切替えを伝達せずに二 重請求が発生した事例を確認したことから、社内に おいて注意喚起を行ったほか、再発防止のための 措置を講じたとしている。

当該措置が徹底されない場合は、利用者に不利 益を与えることとなるため、当該措置の運用につい て注視していくこととする。

なお、NTT 東西による接続関連情報の取扱いに ついては、電気通信事業法第30条第3項第1号に おいて目的外利用が禁止されているほか、改正法 により導入された機能分離によりその適正性を担 保することが求められており、総務省においてその 遵守状況を引き続き注視していくこととする。

	が起こらないよう、再演防止の徹底に努めていく考えです。 ・ なお、番号ポータビリティ実施時において、移転先事業者が移転元事業者に対して廃止の連絡を行うという運用ルールは、当社から他事業者、他事業者から当社へと移行する際に、同等に適用されるものであり、利用部門と他事業者の利用手続きに差異はなく、同等となっております。 (NTT 東日本) ■ ご指摘の事象に関しては、運用ルールである、番号ポータビリティ実施前の事業者への連絡が不徹底だったことにより発生したものであり、ご指摘の都度、当該部門に指導を実施し再発防止に努めているところではありますが、今後とも二重請求が起こらないよう、再度運用の徹底に努めていく考えです。	
	・ なお、番号ポータビリティ実施時において、移転先 事業者が移転元事業者に対して廃止の連絡を行う	
	という運用ルールにおいて、当社から他事業者、他 事業者から当社へと移行する際に、同等に適用さ	
	れるものであり、利用部門と他事業者の利用手続きに差異はなく、同等となっております。 (NTT 西日本)	
意見54 競争セーフガード制度の実効性を強化	, — — ,	考え方54
し、今後NTT東西の機能分離の実施状況等を有		-3707301
効に検証するために、第三者による検証スキー		
ムを設ける等の措置を講ずる必要がある。		
■ 今後の検討に向けて現行の競争セーフガード制	■ 競争セーフガード制度については、これまでの指	■ 公開の審議の場を設ける等により競争セーフガ
度の問題点としては、上述のように、PDCAサイク	定電気通信設備制度やNTTグループに係る累次	ード制度の実効性を強化するべきとの意見につい
ルが着実に実施されることがなく単なる形式的な制	の公正競争要件の有効性・適正性の確保に主眼を	ては、考え方32に同じ。
度となっていたこと、検証のプロセスが不透明であ		
ったこと、が挙げられます。		■ 2014 年度の包括的な検証において多角的な検
このため、3年後の包括的な検証に向け、それま	料格差が拡大している現状や、ネットワークレイヤ	証が必要であるとする意見については、総務省

での継続的な検証を有効なものにするためには、 競争政策委員会による本制度の在り方の検討を通 じて、本制度における検証プロセスを明確化し、実 効性を確保することが必要です。具体的には、審議 会や既存の委員会を活用した公開された審議の場 を設け、NTTグループによる反競争的な行為に対 (NTT ドコモ) する措置の実効性確保状況について検証を行い、 問題がある場合は改善させるというPDCAサイクル ■ 改正電気通信事業法の第31条第7項において、 を回すべきと考えます。

(KDDI)

■ 機能分離の実効性検証の必要性

「光の道」構想においては、今年5月の電気通信 事業法の改正により、ボトルネック設備利用の同等 性確保の観点から、NTT東西殿の設備管理部門と 利用部門の機能分離が義務付けられ、3年後を目 途に制度の包括的検証を行う方向性が示されまし た。この法改正後において機能分離の実効性をチ (NTT 東日本) ェックするためには、毎年累次の公正競争要件の 極めて重要な役割を担うと考えます。

しかしながら、2009年11月に発覚したNTT西 日本情報漏洩問題は、これまで本制度においてNT T東西殿の設備管理部門と利用部門のファイアー ウォールの構築状況について、毎年検証が行われ ていたにも係らず発生しており、本制度の抜本的な 見直しが必要であることを示す事例であったと考え ます。

従いまして、本制度の実効性を高め今後NTT東 西殿の機能分離の実施状況を有効にチェックする ためには、以下の措置が必要と考えます。

✓ NTT東西殿(子会社含む)の公正競争要件の遵守 状況や所要の措置を要する事項への対応状況に ついて客観的に検証(例:第3者による検証)するス

を中心とした国内競争から、上位/下位レイヤを含 めた競争のグローバル化が急速に進展する市場環 境の変化を踏まえ、NTT グループ以外の事業者が 公正競争環境へ与える影響についても検証を行う 什組みとすることが必要であると考えます。

- 接続の業務に関して知り得た情報を適切に管理し、 かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視す るための体制の整備その他必要な措置について、 NTT東西は毎年総務大臣に報告することとされて いることから、客観性は十分担保されていると考え ます。
- したがって、接続業務の実施状況を監視する部 門について第三者による監視体制を構築する必要 はないと考えます。

- 有効性·適正性を検証してきた本制度は、引き続き|■ 競争セーフガード制度の実効性を高めるために は、各事業者が具体的な事例に基づく意見を提起■ することが重要と考えます。
 - また、3 年後に包括的検証を行う場合には、ブロ ードバンドの普及促進に向けて、FTTHに限らず、 30Mbps以上のCATV、DSL、無線ブロードバンド 等を含めた超高速ブロードバンドサービスそれぞれ の参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない 要因について、競争環境の整備という視点だけでな く、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含 め多角的に分析するとともに、他の先進諸国にお ける利活用促進に向けた取組状況を参考に、医 療・教育・行政等の分野での公的アプリケーション をはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプ リケーションが開発・導入されたのか、また、通信事 業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーショ

は、2012年度より実施するとしている公正競争レビ ュー制度において、現在の競争セーフガード制度 における検証項目を引き続き検証の対象とするほ か、料金の低廉化や市場シェア等の動向、「光の 道 | 構想に関する取組状況等についても検証を行 うことにより、ブロードバンド普及促進の観点から総 合的な検証を行うとともに、上記包括的な検証にお いては、当該公正競争レビュー制度により得られた 知見等を活用しつつ、固定・移動の融合やコアネッ トワークの IP 化、ネットワークレイヤー等における 新たな競争関係の出現といった水平的な市場動 向、プラットフォーム・コンテンツ等を含む電気通信 事業を取り巻くレイヤー間の関係や同一企業グル 一プに属する事業者間連携といった垂直的な市場 動向の変化等に留意し、多角的な検証を行うことと する。

- NTT 東西の利用部門と接続事業者の同等性の 確保については、考え方20に同じ。
- なお、オペレーションシステムの更改について は、平成 22 年度ヒストリカル接続料にかかる情報 通信行政・郵政行政審議会答申(平成22年2月22 日)において、DSL/光ファイバ開通申込受付システ ム及び一般番号ポータビリティ申込受付システム の更改に関し、NTT 東西に対し、以下の事項を要 請することとされている。
- (1)コストの予見性及び適正性を検証する観点か ら、あらかじめ必要な情報開示を行うこと。
- ②接続事業者においてもシステム改修等が必要と なることから、新システムへの移行時期及び旧 システムとの並行運用期間に関し、当該事業者 との協議を踏まえて検討を行うこと。」

NTT 東西においては、他のオペレーションシステム の更改に当たっても同様の措置を講ずることが望 キームの設定

- ✓ 注視すべき事項が継続する場合は、過去の状況等 を総合的に評価して公正競争上問題があるかを判
- |√ 毎年の検証にて判明した制度自体の問題点を3年 後の包括的検証に反映するPDCAサイクルの構築

なお、機能分離は検証体制の構築に加えて、ボト ルネック設備利用の同等性を高める観点から、接 続事業者とNTT東西殿の利用部門において「同じ 料金」、「同じプロセス」、「同じ商品」で設備を提供 するインプットの同等性についても確保する必要が あると考えます。

具体的に同等性の確保が必要なものとして、以下 が考えられます。

- に係る情報
- 開通工事や設備構築に要するリードタイム
- オペレーションシステムの機能・コスト負担
- 接続料・コロケーション費用・工事費 等

その中でも、「オペレーションシステムの機能・コス ト負担」については、2010年度から2011年度に おいて、NTT東西殿にて「DSL開通申込受付シス テム「光ファイバ開通申込受付システム」、「加入 者光ファイバ概算納期情報開示システム」、及び「コ ロケーション業務支援システム | 等各種オペレーシ ョンシステムの更改が実施されますが、これらコスト については、接続料金等に反映されることから、シ ステム更改が度重なれば、接続料金の急激な上昇 を招くことにつながり、その結果接続事業者に経営 上の負担を与えることになります。

インプットの同等性の観点から考えれば、NTT東 **西殿の利用部門と接続事業者は本来同一のシステ**

ン・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのよ ましい。 うな役割を果たし利活用促進に貢献したのかといっ た点について、検証を行うべきであると考えます。

「第三者による監視・検査等の仕組みを導入する ことを検討すべき」という意見については、改正電 気通信事業法の第31条第7項において、接続の業 務に関して知り得た情報を適切に管理し、かつ、当 該接続の業務の実施状況を適切に監視するため の体制の整備その他必要な措置について、NTT東 西は毎年総務大臣に報告することとされていること から、客観性は十分担保されていると考えます。

したがって、接続業務の実施状況を監視する部 門について第三者による監視体制を構築する必要 はないと考えます。

(NTT 東日本·再掲)

- |● 空き回線、コロケーション設備、展開エリア・時期等|■ 3年後の包括的な検証に向けては、超高速ブロー ドバンドの普及促進を図るという視点での検証が必 要であると考えます。
 - そのためには、まずは、FTTHに限らず、30Mbp s以上のCATV、DSL、無線ブロードバンド等を含 めた超高速ブロードバンドサービスとしての市場を 一括りとして捉え、少なくとも都道府県別に参入状 況や普及状況を把握することが必要と考えます。
 - その上で、それぞれ参入・普及が進んでいる、あ るいは進んでいない要因について、競争環境の整 備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参 入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、 他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状 況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的ア プリケーションをはじめとして、利活用促進の観点 から必要なアプリケーションが開発・導入されたの か、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メー カ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等 がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に

また、インプットの同等性の観点から、NTT 東西 利用部門と接続事業者が同一のシステムを利用す ることが望ましいが、その実現に当たっては大規模 なシステム更改と同等の費用等を要する場合が想 定されることには留意する必要がある。

なお、システム更改に当たっては、更改の範囲 や費用を必要最小限にとどめるよう努めるべきで あることはいうまでもない。

ムを利用するものと考えられますので、この点について同等性が確保されているかについては十分な検証が必要と考えます。

(イー・アクセス)

貢献したのかといった点について、検証を行っていただきたいと考えます。

一方、禁止行為規制等に関する検証に関しては、他事業者から提出される根拠の不十分な意見に基づき、当社に対する措置要請が行われることは、当社としての本来正当な事業活動を萎縮させることにもつながりかねません。・ これらを踏まえ、当社だけでなく、他の通信事業者や行政を含めた様々なプレイヤーが果たしてきた役割・成果や超高速ブロードバンドの市場実態を定量的かつ多角的に把握した上で、その普及促進に資するような客観的で総合的な検証を行う必要があると考えます。

(NTT 西日本)

■ 当社は指定設備に関わる手続き等について、以下の通り当社利用部門と他事業者を同等に取り扱っているところですが、引き続き、ご要望があれば更なる改善に努めていく考えです。

【空き回線等の情報開示】

・ 当社管理部門において、コロケーションスペース や中継光ファイバ等の増設計画を決定したときに は、決定後速やかに、当社のHPで増設予定時期 を開示しており、他事業者は当社利用部門と同タイ ミングで当該情報を入手することが可能となってい ます。

【開通工事等に要するリードタイム】

前述のとおり、納期回答及び工事日予約のいずれについても、当社利用部門と他事業者で同じ設備管理システム及び同じ予約枠の中で実施しており、同等となっております。

【オペレーションシステムの機能・コスト負担】

「加入者光ファイバ概算納期情報開示システム」「コロケーション業務支援システム」については、当 社利用部門と他事業者が同じシステムを利用して おります。

- ・ また、「DSL開通申込受付システム」「光ファイバ開通申込受付システム」については、他事業者様専用のシステムですが、申込の際に提供する情報(概算納期等)や申込方法(申込と同時に工事日を決定する申込方法等)は自社他社同等となっております。
- 費用負担については、当社利用部門と他事業者が利用に応じて負担しており、同等性は確保できております。
- ・ 申込受付システム等の更改にあたっては、その更 改の範囲や費用を必要最小限に留めており、更改 内容については事業者様に対して事前に説明会等 を開催する等、透明性の確保にも努めております のでご理解ください。

【接続料・コロケーション費用・工事費等】

当社利用部門は、接続会計において、他事業者と 同等の条件で費用負担をしております。

(NTT東日本)

■ 当社は指定設備に関わる手続き等については、 以下の通り当社利用部門と他事業者を同等に取り 扱っているところですが、引き続き、ご要望があれ ば更なる改善に努めていく考えです。

【空き回線等の情報開示】

・ 当社管理部門において、コロケーションスペース や中継光ファイバ等の増設計画を決定したときに は、決定後速やかに、当社のHPで増設予定時期 を開示しており、他事業者は当社利用部門と同タイ ミングで当該情報を入手することが可能となってい ます。

【開通工事等に要するリードタイム】

前述のとおり、納期回答及び工事日予約のいずれについても、当社利用部門と他事業者で同じ設備管理システム及び同じ予約枠の中で実施しており、同等となっております。

【オペレーションシステムの機能・コスト負担】

- ・ 「加入者光ファイバ概算納期情報開示システム」 「コロケーション業務支援システム」については、当 社利用部門と他事業者が同じシステムを利用して います。
- ・ また、「DSL開通申込受付システム」「光ファイバ開通申込受付システム」については、当社利用部門は自らの負担で構築した、顧客情報等管理システムで申込みを行っておりますが、申込の際に提供する情報(概算納期等)や申込方法(申込と同時に工事日を決定する申込方法等)は自社他社同等になっています。
- 費用負担については、当社利用部門と他事業者が利用に応じて負担しており、同等性は確保できております。
- ・申込受付システム等の更改にあたっては、その更 改の範囲や費用を必要最小限に留めており、更改 内容については事業者に対して事前に説明会等を 開催する等、透明性の確保にも努めておりますの でご理解ください。

【接続料・コロケーション費用・工事費等】

・ 当社利用部門は、接続会計において、他事業者と 同等の条件で費用負担をしております。

(NTT西日本)

■ 本制度における実効性を高めるための見直しが 必要とする、各社殿のご意見に賛同いたします。

現に「NTT西日本情報漏洩問題」は、本制度における検証スキームが全く機能していないことを示す事例であり、これまで多数の事業者から問題点が指摘されておりますが、特段本制度の見直しは実施されていないものと認識しております。

現在、電気通信市場においては、メタル・PSTNから光・NGNへのマイグレーションの進展、モバイルブロードバンドの普及・高速化、固定・モバイルの

	•	
	融合といった様々な市場の変化が急速に進む状況にある中で、本制度における実効性の問題から、これら変化が競争環境に及ぼす影響を的確に捉えることが出来ない場合は、公正競争環境の後退・喪失に繋がることが強く懸念されますので、早急に見直しを実施頂くことを要望いたします。とりわけ、検証プロセスの透明性の確保については、本制度を継続的に実施していく上では必要不可欠な事項と考えます。透明性を確保する観点から、公開された審議の場の設置や第三者による監査の定期報告を公開する等、具体的な対策の実現を強く要望いたします。 (イー・アクセス・再掲)	
	■ KDDI 殿及びイー・アクセス殿の本制度の実効性を高めるべきという意見に賛同します。本制度においては、競争阻害事例に対する挙証責任を競争事業者のみが負うことや、形式的検証に留まった結果、改善に至らない、といった運用上の問題が存在していると考えます。 総務省殿による立ち入り調査の実施等、本制度の運用を強化し、「光の道」構想実現に向けた毎年度の継続的検証及び3年後の包括的検証において、本制度の検証結果が有効に活用可能となるよう本制度の見直しを早急に図るべきと考えます。 (ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル)	
意見55 接続事業者が今後のサービス提供の方向性を検討するために、NTT 東西がアクセス回線における概括的展望を早期に公表し、競争確保に向けた検討を行う必要がある。	再意見55	考え方55
■ <u>メタルアクセス網における概括的展望の公表の必要性</u> コア網については、NTT東西殿より概括的展望	■ イー・アクセス殿の意見に賛同します。NTT 東西 殿から、2010年11月に概括的展望が公表されまし たが、メタルアクセス網に係る情報の公開は不十分	■ NTT 東西のアクセス回線については、全体的な方向性として加入光ファイバへの移行が進展していくことを前提とした上で、移行の円滑化を図る観点

が公表され移行の方向性が示されておりますが、 その一方でメタルアクセス網の将来の取り扱いや 代替サービス等の方向性は、現在もNTT東西殿か ら明示されていない状況にあります。そのため、NT T東西殿のアクセス網を利用する接続事業者にとっ (ソフトバンクテレコム、ソフトバンク BB、ソフトバンクモ ては、今後のサービス提供の方向性を検討するたバイル) めに必要な情報が十分に得ることが出来ておりま せん。

従って、NTT東西殿と接続事業者との間で「情報 の非対称性」が発生し公正競争を阻害する要因と ならないように、メタルアクセス網における概括的展 望は早急に公表して頂き、競争確保に向けた検討 が行われるべきと考えます。

(イー・アクセス)

であり、NTT 東西殿と接続事業者との間で情報の 非対称性が生じないよう、メタルアクセス網に係る 詳細情報についても早急に公表していただくべきと 考えます。

- メタルから光へのマイグレーションにあたっては、 今後のメタルアクセスをご利用のお客様の数の推 移やそれに要する維持コスト、技術の変化、無線を 含めた代替サービスの内容や提供条件等を踏ま え、検討していく必要があるため、現時点で、アクセ スの計画的なマイグレーション実施時期は決めてお りません。
- いずれにしても、現在の接続約款において、メタ ル線を撤去する場合には、撤去開始の 4 年前に協 ■ 平成 22 年 12 月に NTT 東西から公表された概括 定事業者へ通知するルールがあるため、当社はル ールを遵守し、遅くともメタル撤去開始の4年前まで には具体的な実施時期等をお知らせする考えです が、このルールにかかわらず、アクセスのマイグレ ーションについて決定した段階で、速やかに他事業 者にご説明させていただく考えです。

(NTT 東日本)

■ メタルから光へのマイグレーションにあたっては、 今後のメタルアクセスをご利用のお客様の数の推 移やそれに要する維持コスト、技術の変化、無線を 含めた代替サービスの内容や提供条件等を踏ま え、検討していく必要があるため、現時点で、アクセ スの計画的なマイグレーション実施時期は決めてお りません。

いずれにしても、現在の接続約款において、メタ ル線を撤去する場合には、撤去開始の4年前に協 定事業者へ通知するルールがあるため、NTT東西 はルールを遵守し、遅くともメタル撤去開始の4年

から、関係者が可能な限り早期に当該移行スケジ ュールを共有することが必要であり、今後、NTT 東 西から適時適切に情報提供が行われることが適当 である。

また、2020 年代初頭においてもメタル回線が一 定程度残るとした場合、NTT 東西から利用者及び 関係事業者に対し、今後の電話サービスの提供手 法等について、可能な限り早期かつ逐次に情報提 供が行われることが適当である。

なお、情報通信審議会電気通信事業政策部会電 話網移行円滑化委員会において、適切なタイミング で環境変化等を注視していくとともに、将来新たに 課題等が生じた場合には、適時適切に検討を行う こととする。

的展望においては、アクセス回線自体のマイグレ ーション計画は具体的に示されていないものの、 NTT 東西からは、4年前ルールにかかわらず、アク セスのマイグレーションが決定した段階で速やかに 接続事業者に説明するとの考えが示されており、 予見性・透明性を向上させるという点では NTT 東 西及び接続事業者の間では見解の相違はないと 考えられる。

4年前ルールについては、ブロードバンド答申に おいて、「予見性を高める観点から、例えば「代替 サービス」の提供可能時期(現在は撤去時まで)、 「代替サービス」が提供可能な状態にある場合にお けるメタル回線の撤去情報提供時期(現在は1年 前)などについて今後の移行の進展を見据えた所 要の明確化を図ることが適当」とされたところであ

なお、ブロードバンド答申に係る意見招請にお いて、NTT 東西からは、2020 年初頭において一

前までには具体的な実施時期等をお知らせする考	定程度のメタル回線が残るとの考えが示されて
えですが、このルールにかかわらず、アクセスのマ	いるが、メタル回線がどの程度残存するか、その
イグレーションについて決定した段階で、速やかに	メタル回線がどのように利用されると見込まれる
他事業者にご説明させていただく考えです。	かといった点について、より具体化されることが
(NTT 西日本)	望ましい。
再意見56 事業領域を跨ぐグループ化に対応した	考え方56
検証が行えるよう、本制度と競争評価の枠組みを	
ともに見直し、連携させることが必要である。	
■ 競争評価2010第3編「今後の定点評価の在り	■ これまでも競争評価の結果と競争セーフガードの
方」(※7)では、固定系と移動系のブロードバンド市	検証結果については、可能な限り相互に活用して
場を一体的な市場として画定する見直し案が示さ	きたが、来年度から開始する公正競争レビュー制
れており、グループ間で市場領域を跨いでサービス	度の運用においてデータによる客観性の担保や市
を提供する事例などについても評価分析の対象と	場シェア等の動向の観点から検証が行われること
する検討が進んでいるところです。	から、両者において一層の連携が進展することが
	想定される。
(※7)2011年7月 電気通信事業分野における競	なお、グループ間の連携に関しては、具体的にど
争状況の評価2010第3編 第2章 3(5)	のようなデータを収集し、どのように市場の分析及
なお、当面、固定系と移動系のデータ通信市場は	び評価に反映させるかについて、専門的な検討が
別々の市場として画定することとするが、今後のLT	必要と考えられることから、競争評価においては今
Eの普及状況や第4世代移動体端末の導入状況等	後の検討課題とされているところであり、公正競争
を見つつ、将来的には固定系と移動系のブロード	レビュー制度においても、競争評価における検討の
バンド市場を一体的な市場として画定することにつ	状況を踏まえつつ、必要に応じて検証を行うことと
いても検討が必要と考えられる。	する。
	,
電気通信事業分野においては、事実上NTTグル	
ープ、KDDIグループ、ソフトバンクグループの3事	
業者に集約化されてきている状況であるため、事業	
者ごとのシェアや収入、不可欠性の有無に着目した	
指定電気通信制度やNTTグループにおける累次の	
公正競争要件では、市場領域を跨ぐグループ化や	
同じ市場領域であっても事業領域を跨ぐグループ	
化に対応し切れないものと考えます。	
したがって、このような市場環境の変化に応じて	
本制度や競争評価の枠組みを見直し連携させた上	
で呼及 いがチョ 画の 下型のできた 直の生活で ピルエ	

	で、グループ間の連携が公正競争上問題となるか	
	検証する必要があると考えます。	
	(イー・アクセス)	
意見57 固定電話発携帯電話着料金について、	再意見57	考え方57
料金格差を是正し、利用者が料金を認識できる		
ようにする等の検討が必要。		
■【固定電話発携帯電話着通話のユーザ料金】	■ 固定発携帯着通話のユーザ料金については、	
当社の加入電話から発信し携帯電話へ着信する		ついては、2002年11月、電気通信事業紛争処理委
通話の料金については、現在、着信側である携帯		員会(当時)より総務大臣に対し、「接続における適
事業者が料金設定しておりますが、その料金は3		正な料金設定が行いうる仕組みの整備の勧告」が
分 70 円から 120 円となっており、発信側のお客様		なされたことを受け、総務省において「料金設定の
はどの料金が適用されるか分からない状況であり、	れ、料金低廉化・多様化に資すると考えられる」こ	在り方に関する研究会」報告書(2003年6月)がとり
また、発側事業者が設定する場合の料金と比べて		まとめられ、「競争の促進」「利用者利益」といった
割高な料金を負担している状況です。	者の提示する料金を支払うかを選択することがで	検討の視点に基づき、固定電話発携帯電話着の通
当社としては、お客様利便の向上の観点から、	きること」等を勘案し、「中継接続を導入し、中継事	話のうち、中継接続(中継事業者の設定する利用
携帯事業者自らが、このような料金格差を是正し、	業者も料金設定を行うことが適当」との整理が図ら	者料金を選択して通話するもの)及び IP 電話発携
料金の低廉化を図っていただく、或いは、お客様自		帯電話着について、発信事業者側が料金設定を行
身が利用する料金を認識できるようにする等につい		うことが望ましいと整理されている。また、移動体通
て検討していく必要があると考えます。	の仕組みからは、「どの料金が適用されるか分か	信サービス(データ通信)に係る裁定事案への電気
(NTT 東日本)	らない」といった問題点も解消し得ることに加え、携	通信事業紛争処理委員会答申(2007年11月)にお
	帯事業者のみならず、中継事業者も含めた健全な	いても、この視点を踏まえた検討が行われ、発信側
	競争環境が整えられていることを踏まえると、現時	の日本通信に利用者料金の設定権を認めることが
	点で見直しをせまられる特段の事情は存しないも	適当とされている。
	のと考えます。 ・ 仮に選択中継呼に加えて、現在、携帯事業者が	■ ブロードバンド答申において示されたとおり、着
	・一版に選択中極時に加えて、現在、携帯事業有が 料金設定を行う通話についても固定事業者が料金	■ フロードハンド音中にあいて示されたとおり、有 信側事業者が設定する通話料金は割高であり、ユ
	*科立設定を179週間についても固定事業有が料金 を設定することとした場合には、自ら料金設定を行	ーザにとって適用される通話料金がわからないとい
	で設定することとした場合には、自ら社並設定を11 うことを前提に事業展開を行ってきた携帯事業者	う指摘について、携帯電話事業者(着信)側が設定
	の経営に急激な変化が生じるとともに、料金設定	する通話料が、NTT 東西(発信側)の設定するもの
	の程置に志滅な変化が至しることもに、将並設を	と比べ、多くの時間帯で依然一定程度上回っている
	として、現在よりも競争原理が働きにくくなることが	ことも踏まえ、料金体系の違いについて事業者から
	こうと、現在よりも競争原達が働きにくなることが	も利用者に周知するよう努めるとともに、これまで
	恋心で化、かんりでエーケ州民任の内下に系がる	0門用省に向加するよう力のることのに、これよく

の整理が今後もそのまま妥当するかという点も含

但し、携帯事業者の設定する料金が「発側事業 め、現状の料金設定の在り方について関係事業者

可能性があるものと考えます。

者が設定する場合の料金と比べて割高」との指摘については、当社は今後、よりお客様に使い勝手の良い料金を目指し、見直しを図っていく所存です。

(NTTドコモ)

■ 仮に、加入電話発携帯電話着(L→M)通話の料金設定権が発信側であるNTT東・西に移ると、L→M発信市場におけるNTT東・西のシェアが一気に高まることとなります。その結果、選択中継サービスの競争が損なわれ、ユーザ利便の低下につながりかねないため、現状維持とすべきと考えます。

なお、当社は、直加入発携帯電話着の通話と同様に、加入電話発携帯電話着について選択中継サービスを導入し、低廉な料金で提供しているところです。

(KDDI)

■ 固定電話発携帯電話着通話については、そもそも本制度の検証の対象外案件と考えますが、2011年9月7日に公表された「電気通信事業分野における競争状況の評価 2010」において、「各事業者の経営判断に委ねるべき」という総務省殿の考えが示されているところです。

むしろ競争セーフガード制度という観点で着目すべきは、独占市場となっているひかり電話発通話において、マイライン等の利用者におけるサービスの選択肢が用意されていない点であり、NTT-NGNにおいて競争事業者が各種競争サービスを提供可能となるようGC 接続等のアンバンドル措置を早急に講じるべきと考えます。

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバン クモバイル)

間において必要な見直しを行うことが適当である。